八戸市
緑の基本計画

令和５（2023）年３月

はじめに

私たちが暮らすこの八戸市は、豊かな自然と先人たちのたゆみない努力で整備された産業・都市基盤により、北東北の中核都市として発展してまいりました。

近年、国内では人口減少・少子高齢化や人々のライフスタイルの多様化、地球規模での環境問題への対応など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

当市では、緑の適正な保全と緑化の推進に関する施策を実施するための基本計画として、平成 16（2004）年3月に「八戸市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や緑化推進など市民に安らぎと潤いを提供するための施策を進めてまいりました。

しかしながら、策定から20年近くが経過し、市民1人当たりの都市公園面積は国の目標水準を上回っているものの、市民の公園・緑地に対するニーズの多様化への対応や、整備後長期間が経過した公園施設や樹木の維持管理等、緑の適正な維持保全といった新たな課題も顕在化してきました。

こうした中、このたび改定いたしました「八戸市緑の基本計画」では、「みんなでそだてる」「みんなでまもる」「みんなでつなぐ」という基本理念を継承しつつ、緑の量を確保するための整備目標に加え、緑の質の向上を図るための管理目標を新たに設定し、目標の実現に向けた具体的な取組を示しております。

本計画が目指す目標の実現に向けては、市民の皆様を始め、事業者や団体、関係機関の皆様と対話や連携をしながら一緒になって計画を推進していくことが不可欠と考えておりますので、皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントを通じ貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様を始め、熱心に御審議をいただきました八戸市緑の審議会委員並びに関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和５（2023）年３月

八戸市長　**熊谷　雄一**

目　次

第１章　緑の基本計画改定の考え方 1
１－１　緑の基本計画とは 2
１－２　緑の基本計画の位置付け 4
１－３　地域区分の設定 6

第２章　八戸市の都市特性 7
２－１　自然環境 8
（１）位置・面積 8
（２）地形・地勢等 9
（３）植生 10
（４）動植物 11
２－２　社会条件 12
（１）人口・世帯数 12
（２）地域別人口 14
（３）産業 15
（４）歴史・文化財等 16
（５）土地利用 17
（６）交通網 18
（７）都市計画 19
（８）公共公益施設 22
（９）景観 23
（10）防災 25
（11）観光 27
２－３　緑の現況 28
（１）緑被地 28
（２）緑地 30
（３）緑化活動 39

第３章　住民意向調査 43
３－１　アンケート調査 44
（１）アンケート調査の概要 44
（２）アンケート調査の結果 45
３－２　八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議 65
（１）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の目的 65
（２）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の提言 65

第４章　緑の機能別評価及び課題の整理.....67
４－１　緑の機能別評価 68
（１）評価の考え方 68
（２）４機能別の評価.....69
４－２　緑の課題.....77

第５章　緑の将来目標.....79
５－１　基本理念.....80
５－２　緑の将来像.....81
（１）水と緑の拠点 81
（２）水と緑と人のネットワーク.....83
（３）水と緑のゾーン.....83
（４）緑の将来像 84
５－３　緑の目標水準 85
（１）緑の管理目標 85
（２）緑の整備目標 85
５－４　緑のまちづくり基本方針 87

第６章　実現に向けた施策の方針 89
６－１　具体的な取組 90
６－２　施策の体系図 105

第７章　地域別計画及び緑化重点地区計画.....107

第８章　計画の実現に向けて.....127
８－１　基本的な考え方 128
８－２　緑のまちづくりに向けた施策の展開..... 128
（１）緑の保全・創出に関する施策の推進体制について..... 128
（２）緑のまちづくりに関する事業・制度の計画的、効率的な展開..... 129

用語集 130

改定の経緯 139

第 1 章

緑の基本計画改定の考え方

1－1　緑の基本計画とは
1－2　緑の基本計画の位置づけ
1－3　地域区分の設定

1

第１章　緑の基本計画改定の考え方

１－１　緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第４条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、その目標と実現のための施策等を市町村が定める総合的な計画です。

「八戸市緑の基本計画」は、私たちの生活環境を構成する重要な要素である「緑」について、行政の取組はもとより、市民と事業者との協働による保全や創出に関することを、総合的かつ体系的に定めたものであり、緑豊かな潤いのある八戸市の実現に向けて、都市公園等の整備や公共空間の緑化のみならず、山林や農地の保全、民有敷地の緑化、緑に関わるまちづくり活動への支援など、緑のまちづくりの総合的な指針となります。

本市では、平成 16（2004）年３月に現行計画を策定し、取組を進めてきましたが、目標年次である令和６（2024）年３月をまもなく迎え、人口減少・少子高齢化の社会への変化や都市緑地に関する大幅な法改正等、緑を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、「八戸市総合計画」、「八戸市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画との整合を図りながら、地域における緑づくりの課題を抽出し、緑の保全、活用に向けた方針と対策及び実現化への方策などについて見直しを行い、計画を改定します。

■緑の基本計画の特徴

○法律に根拠を置く計画制度である
○市町村の緑の全てに関する総合的な計画である
○住民に最も身近な市町村が策定する計画である
○都市緑地法担当部局が調整役となり策定する計画である
○計画の策定に際して住民意見を反映すべき計画である
○計画内容を公表すべき計画である

■計画期間

この計画は、目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があるため、おおむね 20 年後の令和 25（2043）年３月を目標年次として、緑の将来目標を設定します。なお、必要に応じ適宜見直しを検討します。

■緑の基本計画における「緑」

「緑」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、もしくはその状況がこれらに類する土地（農地を含む）が、単独もしくは一体となって、またはこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。

緑は、環境改善機能、防災機能、景観形成機能、レクリエーション機能等、様々な機能があります。

【緑の主な機能】

出典：（一社）日本公園緑地協会「緑の基本計画ハンドブック　令和３年改訂版」

1－2　緑の基本計画の位置付け

本市の「緑」全般の施策を推進するためのマスタープランとして位置付けられる「八戸市緑の基本計画」は、国・県の緑に関する指針等を踏まえることはもとより、本市における総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画や関連計画との整合を図りながら改定を行います。そして本計画に基づき、本市の多岐にわたる緑の保全、活用を総合的に進めます。

また、「八戸市緑の基本計画」は、「八戸市都市計画マスタープラン」における“将来都市像”を実現するための部門別マスタープランの一つ、“緑（水と緑）に関するマスタープラン”としても位置付けられます。

■八戸市緑の基本計画の位置づけ

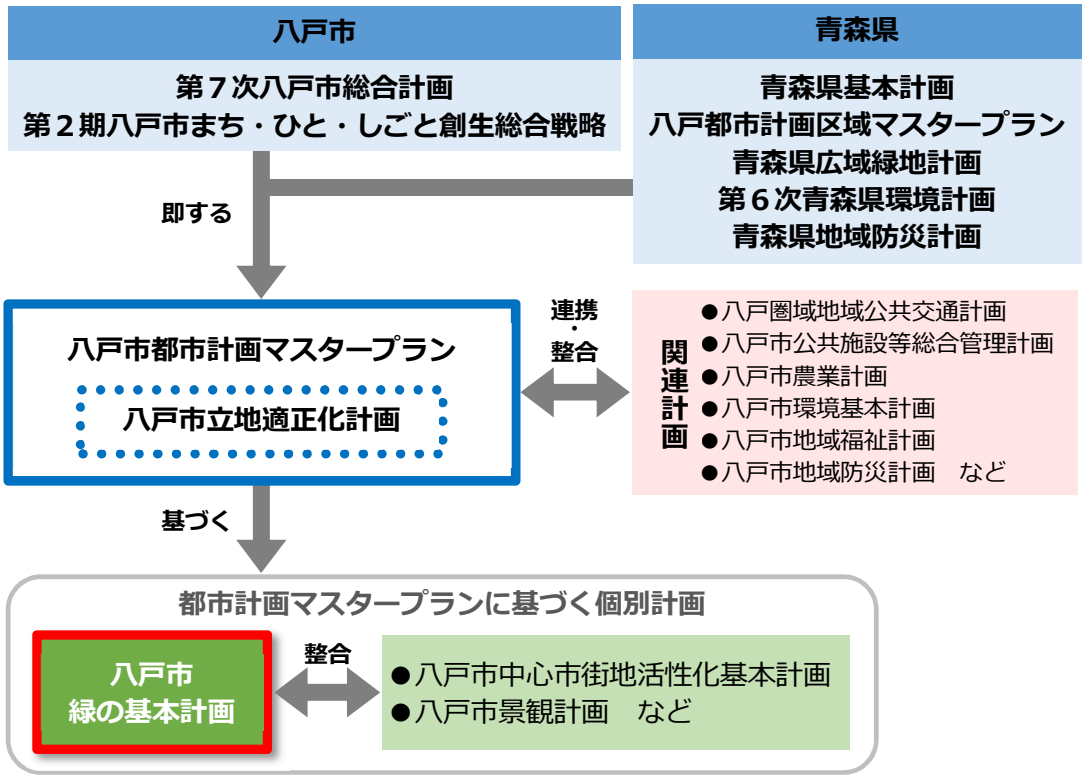

■八戸市緑の基本計画の改定フロー

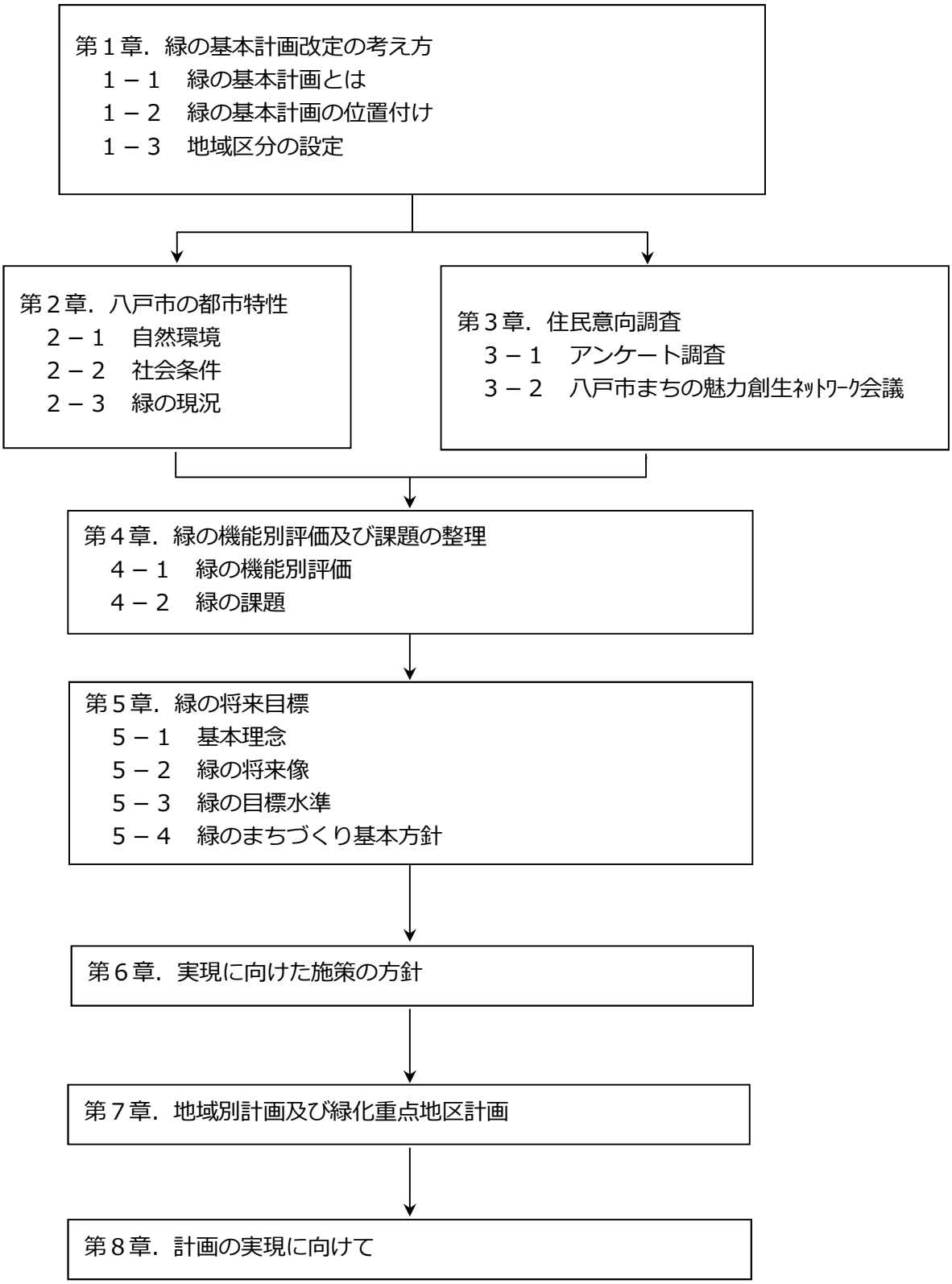

1－3　地域区分の設定

本市のまちづくりの計画単位としての地域区分を設定するに当たり、下記の点を考慮します。

■地域区分に際しての考慮点

・地域の特徴や個性を表しやすいこと
・住民にとってまちづくりに参加しやすい等なじみがあること（中学校区単位）
・市が把握している統計資料等の地域区分状況を踏まえること
・「八戸市都市計画マスタープラン」で設定されている区域割を踏まえること

以上を踏まえ、11 地域に区分します。

図　地域区分図

第 2 章

八戸市の都市特性

2－1　自然環境
（1）位置・面積
（2）地形・地勢等
（3）植生
（4）動植物
2－2　社会条件
（1）位置・面積
（2）地形・地勢等
（3）植生
（4）動植物
（5）土地利用
（6）交通網
（7）都市計画
（8）公共公益施設
（9）景観
（10）防災
（11）観光
2－3　地域区分の設定
（1）緑被地
（2）緑地
（3）緑化活動

2

第２章　八戸市の都市特性

２－１　自然環境

（１）位置・面積

本市は青森県の南東部に位置し、工業と水産業を中心に発展してきた都市です。市域面積は約305km^{2}で、北はおいらせ町（旧百石町、旧下田町）及び五戸町（旧五戸町、旧倉石村）、西は南部町（旧福地村・旧名川町・旧南部町）、南は階上町及び岩手県軽米町に接しています。

八戸地方には、是川石器時代遺跡や長七谷地貝塚に代表される縄文時代の遺跡が数多く残されており、古くから人々の生活が営まれていたことが知られています。南北朝時代には甲斐国の南部師行が根城に城を構えこの地域を治めましたが、盛岡の南部利直の命を受け遠野へ移された後、八戸は盛岡南部藩の直轄地となりました。寛文４（1664）年藩主南部重直の死去により、遺領 10 万石のうち８万石を重直の弟の重信に与えて盛岡藩を相続させ、残り 2 万石は次弟の直房に新たに与える裁定を下し、ここに八戸藩 2 万石が誕生し八戸発展の礎となりました。

現在の八戸市は昭和４（1929）年に八戸町、小中野町、湊町、鮫村の合併による市制施行に始まり、昭和 15（1940）年に館村の一部編入、昭和 17（1942）年に下長苗代村、昭和 29（1954）年に是川村、昭和 30（1955）年には上長苗代村、市川村、館村、豊崎村を合併し、昭和 33（1958）年に五戸町と境界変更、大館村を合併、平成 17（2005）年に南郷村を合併したことによりほぼ現在の市域となっています。

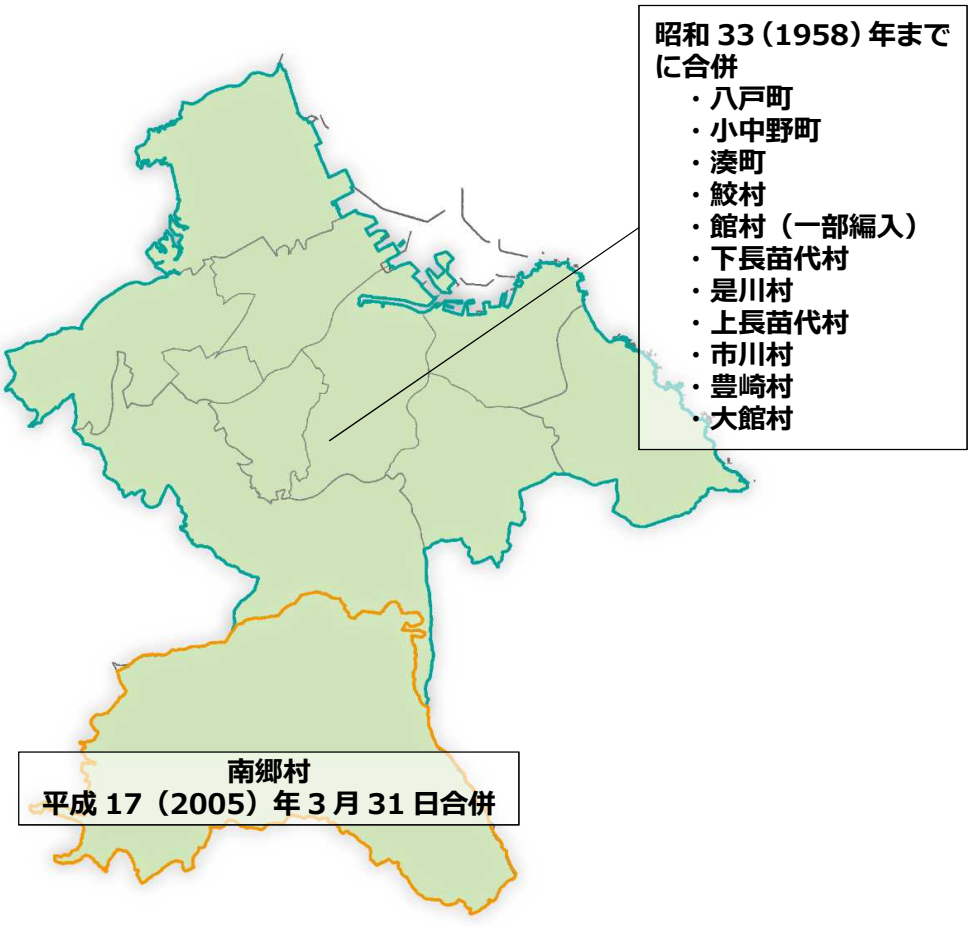

（2）地形・地勢等

本市の地形は、西の奥羽山脈や岩手県境の山地から北、東方向に緩やかな丘陵地がつらなり、太平洋に向けてほぼ西方から流れる河川によって形成された平野が広がっています。

市内の標高は、南郷地区の軽米町との境界付近が約 350mと最も高く、新井田川と土橋川上流部の市境界付近が約 200m、さらに西部から南部の丘陵地にかけて 100m以上のところも見られます。地形の傾斜は、部分的に急傾斜地は見られますが、８度未満の地域が大部分を占めており全体的に平坦地または緩傾斜地であるといえます。

その丘陵地の間を一級河川馬淵川（支川：浅水川、坂牛川、盲堤沢、土橋川）、二級河川新井田川（支川：松館川、頃巻川、古里川）、五戸川、奥入瀬川等の河川が太平洋に向けて緩やかに流れています。

気候は太平洋気候に属しますが、やませ（冷たい北東風）の影響を受け夏は冷涼で、冬は晴天が多く乾燥します。また北東北に位置していますが、降雪量が非常に少なく、日照時間が長いことが特徴です。

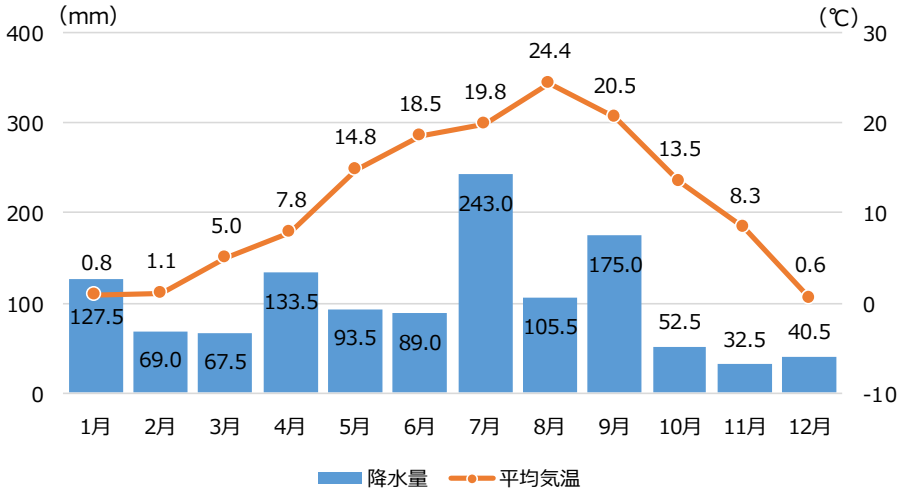

〔資料：八戸市統計情報（令和３年版）〕

図　八戸市の平均気温及び降水量（令和２（2020）年）

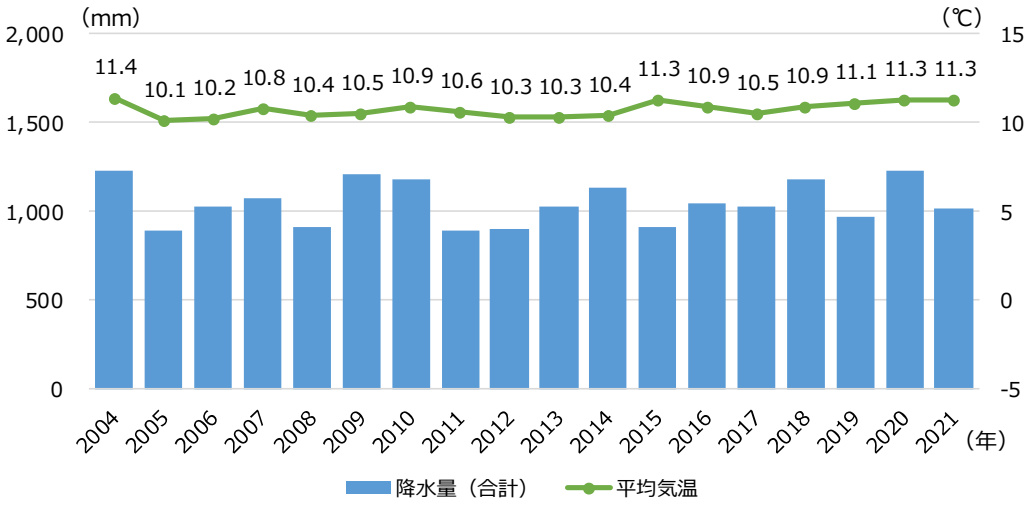

〔資料：気象庁ホームページ〕

図　青森県八戸地点の平均気温及び降水量

（3）植生

本市は総土地面積 30,556ha、うち森林面積は 10,111ha（森林比率 33.1%）で、全て民有林となっています。

民有林のうち人工林面積は 4,577ha、人工林率は約 45%で県平均（約 55%）と比べて低い割合ですが、間伐等の施業が必要な育成段階にある 50 年生以下の人工林は約 48%と、その半数近くを占めています。

表　民有林の年生別面積

単位：ha

区分＼年生別		総数	1～10年生 (1･2齢級)	11～20年生 (3･4齢級)	21～30年生 (5･6齢級)	31～40年生 (7･8齢級)	41～50年生 (9･10齢級)	50年生 (11齢級以上)
民有林計		10,111	541	193	646	1,451	1,105	5,885
人工林		4,577	169	162	501	786	599	2,360
主要樹種別	スギ	1,934	53	78	435	573	242	553
	アカマツ	2,166	5	4	31	202	340	1,584
	その他針葉樹	331	63	17	5	9	14	223
	その他広葉樹	146	48	61	29	3	3	2
天然林		5,244	372	31	145	665	506	3,525

〔資料：八戸市〕

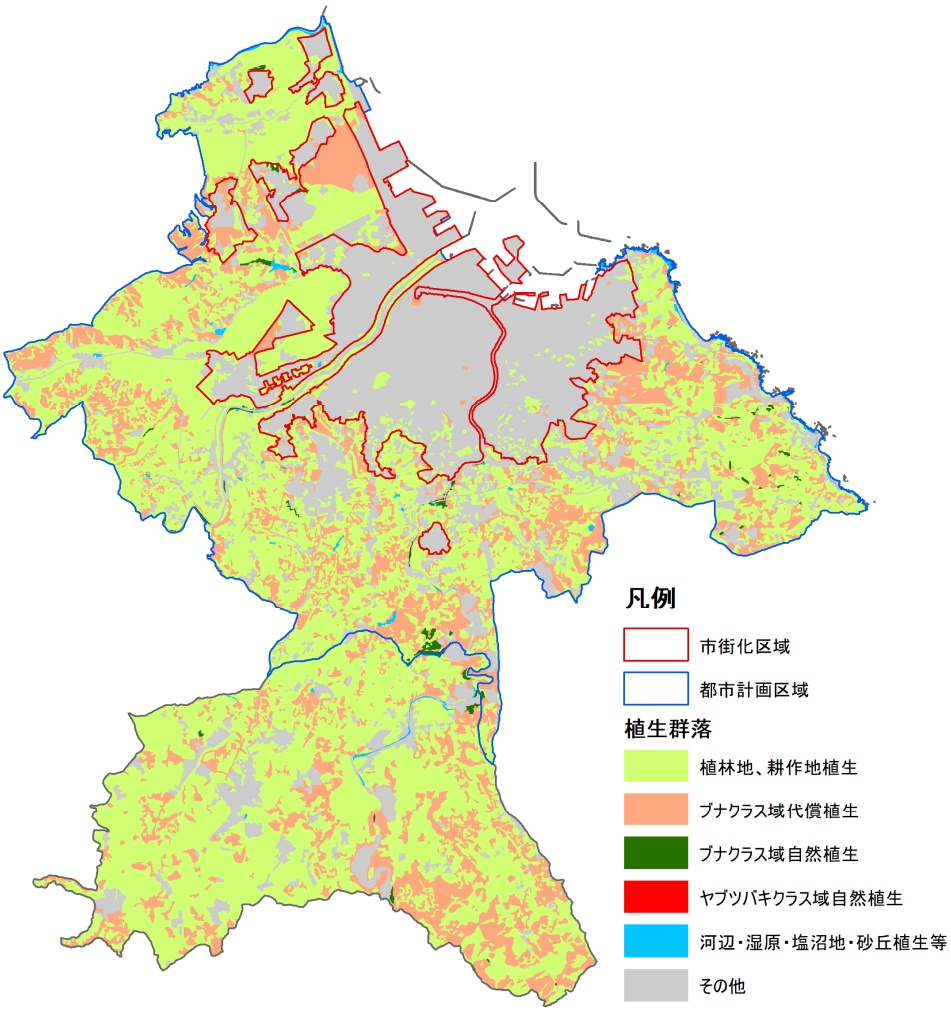

〔資料：環境省自然環境局生物多様性センター　植生調査(植生自然度調査)〕

図　植生図

（4）動植物

本市の海、川、森林、農地などの多様な自然環境は、多くの動植物の生息・生育地ですが、宅地や工業地の開発などに伴い、生息・生育地の減少や環境悪化が問題となっています。

青森県に生息・生育する野生生物のうち、特に希少な種についてまとめた「青森県の希少な野生生物 －青森県レッドデータブック（2020 年改定版）－」では、1,032 種の希少野生生物を指定しており、そのうち最重要希少野生生物（A ランク）に指定されているムラサキセンブリなどの植物を始め、本市にも多くの希少野生生物が生息・生育しています。

種差海岸には、ウミネコの繁殖地として天然記念物に指定されている蕪島があり、このウミネコは、本市の市民の鳥に指定されています。

一方、市内各所には、特定外来生物に指定されていて、繁殖能力が強く、再生能力も高いオオハンゴンソウなどの侵入・定着が確認されています。平成 29（2017）年には強い毒を持つ南米原産のヒアリが国内で相次いで確認されたこともあり、特定外来生物による生態系への影響を防止するための迅速な対策が求められています。

また、近年、市内でもニホンジカやクマ、イノシシなどの鳥獣の目撃事例があるため、農作物や市民生活への被害が懸念されているところです。

市内では白銀地区を流れる勘助川におけるホタルの里づくりや種差海岸でのオオハンゴンソウの駆除など、市民による保全活動が行われています。

蕪島

種差天然芝生地

ウミネコ雛鳥

オオハンゴンソウの駆除作業

〔資料：令和 3 年版 八戸の環境〕

2－2　社会条件

（1）人口・世帯数

1）市全体の人口・世帯数

国勢調査によると、本市の人口は令和 2(2020)年 10 月 1 日現在 223,415 人で、平成 12(2000)年以降減少傾向が続いています。世帯数は 95,671 世帯で増加傾向が続いています。八戸市都市計画基礎調査によると、市街化区域内人口は平成 22（2010）年に減少しましたが、平成 27（2015）年には増加に転じています。

表　人口の推移

		人口（人）	対前５年増加率（%）	世帯数（世帯）	対前５年増加率（%）
実数	1975年	231,945	－	64,396	－
	1980年	245,617	5.9	72,635	12.8
	1985年	248,691	1.3	75,917	4.5
	1990年	247,983	△ 0.3	79,735	5.0
	1995年	249,358	0.6	85,285	7.0
	2000年	248,608	△ 0.3	88,657	4.0
	2005年	244,700	△ 1.6	90,308	1.9
	2010年	237,615	△ 2.9	91,917	1.8
	2015年	231,257	△ 2.7	93,750	2.0
	2020年	223,415	△ 3.4	95,671	2.0
将来予測	2032年	196,791			
	2042年	170,400			

〔資料：国勢調査〕

表　都市計画区域内の人口

単位：人

	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
2005年	200,064	38,364	238,428
2010年	188,594	43,143	231,737
2015年	192,782	33,144	225,926

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

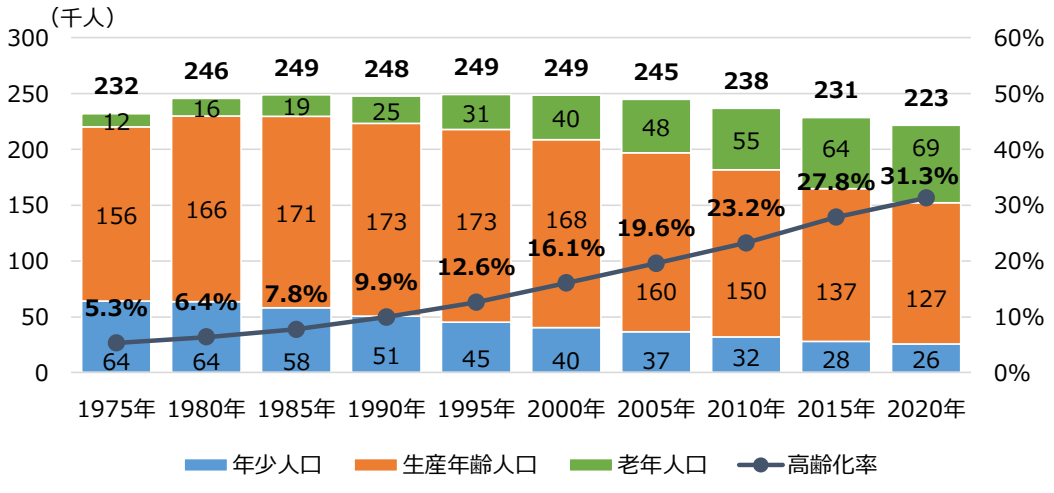

〔資料：国勢調査〕

図　人口と高齢化率の推移

２）年齢・性別人口構成

国勢調査によると、令和２（2020）年の年齢・性別人口は下表のとおりであり、14 歳以下の年少人口は 25,636 人で全体の 11.5%、15～64 歳の生産年齢人口は 126,567 人で 56.7%、65 歳以上の老年人口は 69,328 人で 31.0%となっています。

平成 17（2005）年から令和２（2020）年までの年齢構成比の推移をみると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少傾向にありますが、老年人口（65 歳以上）の割合は増加傾向にあります。

表　年齢３区分別・性別人口（令和２（2020）年）

	単位	総　数	男	女
年少人口（0～14歳）	実数（人）	25,636	13,155	12,481
	構成比（%）	11.5	12.3	10.7
生産年齢人口（15～64歳）	実数（人）	126,567	63,266	63,301
	構成比（%）	56.7	59.2	54.3
老年人口（65歳以上）	実数（人）	69,328	29,160	40,168
	構成比（%）	31.0	27.3	34.5
年齢不詳	実数（人）	1,884	1,237	647
	構成比（%）	0.8	1.2	0.6
総　数	実数（人）	223,415	106,818	116,597
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0

〔資料：令和２年国勢調査〕

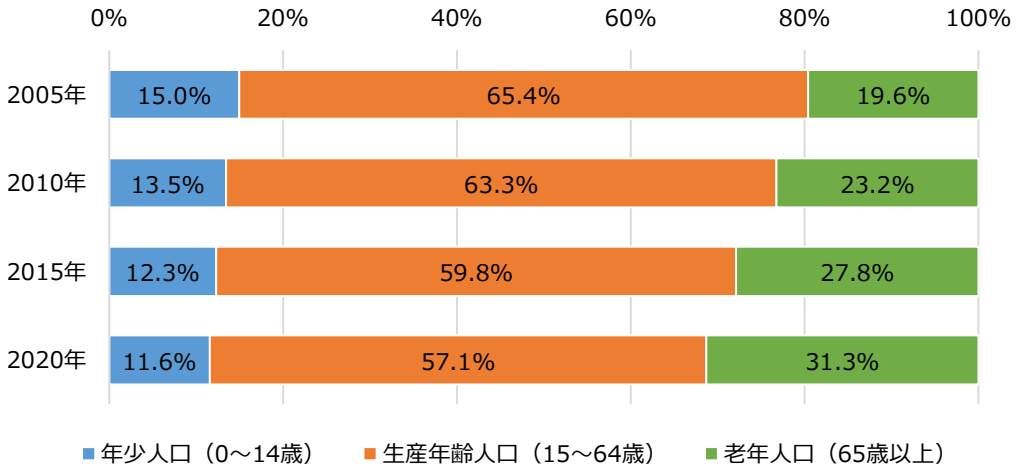

〔資料：国勢調査〕

図　年齢構成比の推移

※年齢構成比の算出には年齢不詳を含まないため、上表の構成比とは一致しない。

（2）地域別人口

住民基本台帳をもとに平成 27（2015）年と令和 2（2020）年の地域別の人口を比較すると、市全体としては 4.2%の減少ですが、5.根城・田面木・新都市地域のみ増加しています。

世帯数は市全体で 2.4%増加しており、2.下長地域、3.八戸駅周辺地域、5.根城・田面木・新都市地域、9.大館地域では市全体の増減率を上回っています。ほとんどの地域で増加していますが、1.市川地域のみ減少しています。1.市川地域、8.館・是川地域、10.南浜地域、11.南郷地域では、人口・世帯数ともに減少しています。

表　地域別人口・世帯数・人口密度

地域	人口（人）			世帯数（世帯）		
	2015年	2020年	増減率	2015年	2020年	増減率
1　市川	12,464	11,690	-6.2%	5,707	5,679	-0.5%
2　下長	27,543	25,927	-5.9%	12,030	12,347	2.6%
3　八戸駅周辺	10,590	10,563	-0.3%	4,628	4,840	4.6%
4　中央	66,607	64,335	-3.4%	32,129	32,906	2.4%
5　根城･田面木･新都市	27,333	27,703	1.4%	11,869	12,583	6.0%
6　湊･白銀･鮫	52,537	49,454	-5.9%	23,630	24,064	1.8%
7　豊崎	1,782	1,589	-10.8%	710	720	1.4%
8　館･是川	8,865	8,040	-9.3%	3,888	3,840	-1.2%
9　大館	19,940	19,322	-3.1%	8,962	9,196	2.6%
10　南浜	2,959	2,613	-11.7%	1,230	1,178	-4.2%
11　南郷	5,539	4,891	-11.7%	2,178	2,150	-1.3%

〔資料：住民基本台帳〕

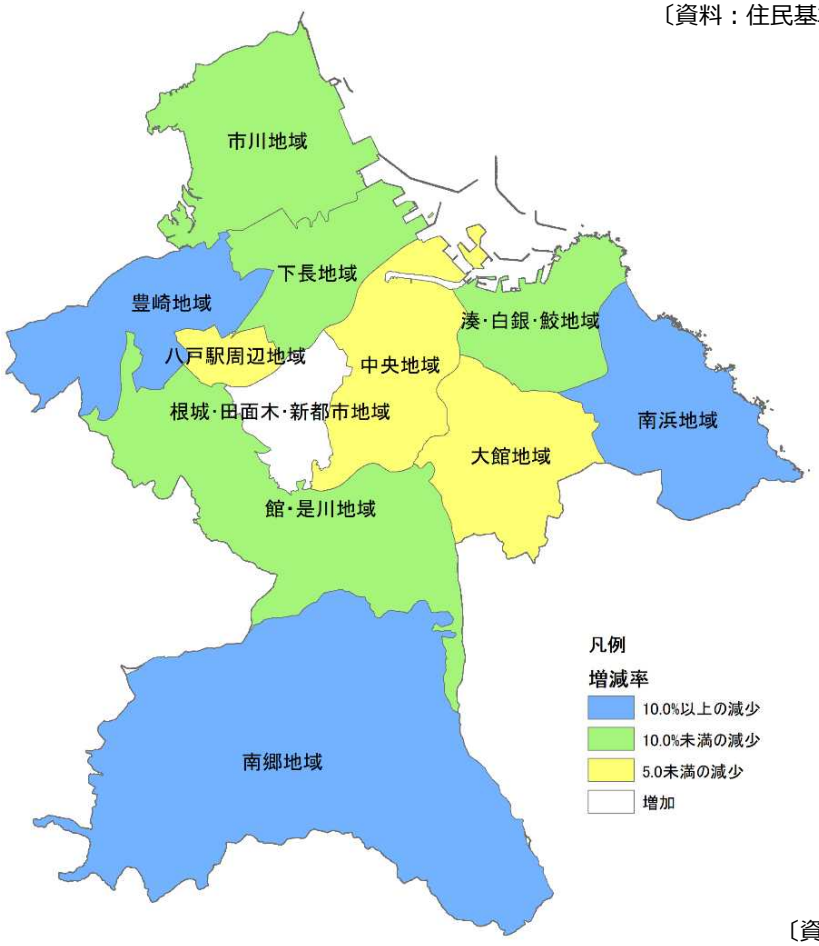

〔資料：住民基本台帳〕

図　地域別人口増減図

（3）産業

国勢調査によると、令和 2（2020）年の産業大分類別就業者数は、第 1 次産業就業者が 3,182 人で 3.0%、第 2 次産業就業者が 23,408 人で 22.0%、第 3 次産業就業者が 77,724 人で 73.2%と、第 3 次産業就業者が大きな割合を占めています。

平成 22（2010）年からの推移としては、第 1 次産業と第 2 次産業の就業者は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向となっています。

第 1 次産業就業者の内訳をみると、農業・漁業就業者は減少傾向が続いています。林業就業者はわずかながら増加しています。

図表　産業大分類別就業者数の推移

	2010年	2015年	2020年	
	就業者数(人)	就業者数(人)	就業者数(人)	構成比
第 1 次産業	3,926	3,625	3,182	3.0%
第 2 次産業	24,456	24,286	23,408	22.0%
第 3 次産業	77,412	77,656	77,724	73.2%
分類不能の産業	2,652	2,465	1,884	1.8%
総数	108,446	108,032	106,198	100.0%

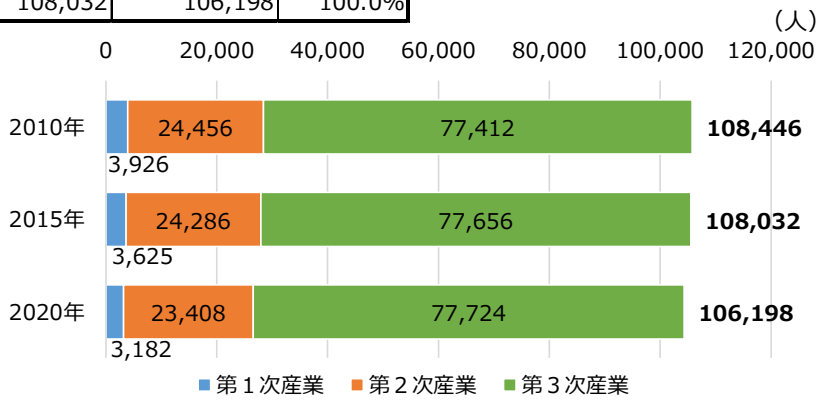

〔資料：国勢調査〕

図表　第一次産業就業者数と耕地面積の推移

	2010年	2015年	2020年
	就業者数(人)	就業者数(人)	就業者数(人)
農業	3,061	2,782	2,485
林業	53	91	109
漁業	812	752	588

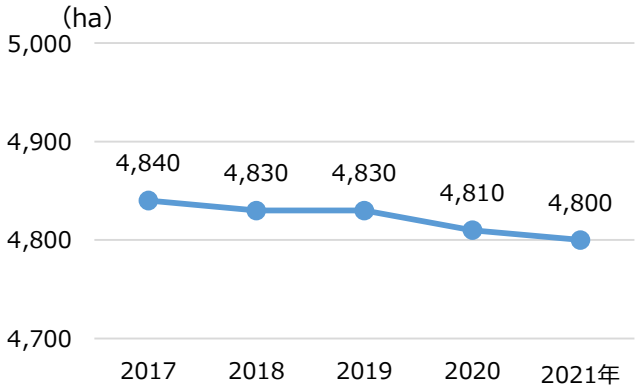

〔資料：国勢調査、作物統計面積調査〕

（4）歴史・文化財等

市内には国指定の文化財である清水寺観音堂、根城跡や是川石器時代遺跡、種差海岸を始めとして、多くの文化財が指定されています。

是川石器時代遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、令和３（2021）年７月に世界文化遺産に登録されました。また、根城跡の主要部分は「史跡根城の広場」として史跡公園化されています。

その他にも、市内には埋蔵文化財が多く見られ現在も発掘調査が進められています。

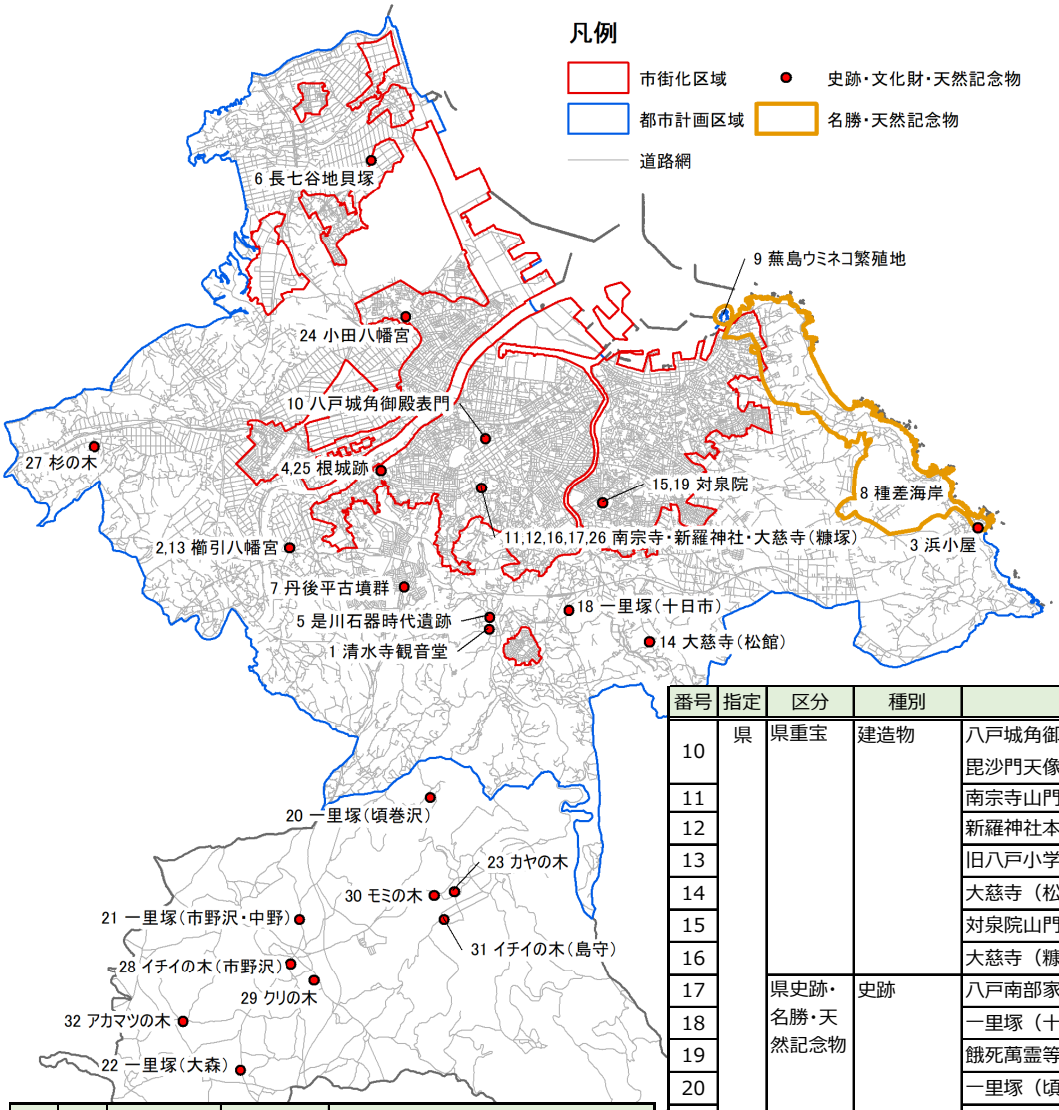

番号	指定	区分	種別	名称
1	国	重要文化財	建造物	清水寺観音堂 附棟札3枚
2				櫛引八幡宮本殿、旧拝殿、末社神明宮本殿、末社春日社本殿、南門 附鰐口
3		民俗文化財	重要有形民俗文化財	八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋
4		史跡・名勝・天然記念物	史跡	根城跡
5				世界文化遺産 是川石器時代遺跡
6				長七谷地貝塚
7				丹後平古墳群
8			名勝	種差海岸
9			天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地

番号	指定	区分	種別	名称
10	県	県重宝	建造物	八戸城角御殿表門 附棟札3枚、毘沙門天像1躯 毘沙門天像1躯
11				南宗寺山門
12				新羅神社本殿、拝殿
13				旧八戸小学講堂
14				大慈寺（松館）山門 附棟札1枚
15				対泉院山門
16				大慈寺（糠塚）本堂、山門、経蔵
17		県史跡・名勝・天然記念物	史跡	八戸南部家墓所
18				一里塚（十日市）
19				餓死萬霊等供養塔及び戒壇石
20				一里塚（頃巻沢）
21				一里塚（市野沢・中野）
22				一里塚（大森）
23			天然記念物	カヤの木
24	市	市有形文化財	建造物	小田八幡宮仁王門
25				旧八戸城東門
26		市記念物	史跡	敷石供養塔
27			天然記念物	杉の木
28				イチイの木（市野沢）
29				クリの木
30				モミの木
31				イチイの木（島守）
32				アカマツの木

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）、八戸市ホームページ〕

図　主な歴史・文化資源の分布図

（5）土地利用

市内の土地利用状況をみると、市域面積のうち山林が占める割合が最も多く 32.7%（9,995ha）で、次いで宅地の 16.0%（4,902ha）となっています。直近 5 年間に大きな変動は見られません。

平成 29（2017）年度の都市計画基礎調査によると、市街化区域のうち自然的土地利用は 11.5%あり、このうち畑が 5.1%と最も多く、田と合わせた農地は 5.3%となっています。市街化調整区域では自然的土地利用が 76.7%を占め、このうち山林が 44.0%、田と畑を合わせた農地は 24.1%となっています。

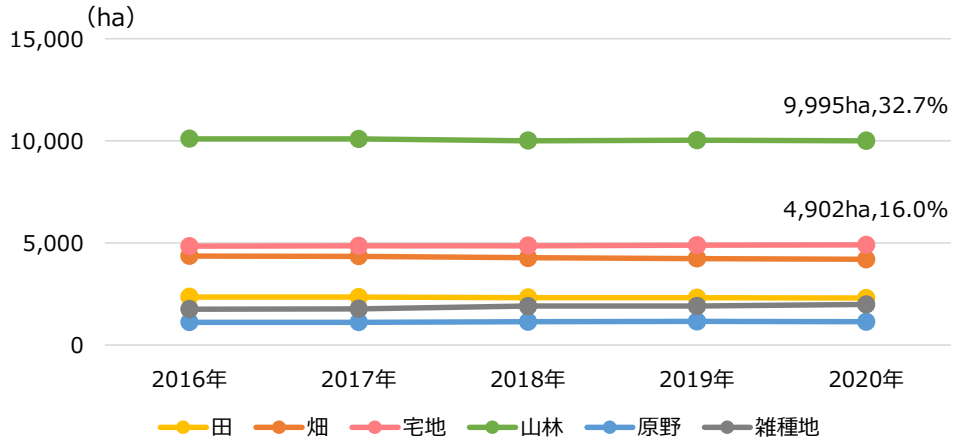

〔資料：固定資産概要調書（各年 1 月 1 日現在）〕

図　土地利用面積の推移

表　土地利用現況

			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
			面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
自然的土地利用	農地	田	12.1	0.2%	1,632.0	10.5%	1,644.1	7.7%
		畑	296.7	5.1%	2,118.1	13.6%	2,414.8	11.3%
		計	308.8	5.3%	3,750.1	24.1%	4,058.9	18.9%
	山林		151.4	2.6%	6,863.4	44.0%	7,014.8	32.7%
	水面		10.0	0.2%	219.1	1.4%	229.1	1.1%
	その他自然地		200.5	3.4%	1,130.5	7.3%	1,331.0	6.2%
	小計		670.8	11.5%	11,963.1	76.7%	12,633.9	59.0%
都市的土地利用	宅地	住宅用地	2,057.2	35.3%	817.4	5.2%	2,874.6	13.4%
		商業用地	491.0	8.4%	232.4	1.5%	723.4	3.4%
		工業用地	515.0	8.8%	222.8	1.4%	737.8	3.4%
		小計	3,063.1	52.5%	1,272.6	8.2%	4,335.7	20.2%
	農林漁業施設用地		10.5	0.2%	132.6	0.9%	143.1	0.7%
	公共･公益施設用地		518.4	8.9%	377.7	2.4%	896.1	4.2%
	道路用地		886.1	15.2%	785.2	5.0%	1,671.3	7.8%
	交通施設用地		272.8	4.7%	141.3	0.9%	414.1	1.9%
	公共空地		149.4	2.6%	170.5	1.1%	319.9	1.5%
	防衛施設用地		0.4	0.0%	632.2	4.1%	632.6	3.0%
	その他の空地		117.6	2.0%	28.4	0.2%	146.0	0.7%
	未利用地		146.9	2.5%	85.4	0.5%	232.3	1.1%
	小計		5,165.2	88.5%	3,625.9	23.3%	8,791.1	41.0%
合計			5,836.0	100.0%	15,589.0	100.0%	21,425.0	100.0%

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

（6）交通網

本市の道路体系は、市の中心部から放射状に伸びる道路と、市街地を取り囲む環状の道路を骨格とする放射環状道路により形成されています。また、広域連携を支える道路としては、国道 45 号、104 号、340 号、454 号、東北縦貫自動車道八戸線、三陸沿岸道路があります。

東北新幹線八戸駅以北には、新青森駅、北海道新幹線新函館北斗駅が開業し、国内各地との交流を支える広域ネットワークの整備が進められています。

鉄道在来線は JR 八戸線、青い森鉄道が整備されており、JR 八戸線の本八戸駅は、市庁舎等の主要機能が集積している中心市街地に最も近い駅となっています。

八戸港は、工業港、漁港など様々な機能を備えた北日本有数の大規模港湾で、昭和 39（1964）年の新産業都市指定以来港湾整備が進められ、国際物流拠点港としての役割を果たしています。

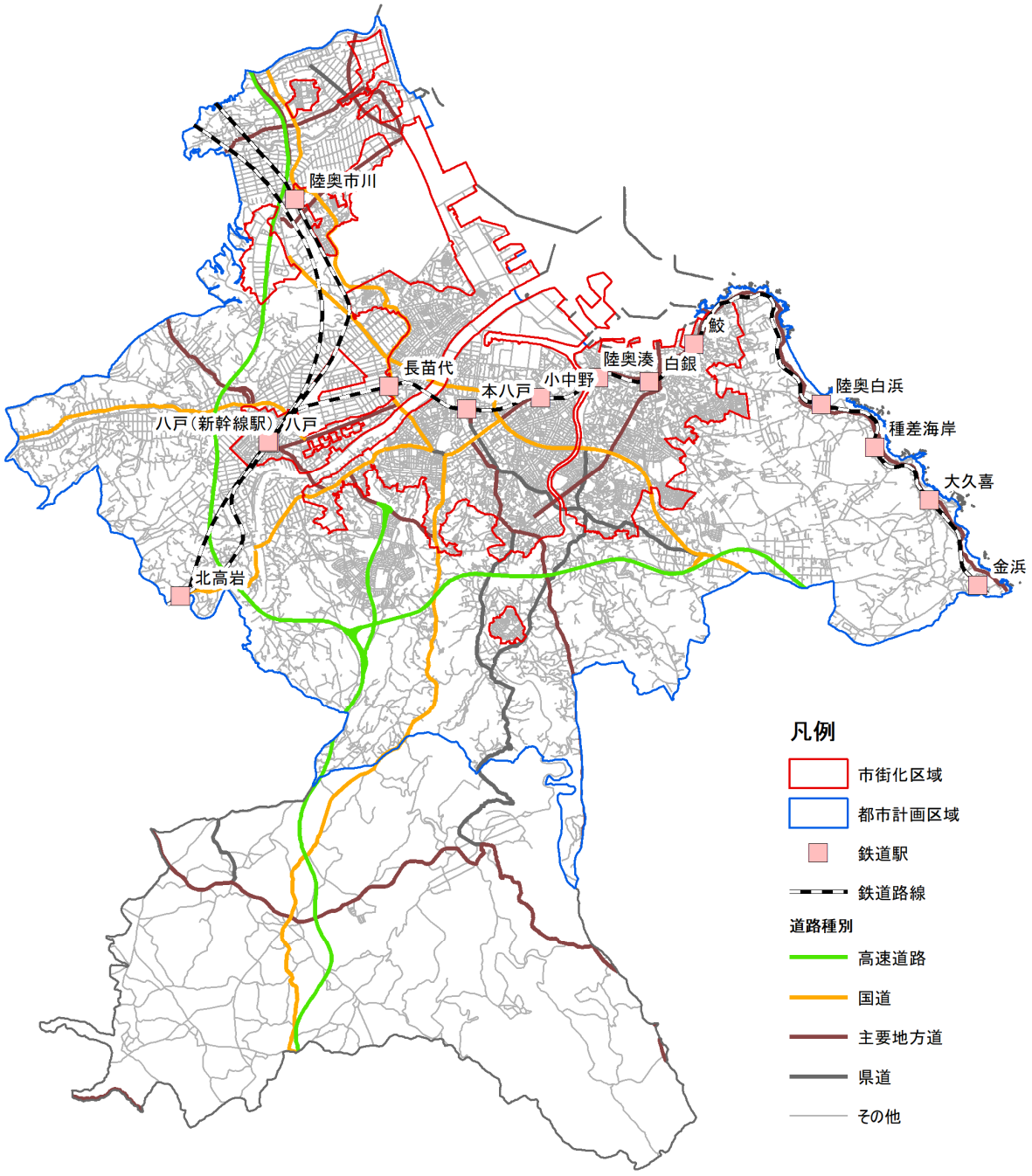

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

図　交通網図

（7）都市計画

1）法規制状況

本市の都市計画区域は 21,427ha で、市街化区域は 5,839ha、市街化調整区域は 15,588ha となっています。

用途地域の指定面積は 5,894ha であり、用途地域内に市街化調整区域が約 55ha あります。

市庁舎等の都市機能が集積する中心市街地、八戸駅や陸奥湊駅等の主要駅周辺が商業系の用途に指定されており、その周辺に住宅系の用途が指定されています。工業系の用途は、北部の海岸部分と内陸の工業団地等が指定されています。

図表　用途地域指定状況（令和 4（2022）年 4 月 1 日現在）

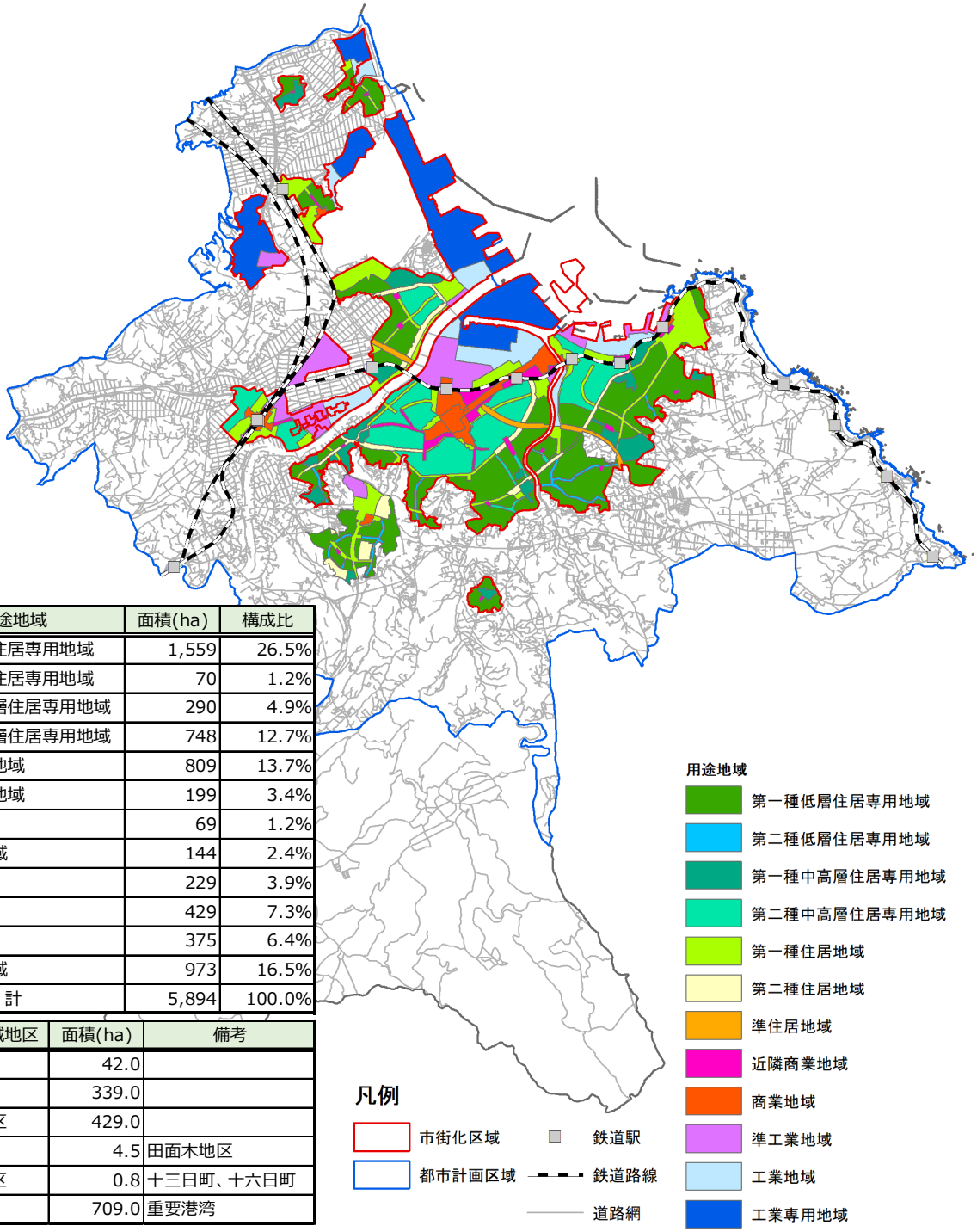

用途地域	面積(ha)	構成比
第１種低層住居専用地域	1,559	26.5%
第２種低層住居専用地域	70	1.2%
第１種中高層住居専用地域	290	4.9%
第２種中高層住居専用地域	748	12.7%
第１種住居地域	809	13.7%
第２種住居地域	199	3.4%
準住居地域	69	1.2%
近隣商業地域	144	2.4%
商業地域	229	3.9%
準工業地域	429	7.3%
工業地域	375	6.4%
工業専用地域	973	16.5%
計	5,894	100.0%

その他の地域地区	面積(ha)	備考
防火地域	42.0	
準防火地域	339.0	
特別用途地区	429.0	
高度地区	4.5	田面木地区
高度利用地区	0.8	十三日町、十六日町
臨港地区	709.0	重要港湾

〔資料：青森県の都市計画（資料編）、国土数値情報　用途地域データ（令和元年度）〕

2）都市計画道路

都市計画道路として 88 路線、243.5km が計画されており、平成 29（2017）年度現在約 191.5km が整備済となっています（整備率 78.6%）。区画街路や特殊街路はおおむね整備済となっていますが、幹線道路の整備は約 6 割程度の進捗となっています。

表　都市計画道路の整備状況

	計画延長 (m)	整備済	未整備	整備率 (%)
自動車専用道路・主要幹線街路	135,270	111,510	23,760	82.4%
幹線街路	50,060	29,444	20,616	58.8%
補助幹線街路	36,850	29,272	7,578	79.4%
区画街路	6,400	6,350	50	99.2%
特殊街路	14,930	14,930	0	100.0%
合計	243,510	191,506	52,004	78.6%

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

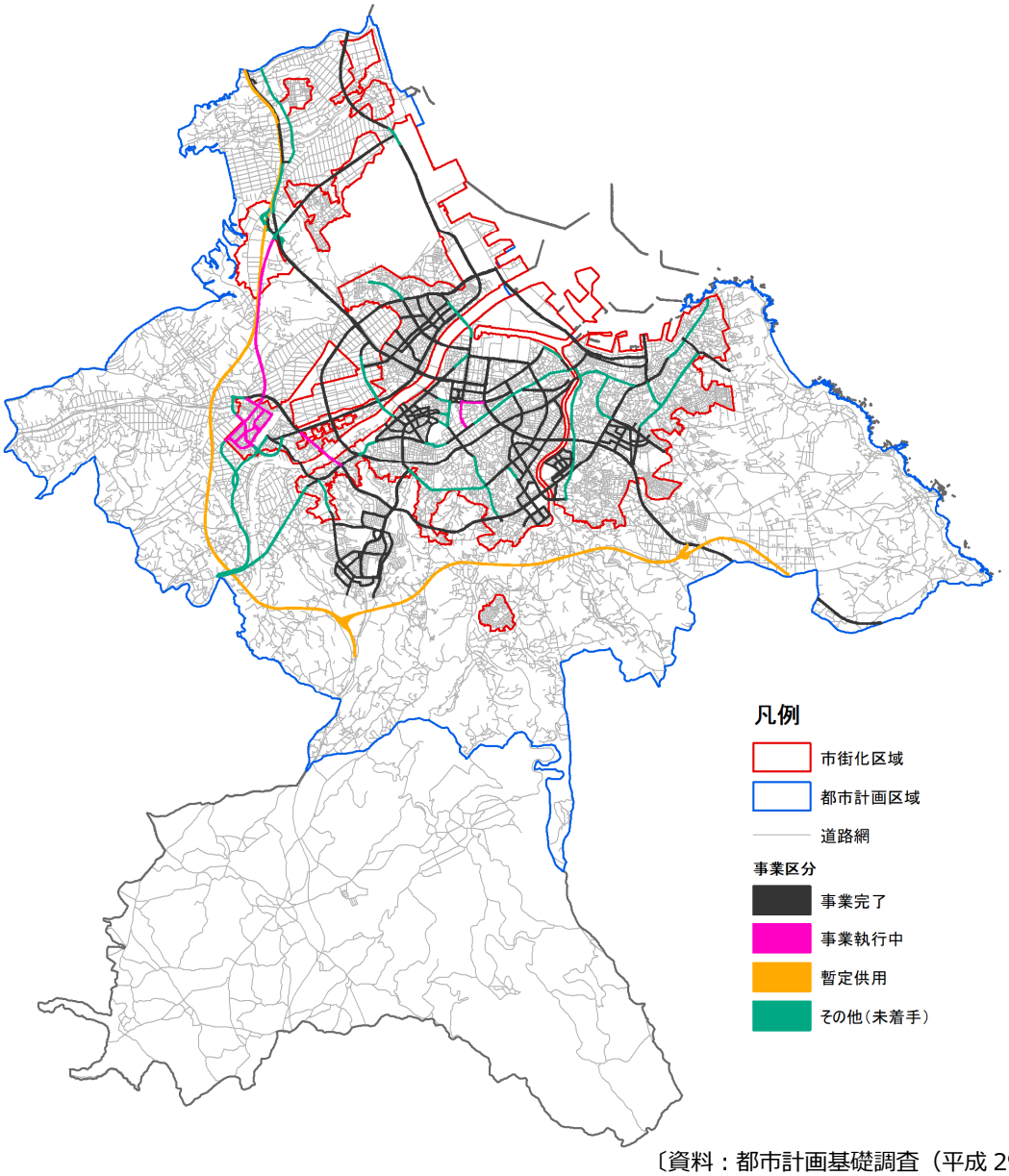

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

図　都市計画道路図

3）市街地開発事業等

土地区画整理事業としては、22 地区（1,860.7ha）が施行済となっています。現在施行中の地区は、売市第二地区、八戸駅西地区の 2 地区で、未着手の地区は、売市第三地区の 1 地区です。

市街地再開発事業は、十三日町・十六日町地区（約 0.8ha）で実施されています。

地区計画は、八戸ハイテクパーク、八戸新都市地区等 10 地区（573.6ha）で定めています。そのうち、「再開発等促進区を定める地区計画」を定めているのは、沼館地区（13.1ha）と沼館第二地区（5.6ha）です。

図表　市街地開発事業等状況

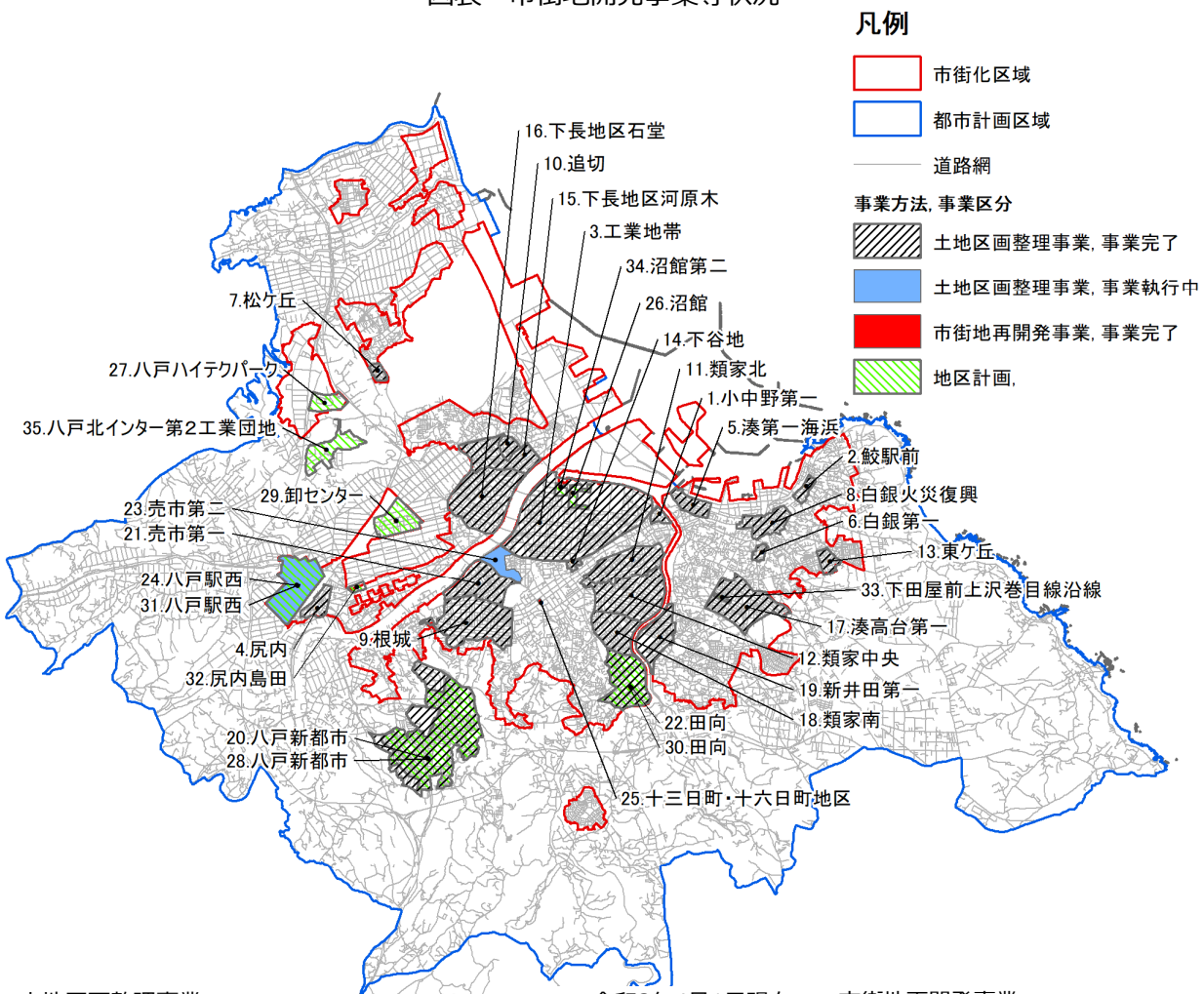

■土地区画整理事業　　令和3年4月1日現在

番号	区分	地区名	施行期間（年度）
1	施行済	小中野第一	S10～33
2		鮫駅前	S13～19
3		工業地帯	S15～37
4		尻内	S32～44
5		湊第一海浜	S34～61
6		白銀第一	S36～38
7		松ケ丘	S36～38
8		白銀火災復興	S36～49
9		根城	S38～60
10		追切	S41～44
11		類家北	S43～60
12		類家中央	S43～61
13	施行済	東ケ丘	S44～48
14		下谷地	S45～52
15		下長地区河原木	S48～58
16		下長地区石堂	S48～62
17		湊高台第一	S53～H3
18		類家南	S60～H9
19		新井田第一	H3～H17
20		八戸新都市	S59～H24
21		売市第一	S51～H27
22		田向	H11～R1
23	施行中	売市第二	S57～R4
24		八戸駅西	H9～R15

■市街地再開発事業

番号	名称
25	十三日町・十六日町地区

■地区計画

番号	名称
26	沼館
27	八戸ハイテクパーク
28	八戸新都市
29	卸センター
30	田向
31	八戸駅西
32	尻内島田
33	下田屋前上沢巻目線沿線
34	沼館第二
35	八戸北インター第２工業団地

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）、八戸市ホームページ〕

（８）公共公益施設

教育施設としては、小学校 42 校、中学校 26 校、高等学校 15 校、大学（高専、短大含む）４校があります（令和４（2022）年４月１日現在）。その他、少年の健全な育成を図る社会教育施設として、種差少年自然の家があります。

文化施設としては、八戸市博物館や八戸市水産科学館マリエント、児童科学館、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館等があります。さらに、八戸市みなと体験学習館が令和元（2019）年７月に開館、八戸市美術館が令和３（2021）年 11 月にリニューアルオープンしました。

レクリエーション施設としては、種差キャンプ場、市民の森不習岳等があります。

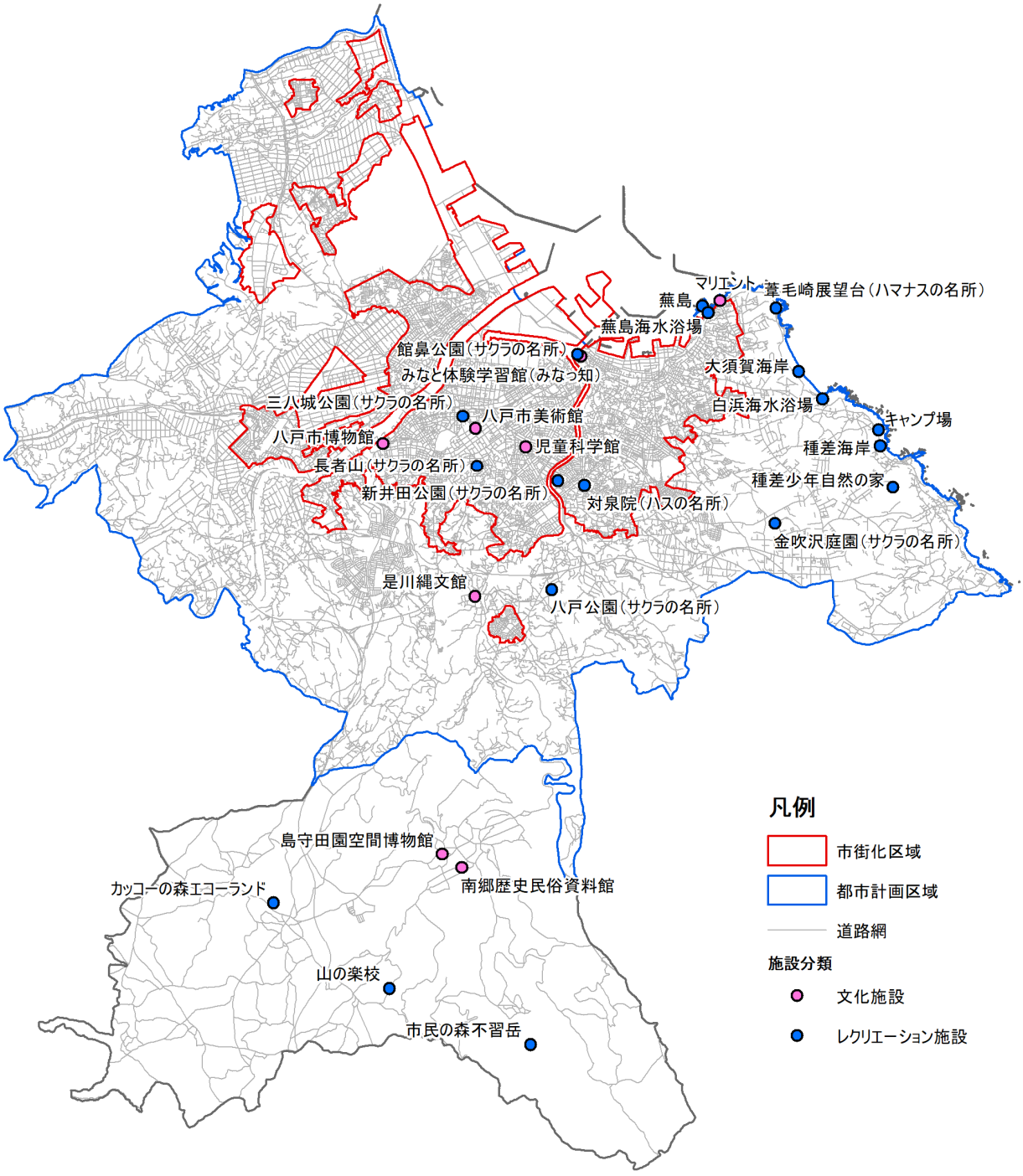

〔資料：八戸市〕

図　主な施設分布図

（9）景観

本市を代表する景観の骨格は、市域南部の階上岳等の低い山並み、馬淵川や新井田川の河川、三陸リアス海岸の北端に位置する蕪島や種差海岸等の海岸によって形成されています。

国の名勝に指定されている種差海岸、ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島は、本市の代表的な景勝地であり、平成 25（2013）年には三陸復興国立公園に指定され、また同年に三陸ジオパークに認定されました。

昭和 62（1987）年より景観に対する市民の関心を高め、魅力あるまちづくりを進めるために、「八戸市まちの景観賞」を制定し、模範となる景観形成の事例を表彰しています。

策定から 10 年以上が経過した八戸市景観形成基本計画（平成 16（2004）年 6 月）と八戸市景観計画（平成 18（2006）年 12 月）を統合し、令和 2（2020）年 3 月に八戸市景観計画の改定を行いました。また、是川地区を景観重点地区として指定しました。

表　本市の景観特性

景域	概要
賑わい景域	中心市街地や八戸駅周辺などの商業系の土地利用が中心で、市内外から人々が集まり、賑わいを生み出す景域。
住宅景域	低層戸建住宅地や団地等の集合住宅など、住居系の土地利用が中心で、市民が「住まう」空間として市民生活の営まれている景域。
産業景域	産業景域は、馬淵川と新井田川の河口部を含む種差海岸以北の海岸部、及び内陸の物流基地・工業地帯などの産業系の土地利用が中心で、水産業、工業（製造業）、物流施設などが集積している景域。
自然海岸周辺景域	蕪島以南の種差海岸にあたる自然景観を保全すべき海岸周辺。
台地丘陵景域	市域縁辺部及び市域南部における馬淵川、新井田川の河岸段丘部を中心とする景域。
田園景域	馬淵川流域、新井田川流域、南郷地区の水田や集落など、河川流域の平野部や盆地部に広がる水田と集落部。
都市景観拠点	快適で利便性の高い都市生活を支える高次都市機能が集積する景域で、都市計画マスタープランにおける中心拠点と広域機能拠点。
観光交流景観拠点	本市の自然・歴史・文化など、魅力ある地域資源を活かしながら観光交流を促進する景域。陸奥湊周辺や、八食センター周辺、沼館地区などの商業施設を中心とする拠点、カッコーの森エコーランドなどの観光集客拠点施設のある拠点。
歴史文化景観拠点	本市の歴史を伝え、文化をはぐくみ次世代に引き継いでいくために周辺景観を保全していくべき景域。歴史的に価値の高い是川石器時代遺跡等、本市の都市計画マスタープランにおいて歴史と文化の拠点として位置付けられている拠点を基本として設定。
海岸線	自然豊かな海岸、活力のある漁港、産業基盤となる港湾空間などの、海と接する八戸らしさを有する景域。
馬淵川・新井田川	市域を東西に三分している馬淵川と新井田川により形成される、海とまちと台地丘陵を結ぶ水の景観の連続性や開けた眺望を有する景域。

〔資料：八戸市景観計画　令和 2 年 3 月改定版〕

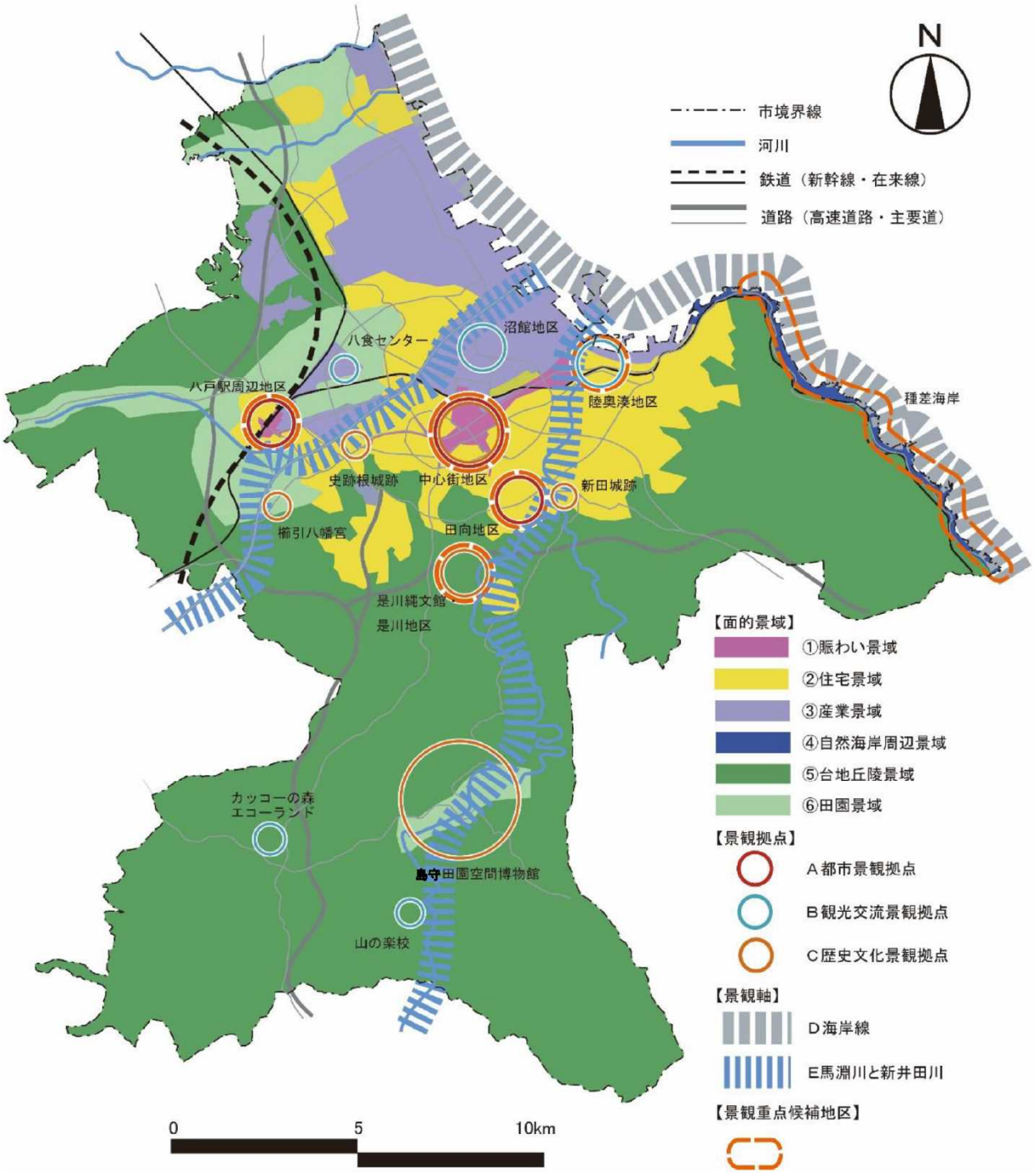

〔資料：八戸市景観計画　　令和２年３月改定版〕

図　八戸市全域の景域図（面的景域+景観拠点・景観軸）

（10）防災

1）防災拠点・避難場所等

市街地大火から避難者の生命を保護する場所として 10ha 以上のオープンスペースが必要ですが、市内の都市公園で 10ha 以上のものは、長根公園や新井田公園等 9 か所あります。

延焼遮断帯や避難路の機能を有する幅員 15m以上の道路については、部分的に暫定供用や未整備になっており、防災的な機能を十分に発揮できない状況にあります。

八戸市地域防災計画には避難所等として小学校 43 校、中学校 24 校、公民館・体育館等 56 か所、県立学校等 12 か所を指定しています。一時避難場所は公園等 172 か所を指定しています。広域避難場所は白山台公園等 9 か所を指定しています。

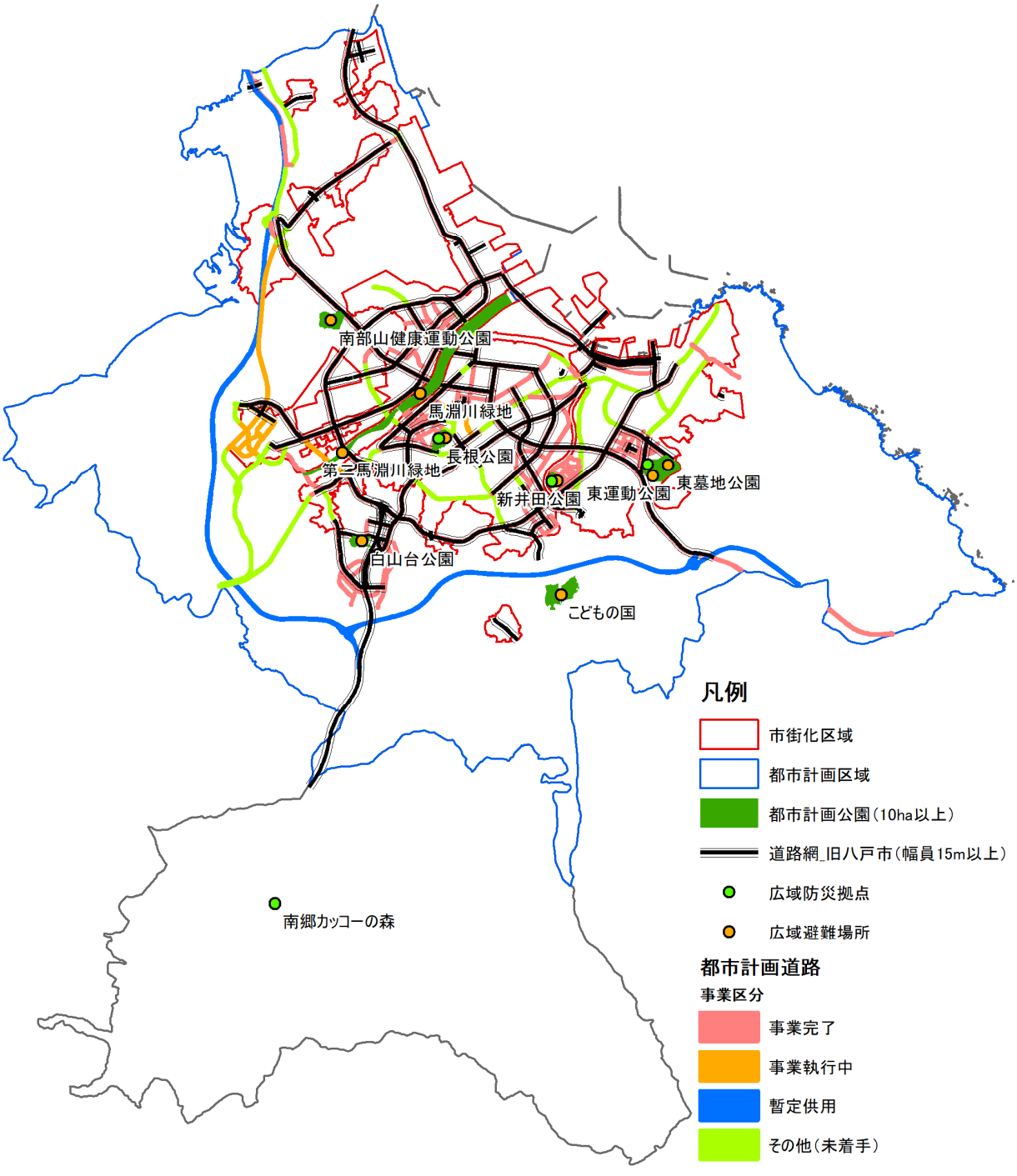

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

図　15m以上の幅員を有する道路と 10ha 以上の都市公園の分布図

2）災害危険区域等

下長地域、湊・白銀・鮫地域や豊崎地域等には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所が、また、市域南部や西部の山林が部分的に、土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている等、防災上危険な斜面地が多く見られます。

また、海岸沿いや河川沿いが津波・洪水の浸水想定区域となっています。

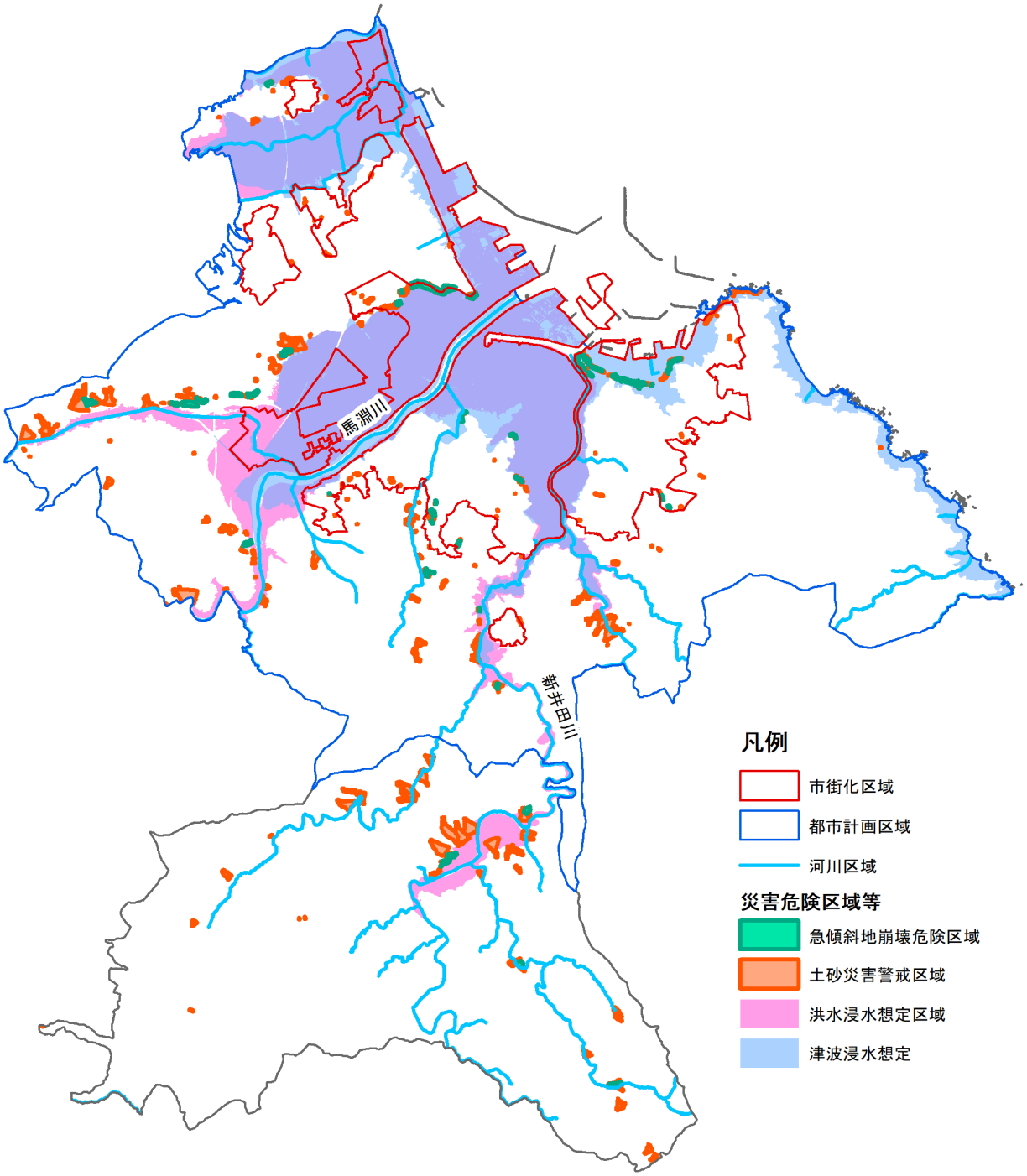

〔資料：青森県洪水浸水想定区域図（平成 30（2018）年 10 月 22 日指定・公表）、
青森県津波浸水想定図（令和 3（2021）年 5 月 27 日公表）、
急傾斜地崩壊危険区域データ・土砂災害警戒区域データ（令和 2（2020）年度）〕

図　災害危険区域等の分布図

（11）観光

本市の観光入込客数は、平成 22（2010）年以降緩やかに増加し平成 27（2015）年には約 700 万人となりました。その後は約 640～670 万人で推移していましたが、令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響により 427 万人に激減しました。

令和 2（2020）年の地点別観光入込客数では、八食センターが顕著に多く、年間約 170 万人が訪れています。

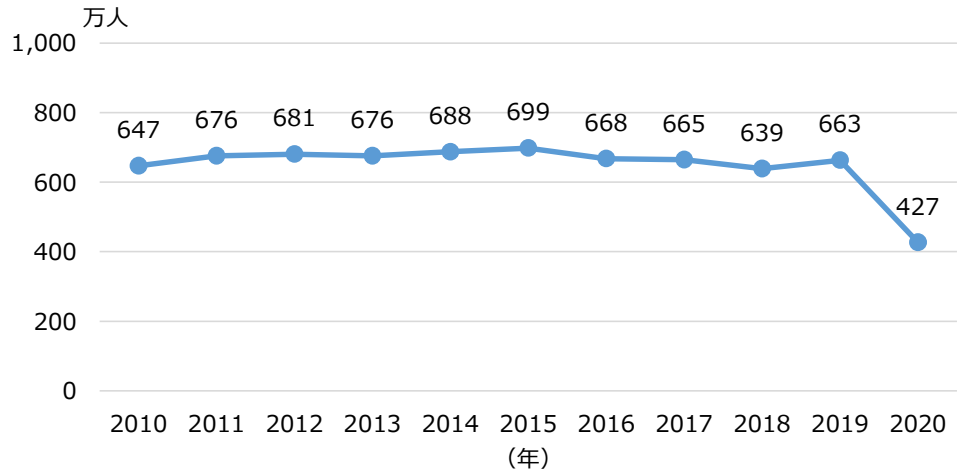

〔資料：青森県観光入込客統計〕

図　観光入込客数の推移

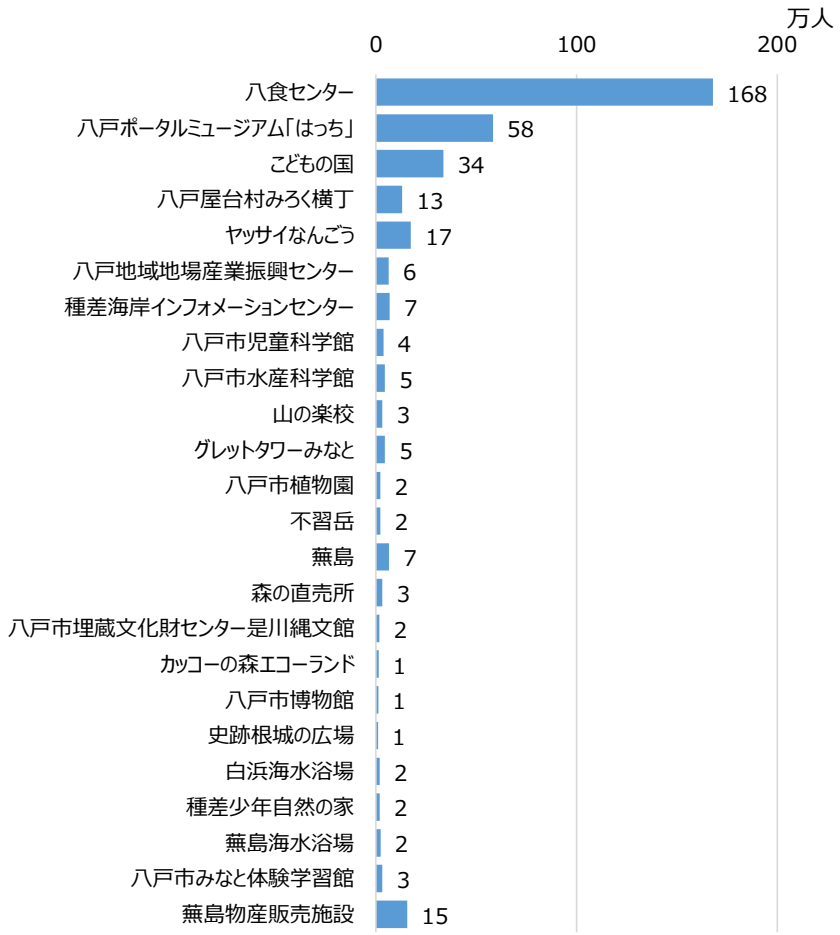

〔資料：令和 2 年青森県観光入込客統計〕

図　地点別観光入込客数（令和 2（2020）年）

2－3　緑の現況

（1）緑被地

市域全体における緑に覆われた土地（緑被地）の面積は、約 22,254.7ha で、市域面積に占める割合（緑被率）は 72.9%です。南郷地域の合併により、現行計画の緑被率 65.5%から 7.4 ポイント増加しています。市街化区域内に占める緑被地面積の割合は 11.8%で、現行計画の 23.7%から 11.9 ポイント減少しました。

市域全体における緑の種類では、樹林地が最も多く約 12,308.5ha、市域面積に占める割合は 40.3%で、現行計画の 32.2%から 8.1 ポイント増加しました。市街化区域内においては農地が 317.4ha と最も多く、割合は 5.4%となっています。現行計画の 8.9%から 3.5 ポイント減少しました。

地域別にみると、南郷地域の緑被率 95.6%が最も高く、現行計画で最も高かった豊崎地域（90.3%）から合併により変化しました。最も低いのは中央地域の 20.4%で、現行計画と比較して地域に変化はありませんが、緑被率は 27.3%から 6.9 ポイント減少しています。

表　地域別緑被面積

	緑被面積（ha）						総面積	現行計画		増減	
	樹林地	農地	草地	水面･水辺	合計	緑被率	(ha)	緑被面積(ha)	緑被率	緑被面積(ha)	緑被率
市川地域	636.9	888.8	108.1	65.3	1,699.1	58.3%	2,915.9	1,584.2	55.5%	114.9	2.8%
市街化区域	52.3	42.3	50.5	0.4	145.5	19.1%	761.7	278.1	48.7%	-132.6	-29.6%
下長地域	176.9	300.8	47.1	92.8	617.6	36.2%	1,706.6	778.3	44.9%	-160.7	-8.7%
市街化区域	22.0	57.1	19.6	3.1	101.8	11.5%	883.3	168.1	19.0%	-66.3	-7.5%
八戸駅周辺地域	0.0	111.3	0.0	53.1	164.4	36.2%	453.7	219.7	49.0%	-55.3	-12.8%
市街化区域	0.4	21.8	9.0	2.0	33.2	12.3%	268.9	87.1	31.5%	-53.9	-19.2%
中央地域	184.7	169.2	2.9	120.3	477.1	20.4%	2,334.0	534.7	27.3%	-57.6	-6.9%
市街化区域	18.4	59.2	30.2	2.4	110.2	6.0%	1,847.2	316.2	18.5%	-206.0	-12.5%
根城･田面木･新都市地域	132.7	176.7	3.8	28.5	341.7	33.7%	1,013.5	503.8	43.6%	-162.1	-9.9%
市街化区域	37.8	23.4	55.0	1.8	118.0	17.3%	681.3	194.2	25.0%	-76.2	-7.7%
湊･白銀･鮫地域	199.0	166.9	95.1	30.6	491.6	30.4%	1,614.7	644.0	39.5%	-152.4	-9.1%
市街化区域	17.6	70.3	30.6	1.3	119.8	11.7%	1,022.7	195.0	18.6%	-75.2	-6.9%
豊崎地域	980.1	1,010.0	39.9	29.8	2,059.8	92.9%	2,216.2	2,016.9	90.3%	42.9	2.6%
市街化区域	0.0	2.2	0.7	0.0	2.9	55.8%	5.2	1.8	16.5%	1.1	39.3%
館･是川地域	2,140.7	1,495.1	153.1	114.2	3,903.1	89.2%	4,376.4	4,057.0	86.8%	-153.9	2.4%
市街化区域	4.9	4.8	0.6	0.0	10.3	17.2%	59.8	16.8	24.3%	-6.5	-7.1%
大館地域	786.3	545.4	78.1	27.0	1,436.8	66.5%	2,159.1	1,458.5	67.9%	-21.7	-1.4%
市街化区域	6.0	36.3	12.0	0.2	54.5	14.3%	381.6	105.6	26.3%	-51.1	-12.0%
南浜地域	1,573.4	593.7	118.1	51.8	2,337.0	90.0%	2,596.8	2,232.1	86.8%	104.9	3.2%
市街化区域	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
南郷地域	5,497.8	2,857.1	211.4	160.2	8,726.5	95.6%	9,130.0	－	－	－	－
市街化区域	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	12,308.5	8,315.0	857.6	773.6	22,254.7	72.9%	30,516.9	14,029.2	65.5%	8,225.5	7.4%
市街化区域	159.4	317.4	208.2	11.2	696.2	11.8%	5,911.7	1,362.8	23.7%	-666.6	-11.9%
割合	40.3%	27.2%	2.8%	2.5%	72.9%			65.5%		7.4%	
市街化区域	2.7%	5.4%	3.5%	0.2%	11.8%			23.7%		-11.9%	

〔資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成 28 年度）〕

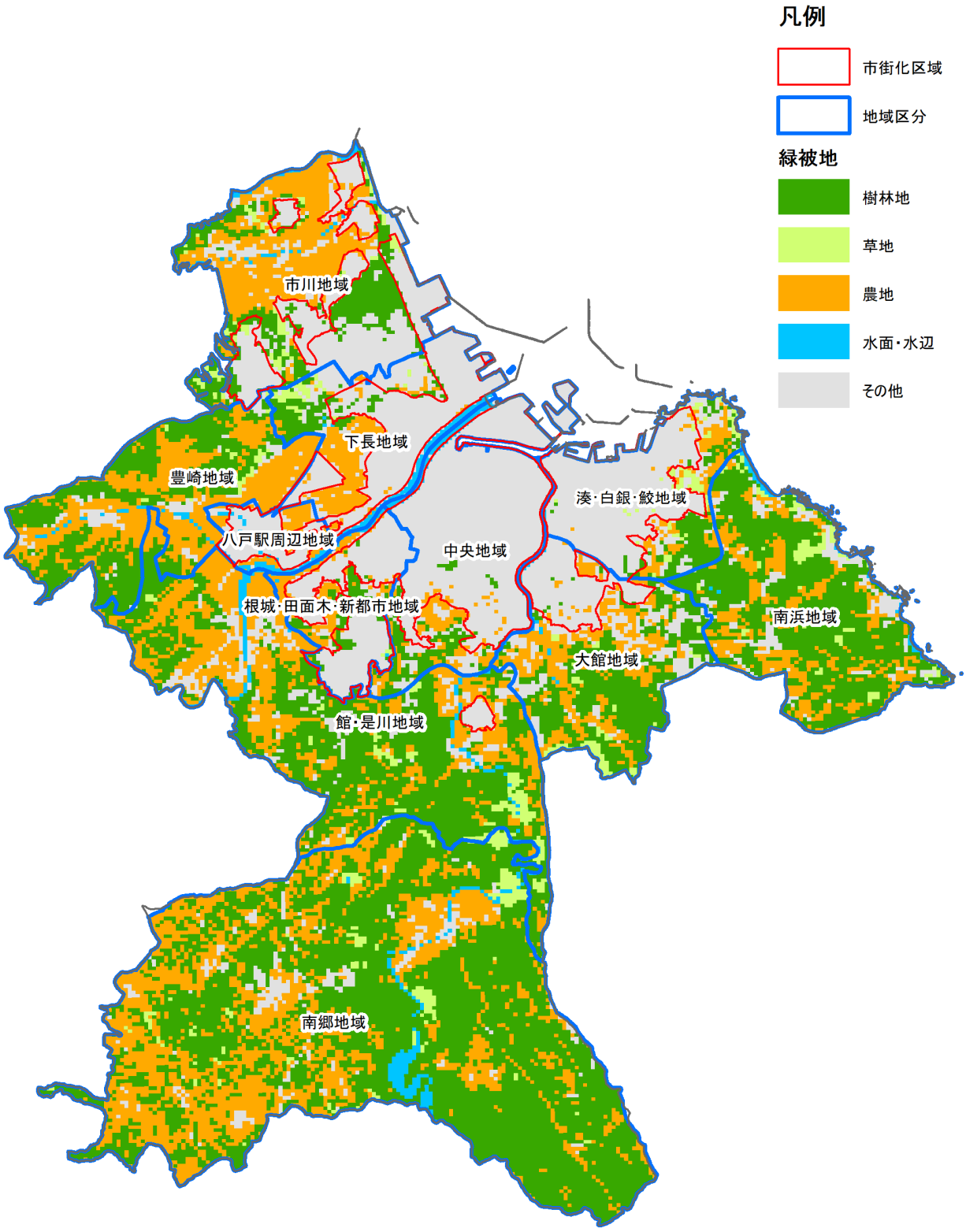

〔資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成 28 年度）〕

図　緑被図（市域全体）

（2）緑地

1）地域制緑地

市街地の周囲を取り囲むように広がる山林や農地は、地域森林計画対象民有林や農用地区域に指定されています。

保安林については、南郷地域の山林において広範囲に指定されているほか、館・是川地域や豊崎地域の山林の一部で指定されています。

市域東部の海岸部は、三陸復興国立公園に指定されています（八戸市分 259ha）。

現行計画と比較すると南郷地区の追加等によりいずれも増加しており、増加した面積は、三陸復興国立公園 28.0ha、農用地区域 2,787.9ha、県緑地保全地域の全域、保安林区域 714.0ha、地域森林計画対象民有林 5,268.5ha、名勝 72.5ha となっています。

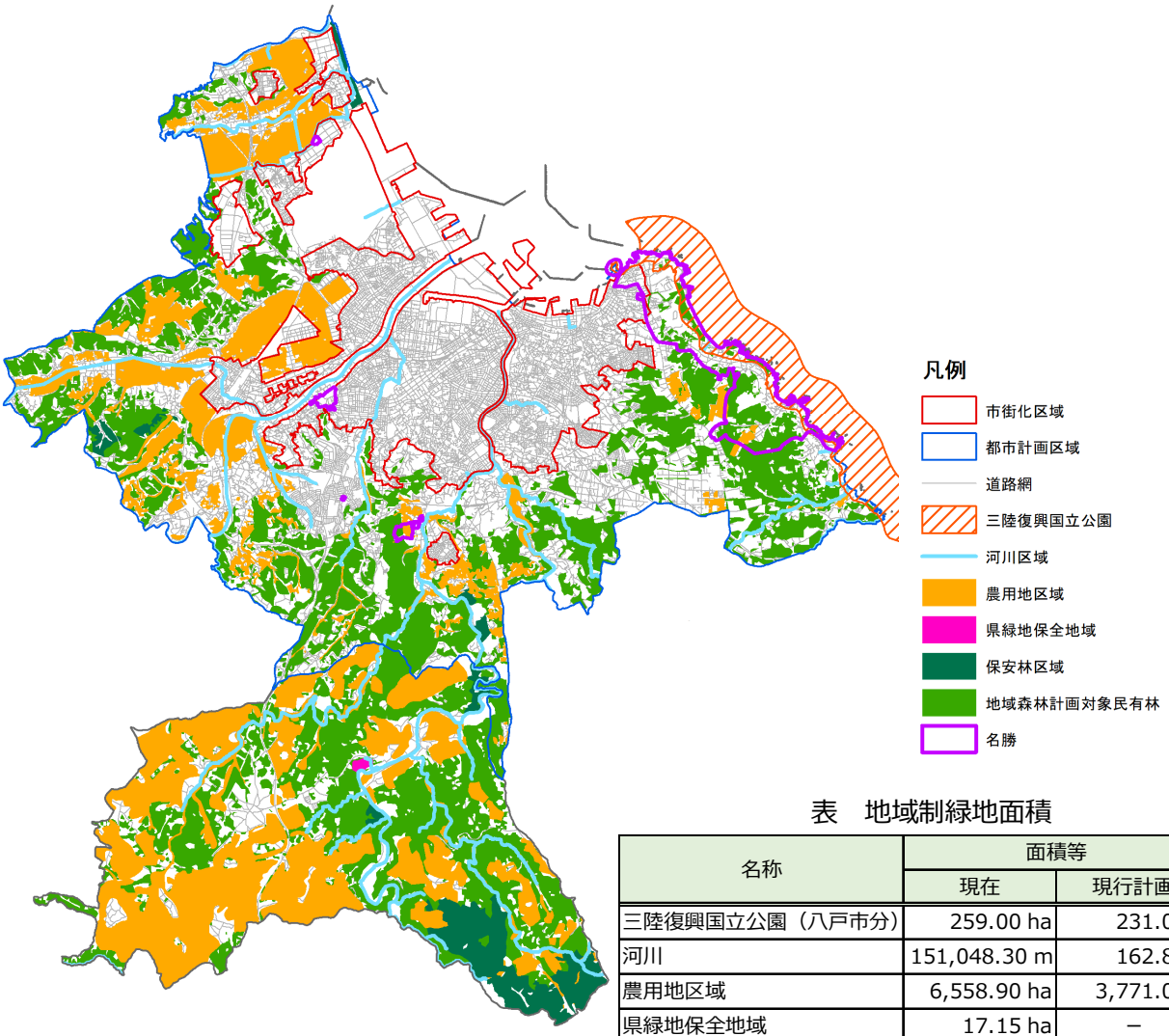

表　地域制緑地面積

名称	面積等	
	現在	現行計画
三陸復興国立公園（八戸市分）	259.00 ha	231.0 ha
河川	151,048.30 m	162.8 ha
農用地区域	6,558.90 ha	3,771.0 ha
県緑地保全地域	17.15 ha	－
保安林区域	827.00 ha	124.0 ha
地域森林計画対象民有林	10,111.00 ha	5,343.0 ha
名勝	992.00 ha	919.5 ha

〔資料：国土数値情報 自然公園地域データ（三陸復興国立公園、平成 27 年度）、
国土数値情報 河川データ（河川区域、平成 19 年度）、
国土数値情報 農業地域データ（農用地区域、平成 27 年度）、
青森県ホームページ（龍興山緑地保全地域、平成 30（2018）年 2 月 20 日現在）、
国土数値情報 森林地域データ（保安林、地域森林計画対象民有林、平成 27 年度）、
都市計画基礎調査（名勝種差海岸、平成 29 年度）〕

図　地域制緑地図

2）公共施設緑地

令和４（2022）年７月現在、港湾緑地は 25.00ha 整備されています。

都市公園以外の公園は、令和４（2022）年４月１日現在で農村公園 14 か所 7.03ha、その他公園等８か所 2.08ha、残地緑地等 11 か所 38.76ha があります。

公共施設緑地の合計は、72.87ha となっています。

表　公共施設緑地面積

名称	面積等
港湾緑地	25.00　ha
農村公園	7.03　ha
その他公園等	2.08　ha
残地緑地等	38.76　ha
合計	72.87　ha

〔資料：2022 八戸港（港湾緑地面積、令和４（2022）年７月現在）、
八戸市都市公園現況調書（農村公園ほか、令和４（2022）年４月１日現在）〕

表　農村公園・その他公園等・残地緑地等一覧

■農村公園

	面積（ha）
高屋敷農村公園	0.29
八幡農村公園	0.29
妻ノ神農村公園	0.12
大久喜公園	0.09
南郷地区コミュニティ広場	0.19
ふれあい公園	1.37
グリーンタウン公園	0.16
グリーンタウン広場	0.58
大洋公園	0.94
ひまわり広場	0.24
ケト森公園	0.26
青葉湖左岸農村公園	1.09
青葉湖右岸農村公園	0.41
旧島守発電所保存公園	1.00
合計	7.03

■その他公園等

	面積（ha）
長者まつりんぐ広場	1.74
花水河原公園	－
大開公園	0.21
新井田川桜づつみ	－
その他	0.13
合計	2.08

■残地緑地等

	面積（ha）
是川緑地	1.57
桔梗野工業団地緑地	5.02
新都市緑地	11.21
北インター緑地	19.05
小舟渡平緑地	1.70
下谷地緑地	0.05
田向一丁目緑地	0.02
田向三丁目緑地	0.01
田向四丁目緑地	0.01
その他	0.12
合計	38.76

〔資料：八戸市都市公園現況調書（令和４（2022）年４月１日現在）〕

3）街路樹

・道路延長に対する植栽されている道路延長の割合（緑化率）をみると、市道は国道や県道と比べて生活道路が多く緑化率が低くなっています。

・また、市内の街路樹の樹種別の構成比をみると、国道ではプラタナス、県道ではナナカマド、市道ではイチョウが最も多く植えられています。

・街路樹の多くは歩道部分に植えられていますが、成長の早い樹種が多く、上部の電線にかかる前に頻繁に剪定されるため、樹勢や樹形が不良な樹木が見られます。

表　八戸市内の街路樹の樹種と街路樹の緑化率

樹　種	国　道		県　道		市　道		合計	
	本数（R4）	構成比	本数（R4）	構成比	本数（R4）	構成比	本数（R4）	構成比
イチョウ	0	0%	160	18%	1,347	26%	1,507	22%
ナナカマド	6	1%	358	40%	580	11%	944	14%
サクラ	0	0%	101	11%	496	9%	597	9%
ケヤキ	5	1%	15	2%	488	9%	508	7%
ユリノキ	0	0%	0	0%	436	8%	436	6%
ハナミズキ	0	0%	39	4%	347	7%	386	6%
トウカエデ	0	0%	0	0%	332	6%	332	5%
プラタナス	263	32%	22	2%	234	4%	519	7%
サルスベリ	0	0%	0	0%	199	4%	199	3%
ヤマボウシ	36	4%	43	5%	177	3%	256	4%
上位十種計	310	38%	738	83%	4,636	88%	5,684	82%
トドマツ、ヤマザクラ、コブシ等	503	62%	151	17%	633	12%	1,287	18%
計	813	100%	889	100%	5,269	100%	6,971	100%

種別	道路延長（m）	緑化延長（m）	緑化率（%）
国　道	46,195	6,200	13.4
県　道	141,354	21,685	15.3
市　道	1,521,884	95,267	6.3
合計	1,709,433	123,152	7.2

〔資料：八戸市〕

図表　地域別街路樹上位種（東北）

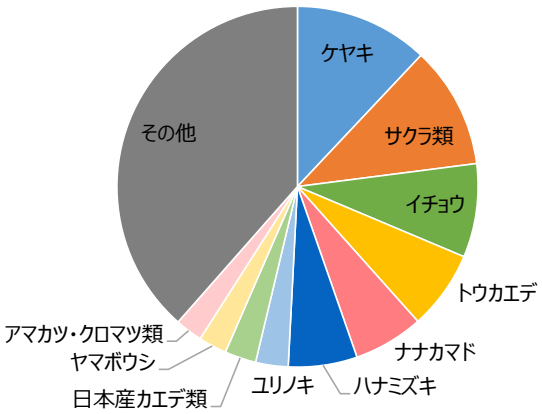

順位	樹種名	樹木本数（本）	構成比（%）
1	ケヤキ	52,771	12.0
2	サクラ類	48,114	10.9
3	イチョウ	36,841	8.4
4	トウカエデ	31,135	7.1
5	ナナカマド	27,470	6.2
6	ハナミズキ	27,129	6.2
7	ユリノキ	12,778	2.9
8	日本産カエデ類	12,347	2.8
9	ヤマボウシ	11,128	2.5
10	アマカツ・クロマツ類	10,745	2.4
	その他	169,140	38.5
	合計	439,598	100.0

〔資料：わが国の街路樹 Ⅷ（平成 29 年）国土交通省国土技術政策総合研究所〕

街路樹
八戸北IC
八戸駅
本八戸駅
八戸百石線
(主)八戸三沢線
国道454号
国道104号
(主)八戸階上線
八戸・久慈自動車道
国道45号
県道豊富新井田線
県道島守八戸線
県道鳥屋部十日市線
(主)名川階上線
国道340号
(主)八戸大野線

図　街路樹分布図

４）都市公園

市内には 296 か所、393.10ha の都市公園の整備が予定されていますが、その内開設済は 182 か所、245.44ha で、面積による整備率は 62.4%となっています。現行計画の 152 か所、218.91ha で、整備率 57.0%と比較すると、30 か所、26.53ha 整備され、整備率は 5.4 ポイント増加しました。

都市計画決定された都市公園（都市計画公園）は、152 か所、373.80ha あり、その内開設済は 144 か所、229.93ha で、面積による整備率は 61.5%となっています。現行計画の 122 か所、211.88ha で、整備率 57.2%と比較すると、22 か所、18.05ha 整備され、整備率は 4.3 ポイント増加しました。

令和４（2022）年４月１日現在、本市の都市計画区域人口１人当たりの都市公園面積は 11.3 ㎡/人となっており、これは都市公園法施行令に示されている基準 10 ㎡/人を上回っています。県内 10 市で比較すると、本市は青森市に次ぐ６番目の面積となっています。平成 15（2003）年４月１日現在の都市計画区域人口１人当たりの都市公園面積は8.94㎡/人で、2.36㎡/人増加しています。

地域別の整備状況を人口１人当たり公園面積でみると、市川地域、下長地域、大館地域は市全体の値を上回っていますが、八戸駅周辺地域等の８地域で下回っています。南浜地域、南郷地域の２地域においては、都市公園がありません。

表　都市公園の種類別の整備状況（令和４（2022）年）

		合計					都市計画決定					未決定				
		箇所	面積（ha）	開設済			箇所	面積（ha）	開設済			箇所	面積（ha）	開設済		
				箇所	面積（ha）	整備率			箇所	面積（ha）	整備率			箇所	面積（ha）	整備率
住区基幹公園	街区公園	237	40.75	128	35.34	86.7%	111	32.58	106	30.79	94.5%	126	8.17	22	4.55	55.7%
	近隣公園	20	32.50	18	27.72	85.3%	18	29.70	16	24.92	83.9%	2	2.80	2	2.80	100.0%
	地区公園	1	16.70	1	5.10	30.5%	1	16.70	1	5.10	30.5%	－	－	－	－	－
		258	89.95	147	68.16	75.8%	130	78.98	119	59.81	75.7%	128	10.97	24	7.35	67.0%
都市基幹公園	総合公園	3	71.60	3	63.00	88.0%	3	71.60	3	63.00	88.0%	－	－	－	－	－
	運動公園	2	35.10	2	35.10	100.0%	2	35.10	2	35.10	100.0%	－	－	－	－	－
		5	106.70	5	98.10	91.9%	5	106.70	5	98.10	91.9%	－	－	－	－	－
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	墓地公園	1	25.80	1	25.80	100.0%	1	25.80	1	25.80	100.0%	－	－	－	－	－
	森林公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大規模公園		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市緑地		32	170.65	29	53.38	31.3%	16	162.32	15	45.22	27.9%	16	8.33	14	8.16	98.0%
緑道		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		296	393.10	182	245.44	62.4%	152	373.80	144	229.93	61.5%	144	19.30	38	15.51	80.4%

〔資料：八戸市都市公園現況調書（令和４（2022）年４月１日現在)〕

表　都市公園の種類別の整備状況（平成 15（2003）年）

		合計					都市計画決定					未決定				
		箇所	面積（ha）	開設済			箇所	面積（ha）	開設済			箇所	面積（ha）	開設済		
				箇所	面積（ha）	整備率			箇所	面積（ha）	整備率			箇所	面積（ha）	整備率
住区基幹公園	街区公園	200	36.37	105	28.89	79.4%	105	31.58	88	26.33	83.4%	95	4.79	17	2.56	53.4%
	近隣公園	18	28.80	15	20.13	69.9%	17	27.10	15	20.13	74.3%	1	1.70	－	－	－
	地区公園	2	19.70	1	1.80	9.1%	1	16.70	1	1.80	10.8%	1	3.00	－	－	－
		220	84.87	121	50.82	59.9%	123	75.38	104	48.26	64.0%	97	9.49	17	2.56	27.0%
都市基幹公園	総合公園	3	71.60	3	57.50	80.3%	3	71.60	3	57.50	80.3%	－	－	－	－	－
	運動公園	2	35.10	2	35.10	100.0%	2	35.10	2	35.10	100.0%	－	－	－	－	－
		5	106.70	5	92.60	86.8%	5	106.70	5	92.60	86.8%	－	－	－	－	－
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	墓地公園	1	25.80	1	25.80	100.0%	1	25.80	1	25.80	100.0%	－	－	－	－	－
	森林公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大規模公園		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市緑地		28	166.96	25	49.69	29.8%	13	162.32	12	45.22	27.9%	15	4.64	13	4.47	96.3%
緑道		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		254	384.33	152	218.91	57.0%	142	370.20	122	211.88	57.2%	112	14.13	30	7.03	49.8%

〔資料：現行計画（平成 15（2003）年４月１日現在)〕

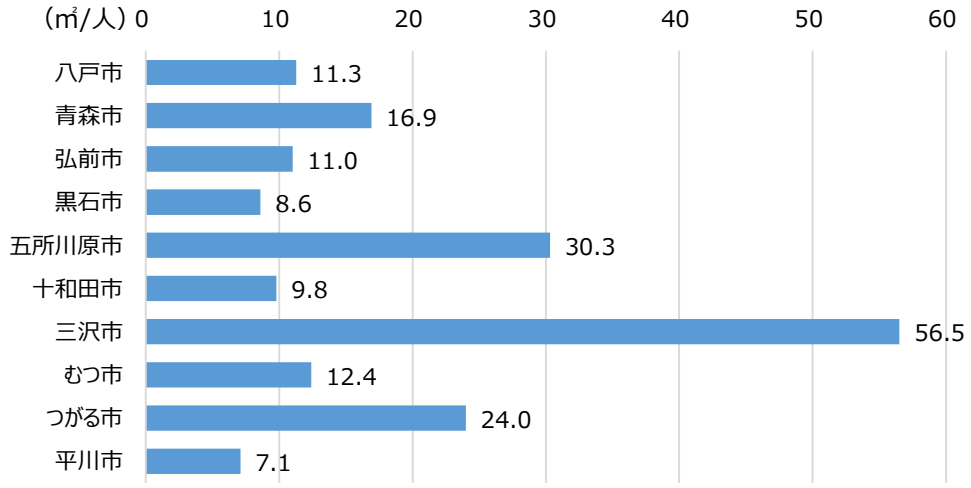

〔資料：八戸市都市公園現況調書（八戸市、令和４（2022）年４月１日現在）、
青森県ホームページ（その他９市、令和３（2021）年４月１日現在）〕

図　県内 10 市の都市計画区域人口１人当たり都市公園面積

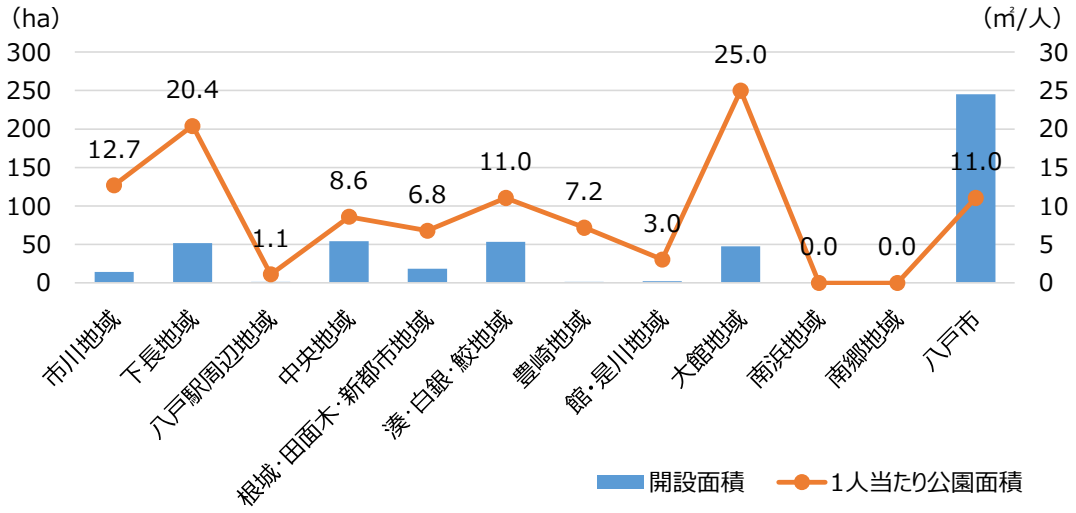

〔資料：八戸市都市公園現況調書（開設面積、令和４（2022）年４月１日現在）、
住民基本台帳（人口、令和４（2022）年３月 31 日現在）〕

図　地域別の都市公園の整備状況

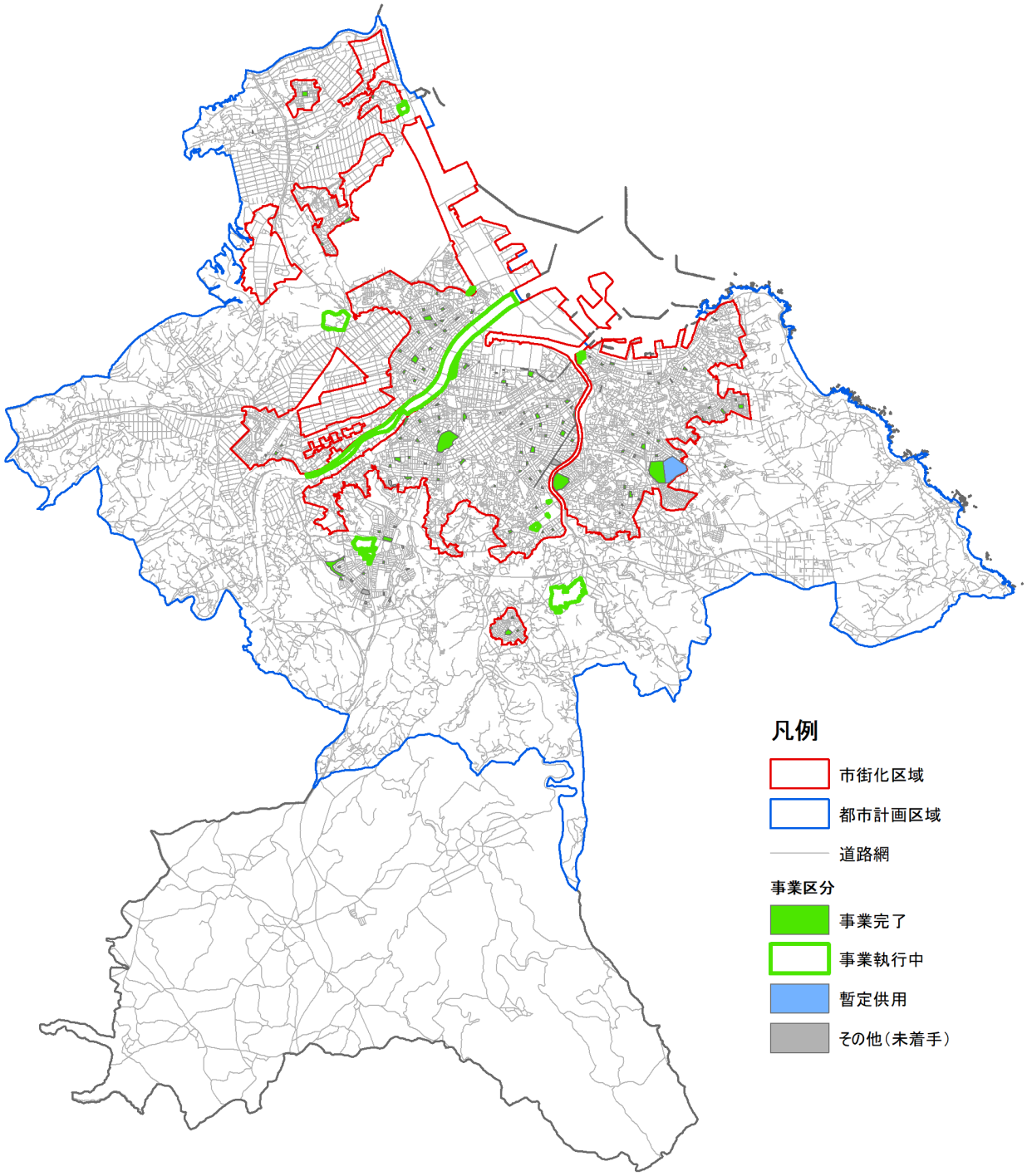

〔資料：都市計画基礎調査（平成 29 年度）〕

図　都市計画公園分布図

5）保存樹木

令和４（2022）年 12 月現在、34 本を保存樹木に指定しています。

表　保存樹木一覧

No.	指定番号	樹種名	所在地	指定年月日
1	第1号	コウヤマキ	八戸市内丸一丁目 ロータリー	2009年2月19日
2	第2-1号	ヒマラヤスギ（南側）	八戸市内丸一丁目 ロータリー	2009年2月19日
3	第2-2号	ヒマラヤスギ（西側）	八戸市内丸一丁目 ロータリー	2009年2月19日
4	第2-3号	ヒマラヤスギ（北側）	八戸市内丸一丁目 ロータリー	2009年2月19日
5	第3号	イチョウ	八戸市大字根城字根城49	2009年2月19日
6	第4号	エドヒガン	八戸市長者一丁目6-10	2009年2月19日
7	第5号	イチョウ	八戸市廿六日町26-1	2009年2月19日
8	第6号	イチョウ	八戸市田向三丁目1-3	2009年2月19日
9	第8号	ヤマボウシ	八戸市南郷大字市野沢字馬場瀬1-7	2009年2月19日
10	第10号	イチイ	八戸市長者一丁目7-57 南宗寺	2010年3月30日
11	第11号	イチョウ	八戸市長者一丁目6-59 大慈寺	2010年3月30日
12	第12-2号	スギ	八戸市大字八幡字八幡丁3 櫛引八幡宮	2010年3月30日
13	第12-3号	ケヤキ	八戸市大字八幡字八幡丁3 櫛引八幡宮	2010年3月30日
14	第13号	キタコブシ	八戸市大字松館字牛ヶ沢3-4	2010年3月30日
15	第14号	カツラ	八戸市大字新井田字前田9-1	2010年3月30日
16	第15号	イヌザクラ	八戸市大字中居林字雷	2010年3月30日
17	第16号	モクゲンジ	八戸市類家二丁目2-45 廣澤寺	2010年3月30日
18	第17号	クロマツ	八戸市大字鮫町字浜道通9	2010年3月30日
19	第18号	カツラ	八戸市南郷区大字島守字下巻	2010年3月30日
20	第19号	クロマツ	八戸市内丸一丁目1-1 八戸市庁別館前	2011年3月25日
21	第20号	ニシキギ	八戸市内丸三丁目3-6 南部会館	2011年3月25日
22	第21号	クロマツ	八戸市大字本徒士町5-4 更上閣	2011年3月25日
23	第22号	シダレヤナギ	八戸市長者四丁目4-1 八戸高等学校	2011年3月25日
24	第23号	プラタナス	八戸市大字新井田字館平20 新井田小学校	2011年3月25日
25	第24号	イチョウ	八戸市大字松館字岡田5-1	2011年3月25日
26	第25号	ヒイラギ	八戸市類家二丁目2-45 廣澤寺	2011年3月25日
27	第27号	ズミ	八戸市内丸一丁目 ロータリー	2012年3月19日
28	第28号	アメリカキササゲ	八戸市内丸三丁目3-6 南部会館	2012年3月19日
29	第29号	ユリノキ	八戸市類家一丁目4-47 八戸東高等学校	2012年3月19日
30	第30号	キハダ	八戸市大字十日市字上樋田	2012年3月19日
31	第31号	オオバボダイジュ	八戸市大字鮫町字狐平	2012年3月19日
32	第32号	ハクショウ	八戸市類家一丁目4-47 八戸東高等学校	2012年3月19日
33	第33号	ヤマボウシ	八戸市大字松館字籠田38 月山神社	2015年3月30日
34	第34号	マンサク	八戸市長者一丁目6-10 長者山新羅神社	2015年3月30日

〔資料：八戸市（令和４（2022）年 12 月現在)〕

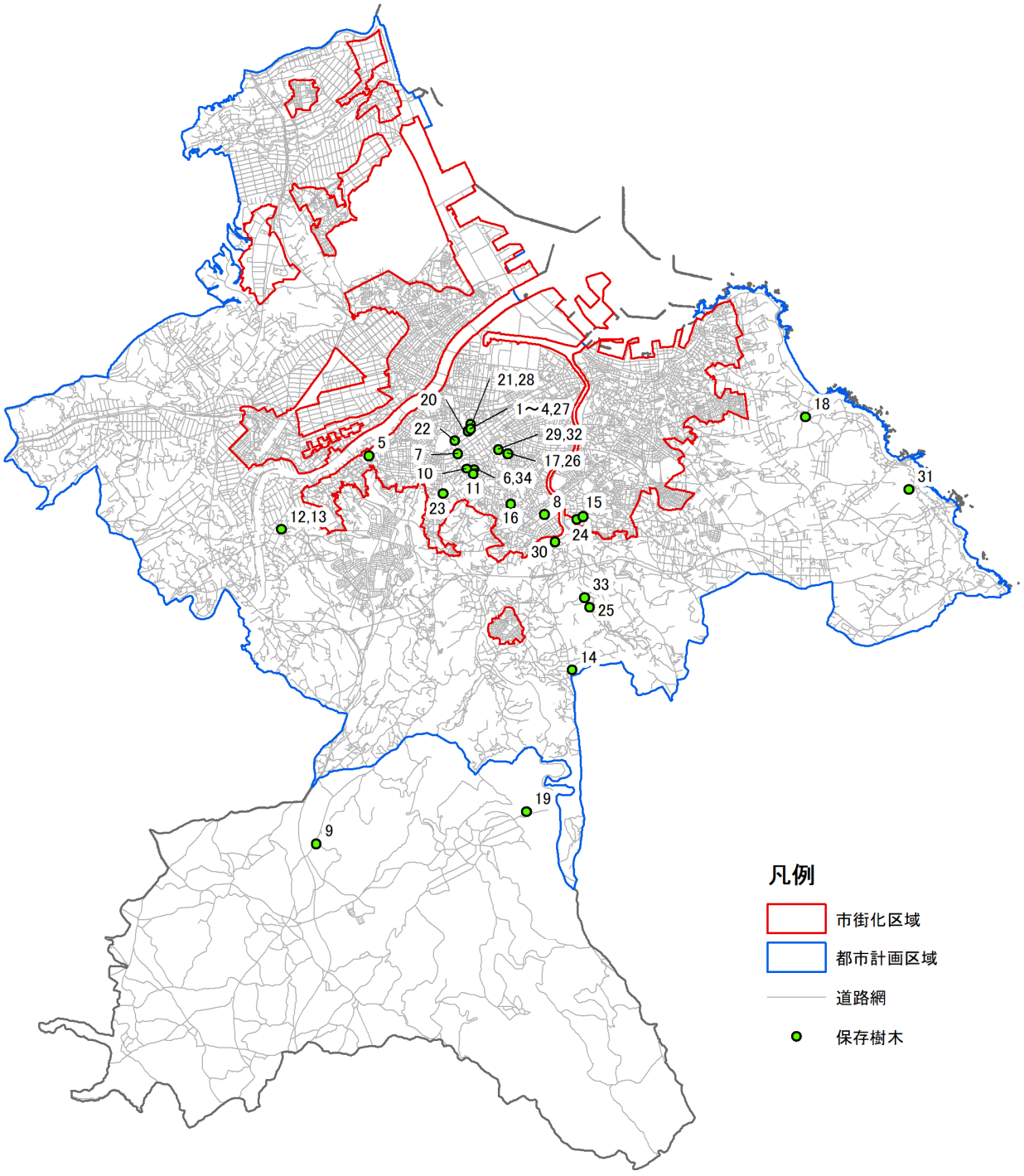

〔資料：八戸市（令和４（2022）年 12 月現在)〕

図　保存樹木位置図

（３）緑化活動

①緑化支援（一年草の配布）

町内会が管理している花壇やフラワーポットに対し一年草を配布し、緑化支援を行っています。

表　2019 年度～2022 年度の配布数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
配布団体数	238団体	229団体 ※植栽中止10団体	239団体	231団体
配布本数	34,072本	34,249本	32,913本	31,900本

〔資料：八戸市（令和４（2022）年 11 月末現在)〕

②フラワーポット（ＦＰ）の再編

平成 23（2011）年度に行ったアンケート調査で、ポイントになる場所へのＦＰの集中配置を希望する声が多くあったため、平成 25（2013）年度より主要な交差点に配置し、景観の改善を図ることを目的として実施しています。

表　これまでの実績

	設置数
2013年度	98
2014年度	6
2015年度	16
2016年度	10
2018年度	10
2020年度	24

※2020 年度は既存ポットの移動設置

〔資料：八戸市（令和２（2020）年 10 月末現在)〕

③奥州菊づくり事業

奥州菊づくりを通じて、児童・生徒の緑を大切にする心を育み、八戸市の伝統的な花である「奥州菊」について理解と関心を深めることを目的としています。

菊づくりに取り組んだ学校の菊は、はちのへ菊まつりで展示しています。

表　2019 年度～2022 年度の実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
大菊	1校	1校	1校	1校
市民手づくり奥州菊	0校	0校	2校	1校

〔資料：八戸市（令和 4（2022）年 11 月末現在)〕

④緑の出前講座（園芸教室）

「緑の出前講座」は、平成 16（2004）年 3 月に策定した「八戸市緑の基本計画」に基づき、緑豊かな街を地域・学校等とともに作り上げていくために、樹木や草花などの緑についての情報や知識を習得してもらうことを目的としています。

表　2019 年度～2022 年度の実績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
開催回数	16回	8回	13回	9回
受講者数	386名	292名	513名	317名

※2020 年度は、新型コロナウイルスの影響により開催を中止した講座がある

〔資料：八戸市（令和 4（2022）年 11 月末現在)〕

⑤「緑と花」花壇・作文・図画コンクール

緑化思想の普及啓発を図り、緑と花に囲まれた住みよい生活環境を作るため、市と八戸市を緑にする会が共催で昭和 47（1972）年度から実施しています。

コンクールの入賞作品は菊まつり会場に展示しているほか、作文・図画の入賞作品は文集「緑と花」として市内の小中学校等へ配布しています。

表　2019 年度～2022 年度の応募実績

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
花壇コンクール	団体の部	28点	実施とりやめ	15点	19点
	個人の部	6点	16点	13点	6点
作文コンクール	小学校の部	12点	20点	14点	16点
	中学校の部	32点	28点	15点	12点
図画コンクール		144点	334点	165点	223点

〔資料：八戸市（令和 4（2022）年 11 月末現在)〕

⑥八戸市緑化まつり

市民の緑に対する意識の高揚と緑化事業の発展に寄与することを目的とする。園芸講習会や園芸教室、庭園樹の展示及び即売等を行っています。

表　入場者数の推移

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
43,776人	38,288人	30,050人	中止	16,064人	16,676人

〔資料：八戸市（令和４（2022）年 11 月末現在)〕

⑦はちのへ菊まつり

八戸の花「菊」を広く周知するとともに、花に親しみ緑と触れ合うことを目的としています。

表　入場者数の推移

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
27,100人	30,100人	24,904人	12,697人	10,024人	9,682人

〔資料：八戸市（令和４（2022）年 11 月末現在)〕

第 3 章

住民意向調査

3－1　アンケート調査
（1）アンケート調査の概要
（2）アンケート調査の結果
3－2　八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議
（1）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の目的
（2）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の提言

3

第３章　住民意向調査

市民の意見を把握し計画に反映させるために、アンケート調査を実施しました。

また、市の未来を担う若者や女性にとって魅力あるまちづくりを推進するために立ち上げられた「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」より、市が実施した「若者意識調査」の結果を踏まえた提言がありました。

３－１　アンケート調査

（１）アンケート調査の概要

【目　的】

・八戸市の緑に関する評価や課題の把握、今後の整備の方向性等を定量的に把握する。

【調査対象】

・市内を 11 地域に区分し、地域ごとに性別、年齢層のバランスを考慮した上、中学生以上の市民 1,300 名を無作為抽出。

【実施時期】

・令和３（2021）年９月中旬から月末にかけて実施

【回収状況】

・549 票（回収率 42.2%）

表　地域別回収率

	発送数	回収数	回収率
1.市川	71	35	49.3%
2.下長	109	41	37.6%
3.八戸駅周辺	67	33	49.3%
4.中央	363	139	38.3%
5.根城･田面木･新都市	117	49	41.9%
6.湊･白銀･鮫	255	111	43.5%
7.豊崎	37	21	56.8%
8.館･是川	93	38	40.9%
9.大館	92	44	47.8%
10.南浜	44	13	29.5%
11.南郷	52	24	46.2%
無回答	0	1	－
合計	1,300	549	42.2%

表　年代別回収率

	発送数	回収数	回収率
中学生	89	22	24.7%
高校生	93	29	31.2%
18～29歳	137	51	37.2%
30～39歳	146	56	38.4%
40～49歳	173	73	42.2%
50～59歳	174	85	48.9%
60～69歳	178	88	49.4%
70～79歳	172	92	53.5%
80歳以上	138	49	35.5%
年代無回答	0	4	－
合計	1,300	549	42.2%

（2）アンケート調査の結果

1）属性

問 1　性別

回答者の性別は、「男性」が 45.5%、「女性」が 53.4%でおおむね半数ずつとなっています。

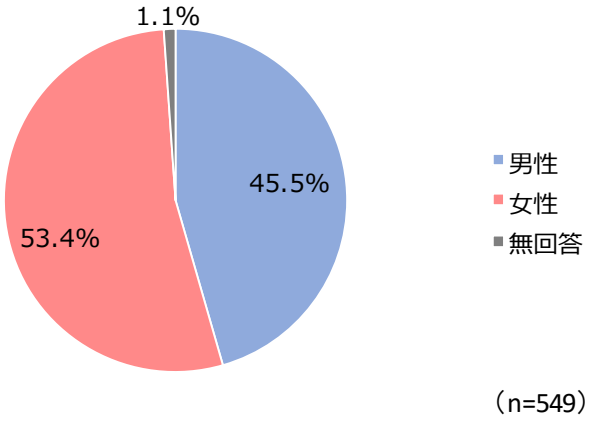

問 2　年齢

回答者の年齢は、「70～79 歳」が最も多く 16.8%、次いで「60～69 歳」が 16.0%、「50～59 歳」が 15.5%となっています。年齢層が高くなるにつれて、回答数が多くなる傾向です。

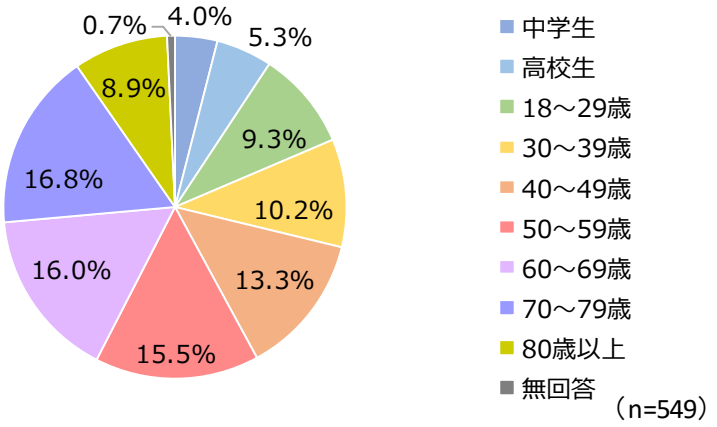

問３　職業

回答者の職業は、「会社員、公務員」が最も多く 34.4%、次いで「無職（学生を含む）」が 30.8%、「主婦」が 15.1%となっています。

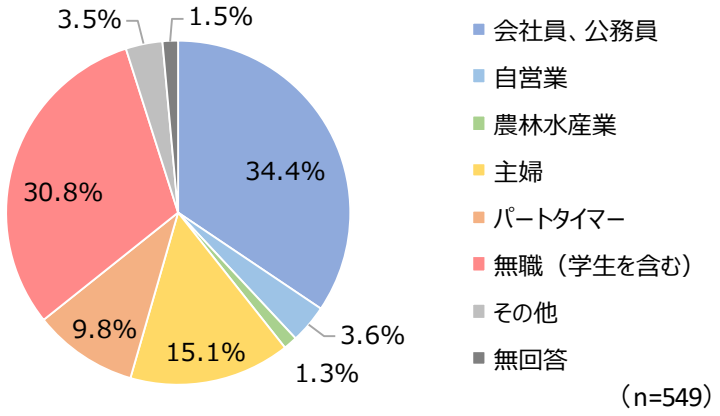

（n=549）

問４　居住年数

現在の住宅の居住年数は、「20 年以上」が 48.5%で最も多く、全体の半数を占めています。次いで「10 年以上 20 年未満」が 21.7%、「5 年未満」が 15.3%、「5 年以上 10 年未満」が 13.7%となっています。

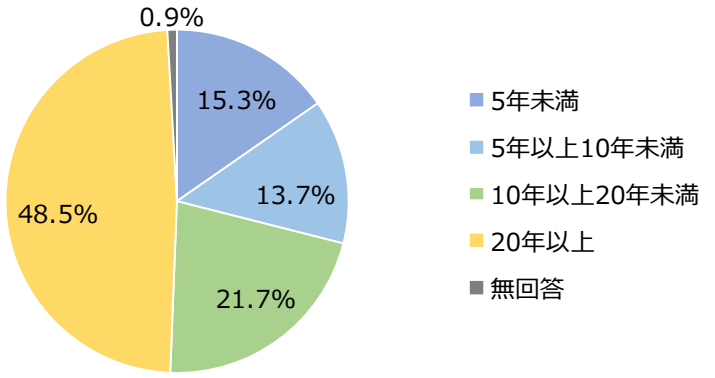

（n=549）

問５　住居形態

回答者の住居形態は、「一戸建て（持ち家）」が 76.0%で最も多く、全体の約８割を占めています。次いで「マンション・アパート（借家）」が 12.8%、「一戸建て（借家）」が 4.9%、「その他」が 3.3%となっています。

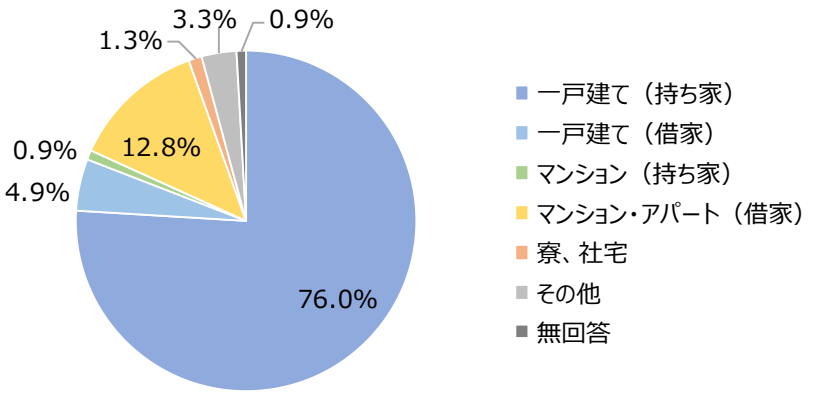

（n=549）

＜その他の主な回答＞

・市営住宅　４票
・一戸建て（親の持ち家）　３票
・県営住宅、公営住宅　各２票

問６　居住地域

回答者の居住地域は、「中央地域（三八城・柏崎・吹上・長者・小中野地区）」が最も多く 25.3%、次いで「湊・白銀・鮫地域」が 20.2%、「根城・田面木・新都市地域」が 8.9%となっています。

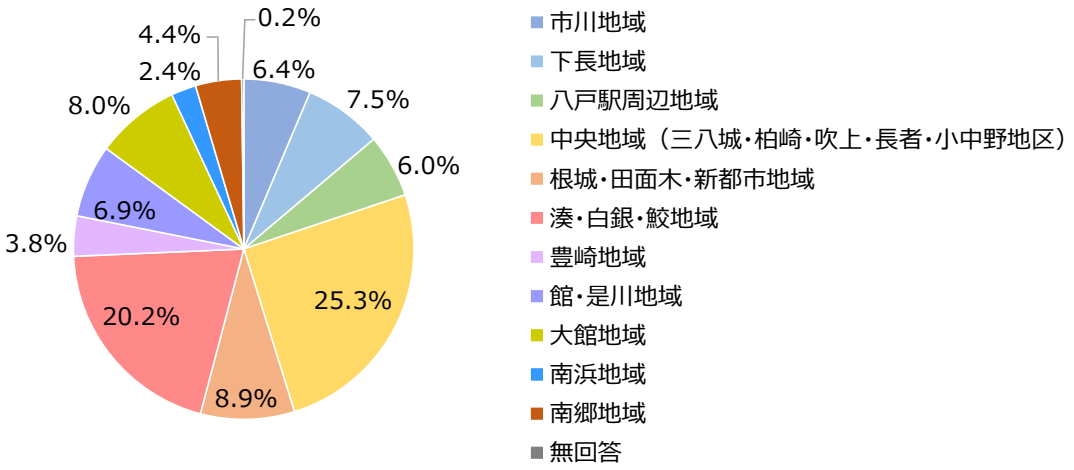

（n=549）

2）八戸市全体の緑について

問７　八戸市内にある緑のうち、好きな緑はなんですか。

八戸市内の好きな緑は、複数回答で「八戸公園（こどもの国と八戸植物公園）」が最も多く 324 票、次いで「種差海岸」が 293 票となっており、他の項目を大きく上回っています。以下には、「東運動公園」（124 票）、「蕪島」（111 票）、「新井田川」（91 票）と続きます。

現行計画策定時のアンケート調査結果では、回答が多い順に「種差海岸」「八戸公園（こどもの国と八戸植物公園）」「長根公園」となっており、「八戸公園」に対する評価が前回より高くなっています。

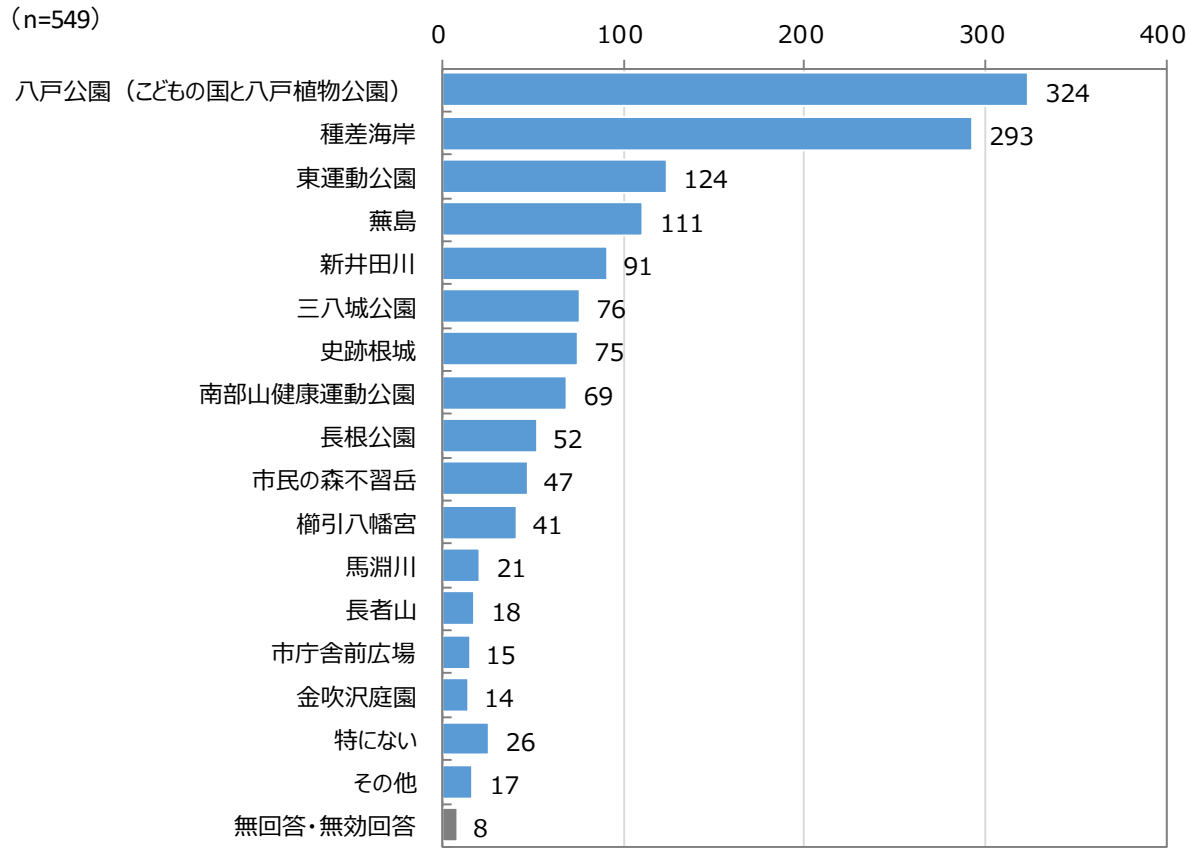

※回答の多い順に表示

問８　現在の八戸市内の緑をどのように感じていますか。

八戸市内の緑への満足度をみると、いずれの項目でも「普通」という評価が最も多くなっています。満足度（「満足」と「やや満足」の割合の合計）が高い緑は、「ア）大規模な公園（長根公園など）」で 39.2%、次いで「エ）市街地内の神社やお寺の樹林地」が 33.7%となっています。一方、不満度（「不満」と「やや不満」の割合の合計）が高い緑は、「セ）本八戸駅前の緑」で 45.5%、次いで「ソ）三日町等の中心部商店街の緑」が 40.3%となっています。

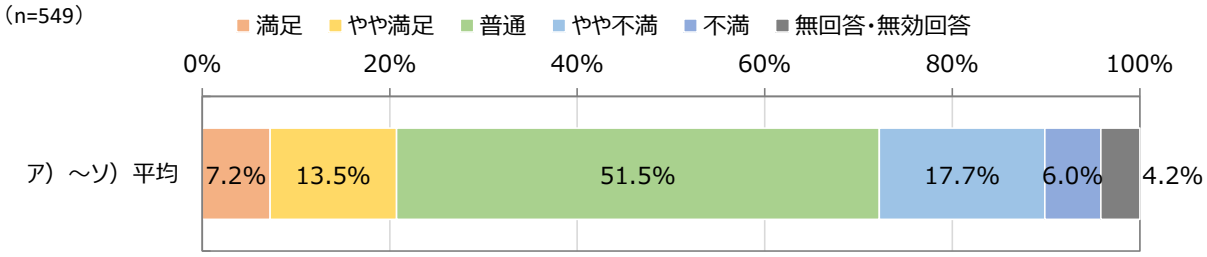

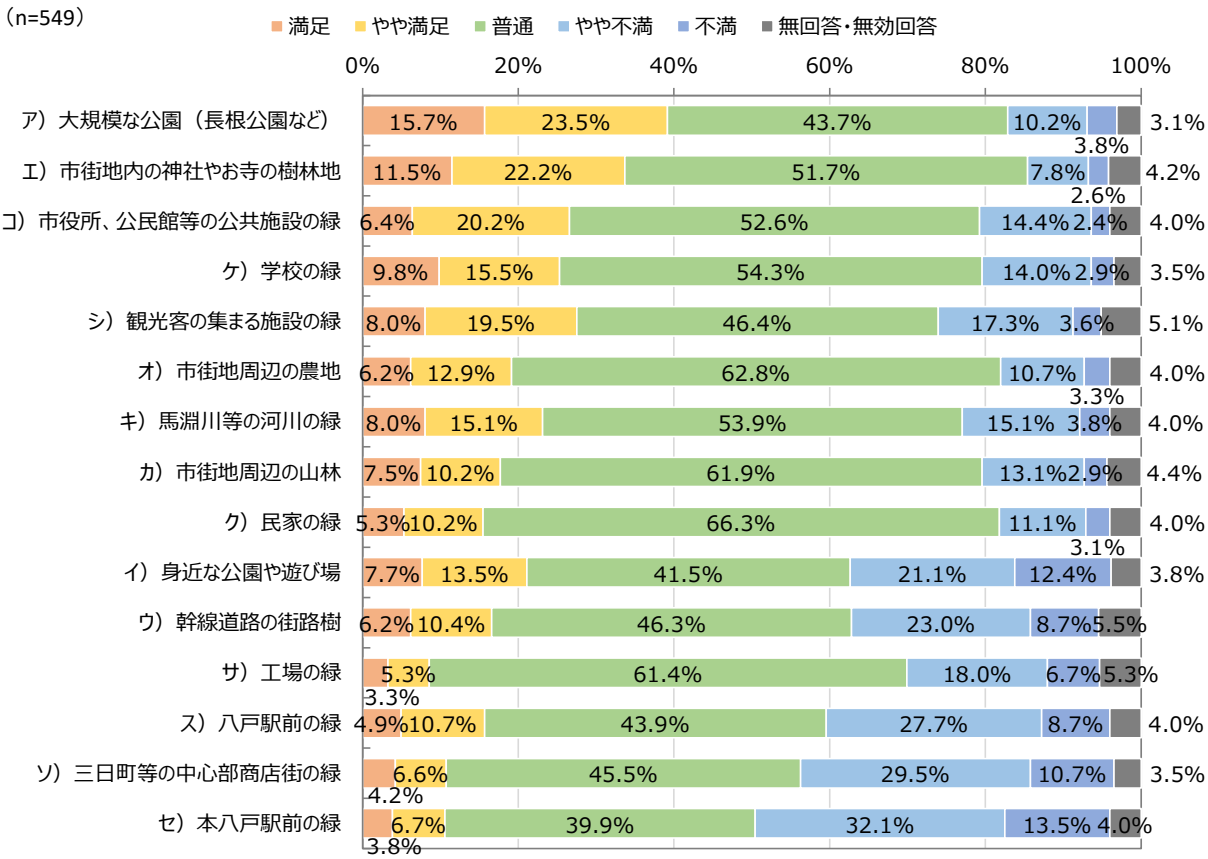

※満足度（「満足」と「やや満足」の割合の合計）から不満度（「不満」と「やや不満」の割合の合計）を引いた値の高い順に表示

問９　八戸市の今後の緑のまちづくりの方向として、ふさわしいものはどれですか。

今後の緑のまちづくりの方向は、複数回答で「樹木が多く水辺があり、生き物にふれあうことができる緑地を増やす」が最も多く 205 票、次いで「バーベキューやキャンプを楽しめる緑地を増やす」が 197 票、「遊具の多い家族で楽しめる公園を増やす」が 172 票となっています。自然とのふれあいやレジャーを楽しむ場についての回答が多く挙げられています。

なお、現行計画策定時のアンケート調査結果と比較すると、「樹木が多く水辺があり、生き物にふれあうことができる緑地を増やす」「バーベキューやキャンプを楽しめる緑地を増やす」が多い傾向は変わっていませんが、「遊具の多い家族で楽しめる公園を増やす」が多くなっています。

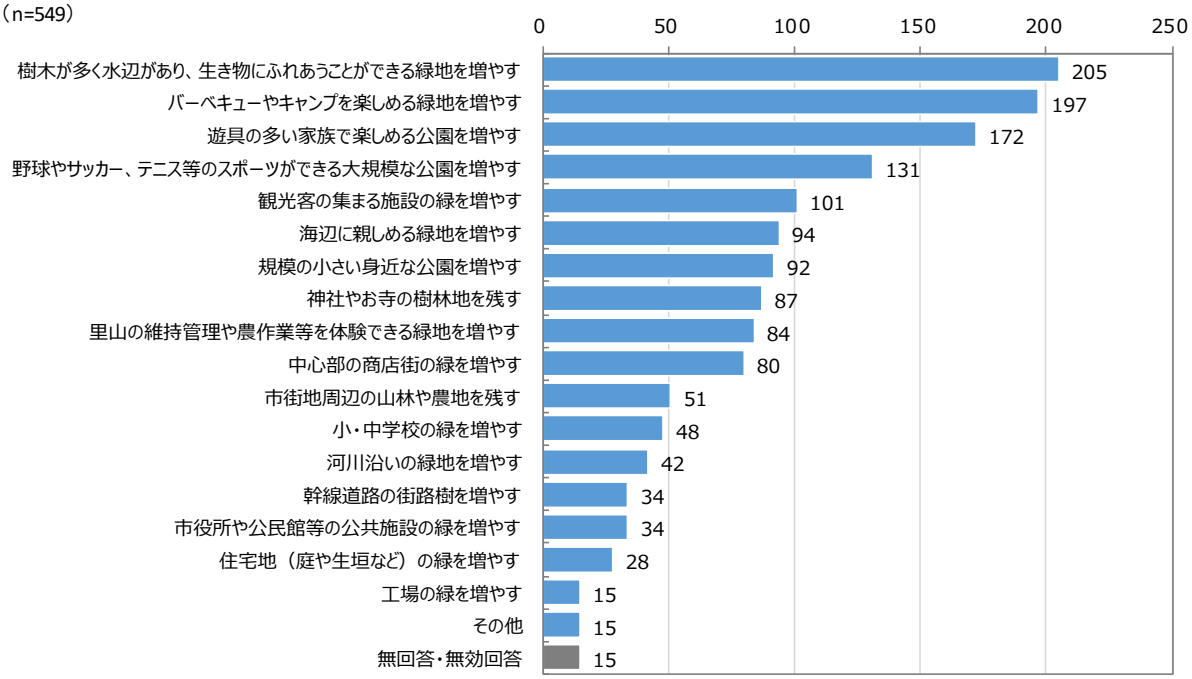

※回答の多い順に表示

問 10　お住まいから歩いて 5 分以内（おおむね 300m 以内）の地域で、以下ア）～ソ）のような場所や緑についてどのように感じていますか。

お住まいから徒歩 5 分以内の緑への満足度をみると、いずれの項目でも「普通」という評価が最も多く、「満足」はほとんどの項目で最も少なくなっています。満足度（「満足」と「やや満足」の割合の合計）が高い緑は、「カ）災害時に避難できる場」で 23.5%、次いで「ア）子どもの遊び場」が 22.4%となっています。一方、不満度（「不満」と「やや不満」の割合の合計）が高い緑は、「コ）水辺に親しめる場」で 50.1%、次いで「イ）気軽に憩うことができる場」が 46.6%となっています。

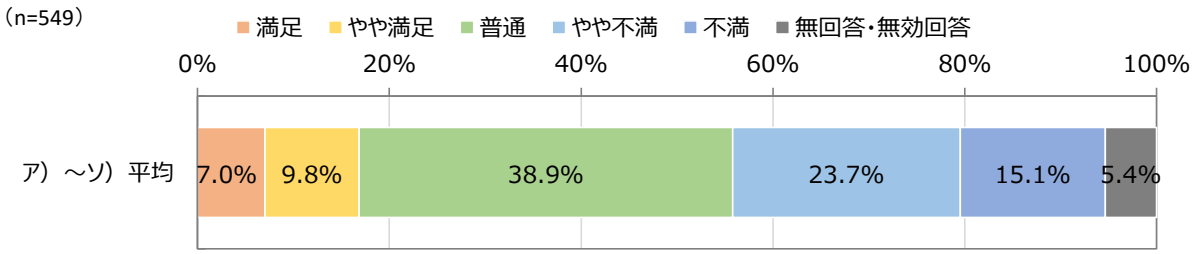

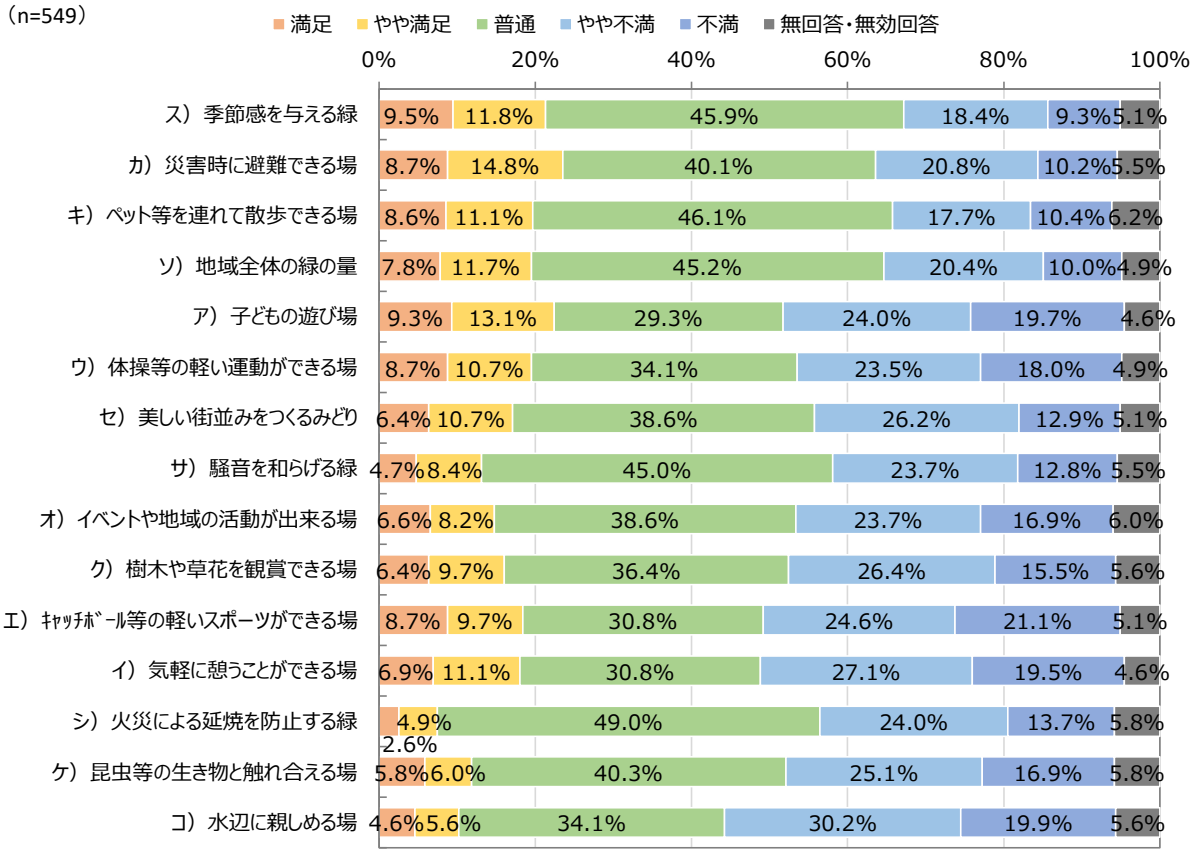

※満足度（「満足」と「やや満足」の割合の合計）から不満度（「不満」と「やや不満」の割合の合計）を引いた値の高い順に表示

問 11　今後お住いの地域で取り組んでほしいと思うことはなんですか。

お住まいの地域で取り組んでほしいことは、複数回答で「自然散策や憩いの場となる緑地をつくる」が最も多く 231 票、次いで「子どもの遊び場となる広場をつくる」が 208 票、「災害時に避難場所となる広場をつくる」が 184 票となっています。

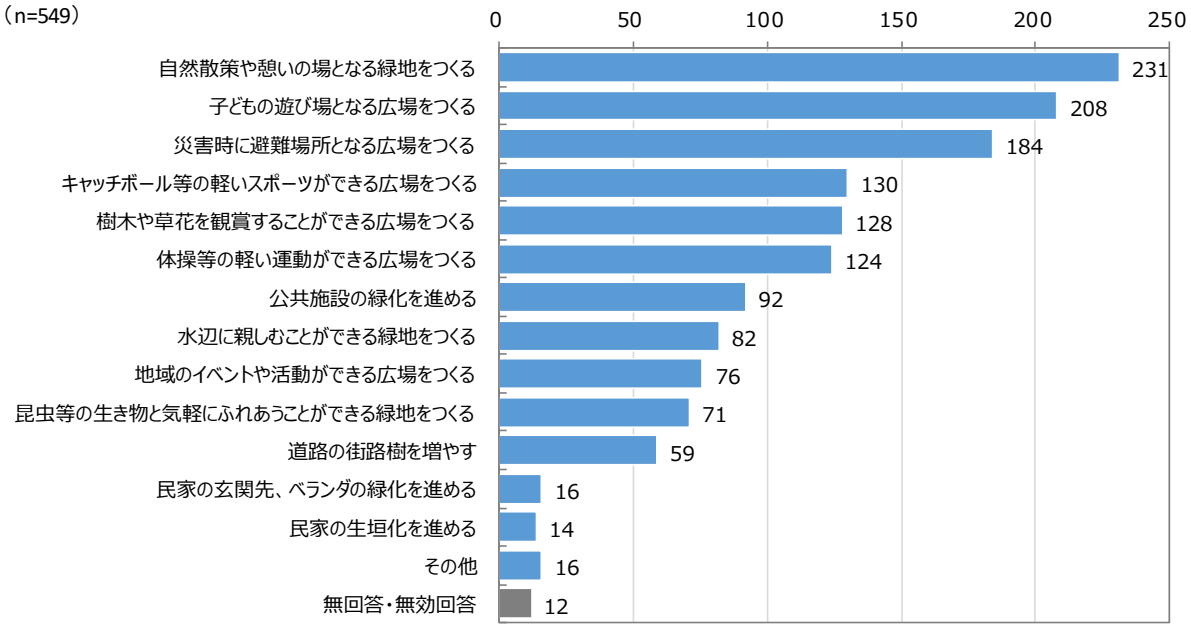

※回答の多い順に表示

問 12　あなたが現在取り組んでいる緑とのかかわりについて、あてはまる番号を全て選んで、丸をつけてください。

現在取り組んでいる緑との関わりは、複数回答で「自宅の庭に樹木や草花を植えている」が最も多く 327 票、次いで「家の中に鉢植えを置いている」が 237 票、「家庭菜園で野菜等を栽培している」が 232 票となっています。自宅で樹木や草花、野菜等を育てている回答者が多いことが分かります。

なお、現行計画策定時のアンケート調査結果と比較すると、「自宅の庭に樹木や草花を植える」「家庭菜園で野菜等を栽培する」が多い傾向は変わっていませんが、「家の中に鉢植えを置いている」が現行計画策定時より多くなっています。

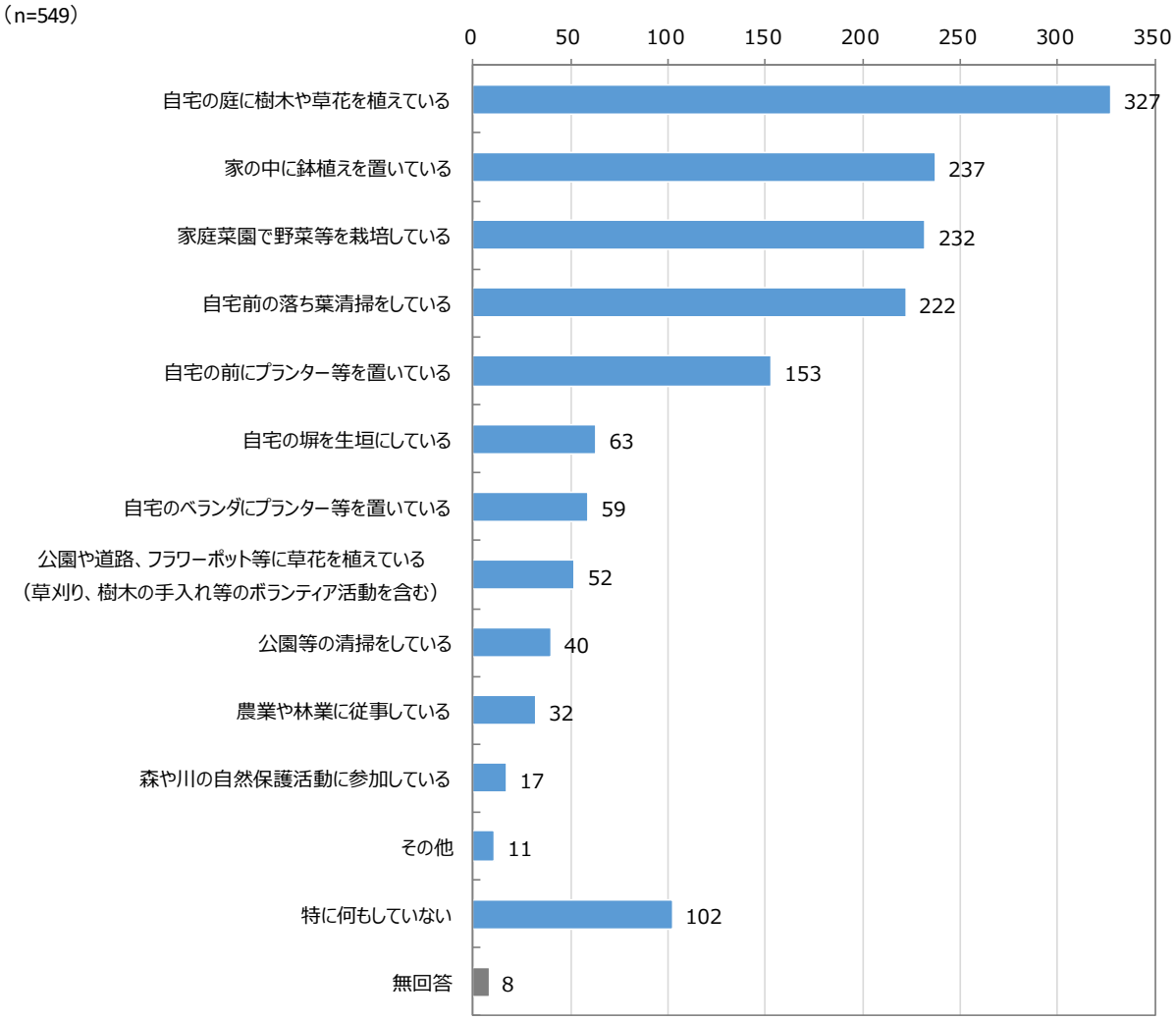

※回答の多い順に表示

問 13　今後どのように緑に関わっていきたいですか。

今後の緑との関わりは、複数回答で「自宅の庭に樹木や草花を植える」が最も多く 211 票、次いで「家庭菜園で野菜等を栽培する」が 204 票、「自宅前の落ち葉清掃をする」が 143 票となっています。

なお、現行計画策定時のアンケート調査結果と比較すると、「自宅の庭に樹木や草花を植える」「家庭菜園で野菜等を栽培する」が多い傾向は変わっていませんが、「自宅前の落ち葉清掃をする」が以前よりも多くなっています。

（n=549）

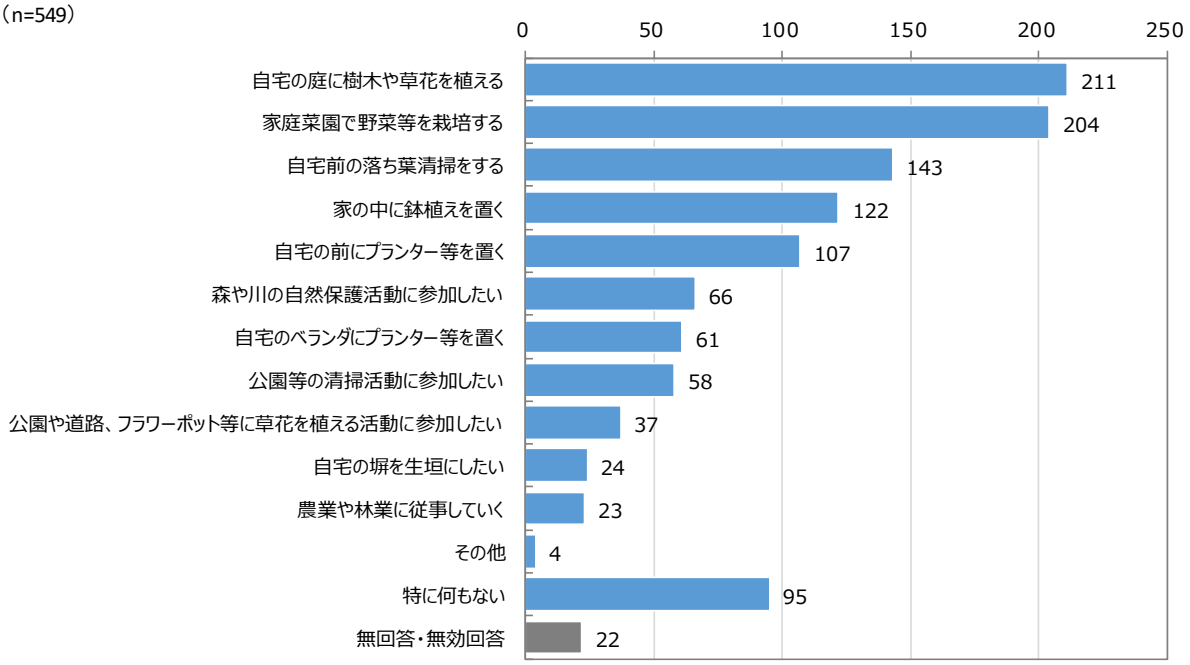

※回答の多い順に表示

問 14　今後緑に関わっていく上でしてほしいこと、必要なことはなんですか。

緑に関わっていく上でしてほしいことは、複数回答で「樹木、花苗、種等を配布してほしい」が最も多く 165 票、次いで「子どもや大人など幅広い世代を対象とした自然教育を実施してほしい」が 160 票、「特に何もない」が 146 票となっています。

なお、現行計画策定時のアンケート調査結果では、「子どもや大人など幅広い世代を対象とした自然教育を実施してほしい」がもっとも多く、次いで「樹木、花苗、種等を配布してほしい」であり、前回と比較すると、樹木、花苗、種等の配布という回答が多くなっています。

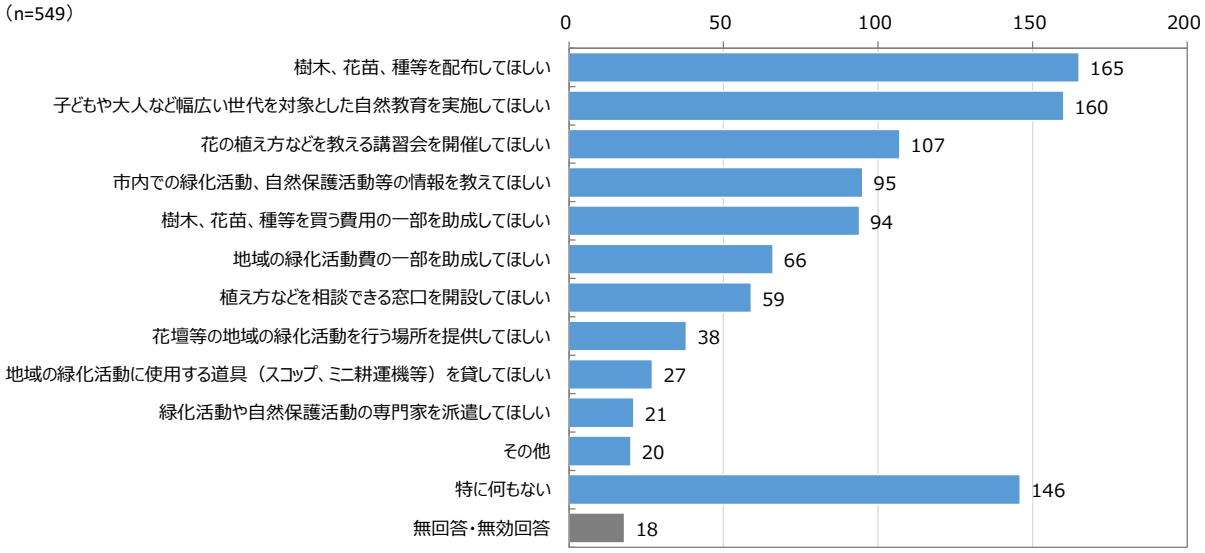

※回答の多い順に表示

3）八戸市内の公園について

問 15　八戸市内には、長根公園などの大規模な公園から、住まいの身近にある公園まで、大小合わせると約 300 か所あります。
公園の整備について、今後、どのようにすれば良いと思いますか。

公園の整備については、「数は十分であるが、ニーズを踏まえてリニューアルを推進すべきである」が 57.2%で最も多く、全体の約 6 割を占めています。次いで「現状で問題ない」が 18.2%、「少ないと思うので、もっと整備すべきである」が 11.5%、「その他」が 6.0%となっています。

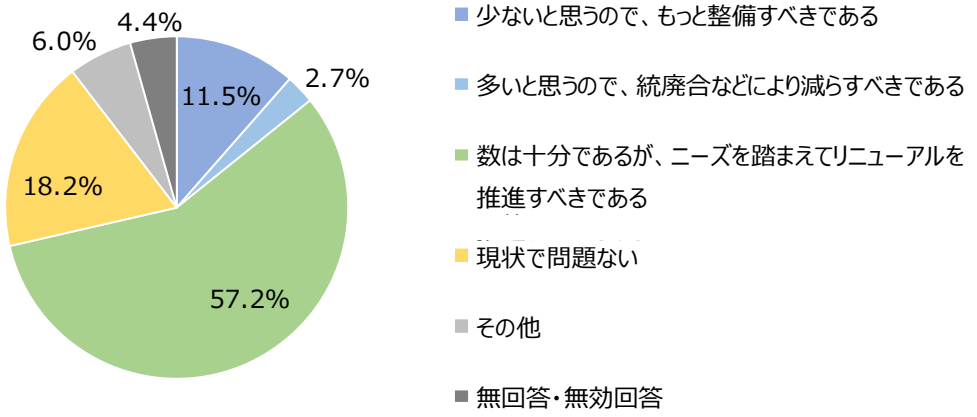

（n=549）

＜その他の主な回答＞

・身近に公園が少ない　8 票
・維持管理が十分でない 等　7 票
・ニーズに合った場所、施設　4 票

問 16　公園の管理の主体は、今後、どのようにすれば良いと思いますか。

ア）大規模な公園（長根公園など）

大規模な公園の管理主体は、「八戸市」が 78.5%で最も多く、全体の約 8 割を占めています。次いで「民間企業等の民間団体」が 15.1%、「町内会等の地域住民」が 2.0%となっています。

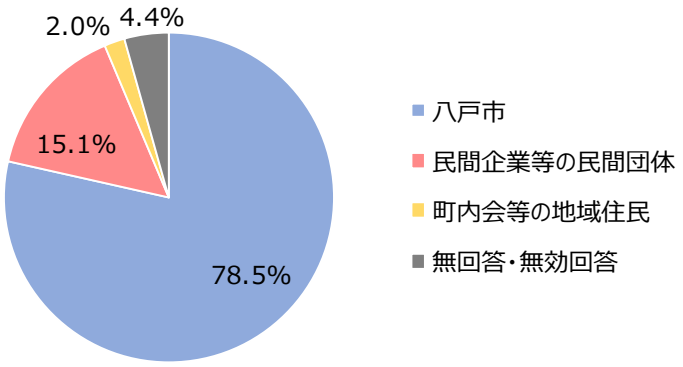

（n=549）

イ）身近な公園や遊び場

身近な公園や遊び場の管理主体は、「八戸市」が最も多く 39.0%で、次いで「町内会等の地域住民」が 31.1%、「民間企業等の民間団体」が 24.6%となっています。

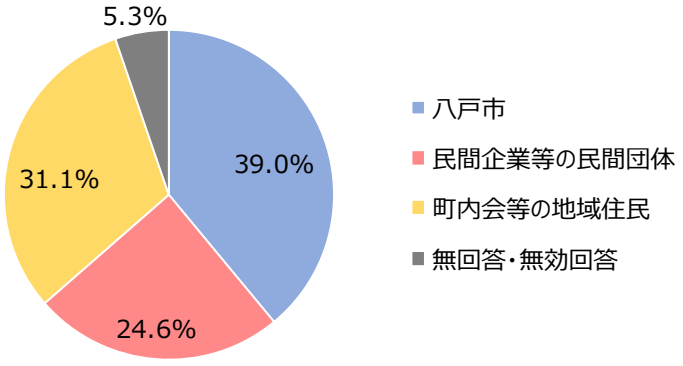

（n=549）

４）八戸市内の街路樹について

問 17　市内の街路樹について、どのように感じていますか。

ア）街路樹の本数

街路樹の本数は、「現状で問題ない」が最も多く 70.1%で、次いで「少ない」が 20.2%、「多い」が 4.9%となっています。

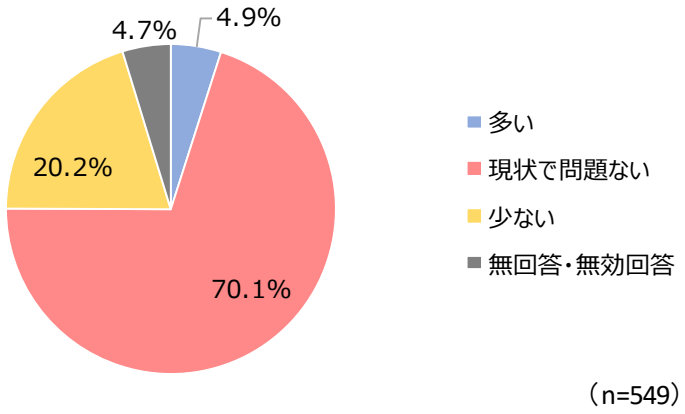

（n=549）

イ）街路樹の樹種

街路樹の樹種は、「現状で問題ない」が最も多く 77.6%で、次いで「少ない」が 14.4%、「多い」が 2.9%となっています。

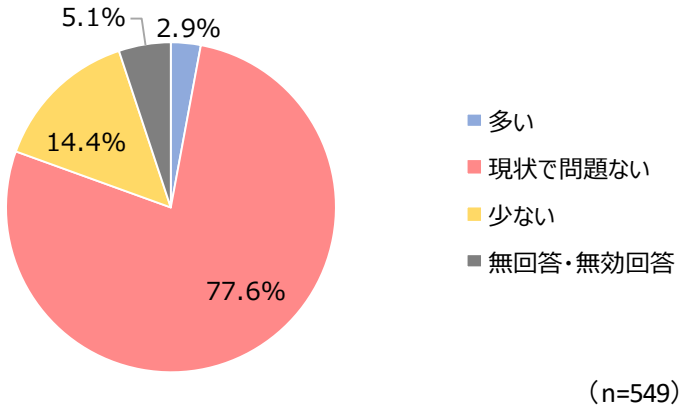

（n=549）

ウ）街路樹の景観や外観

街路樹の景観や外観は、「現状で問題ない」が最も多く 64.5%で、次いで「見苦しい」が 17.3%、「良い」が 9.7%となっています。

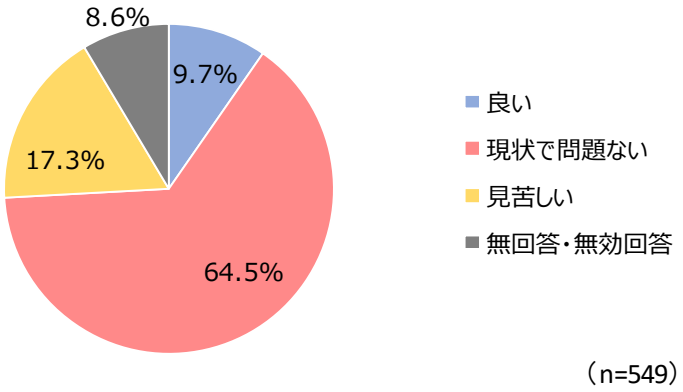

（n=549）

エ）街路樹の必要性

街路樹の必要性は、「必要である」が 84.7%で、「必要ない」の 8.4%を大きく上回っています。

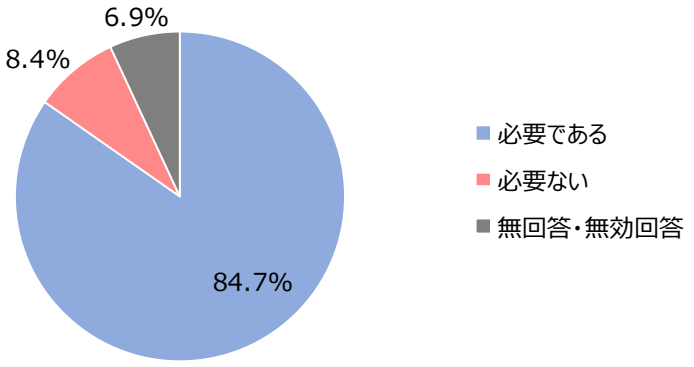

（n=549）

問 18-1　八戸市内にある街路樹のうち、好きな（良いと思う）場所はありますか。

街路樹のうち好きな場所は、複数回答で「けやき通り（八戸ニュータウンショッピングセンター付近のケヤキ並木）」が最も多く 185 票、次いで「ハナミズキ通り」が 176 票、「特になし」が 144 票となっています。

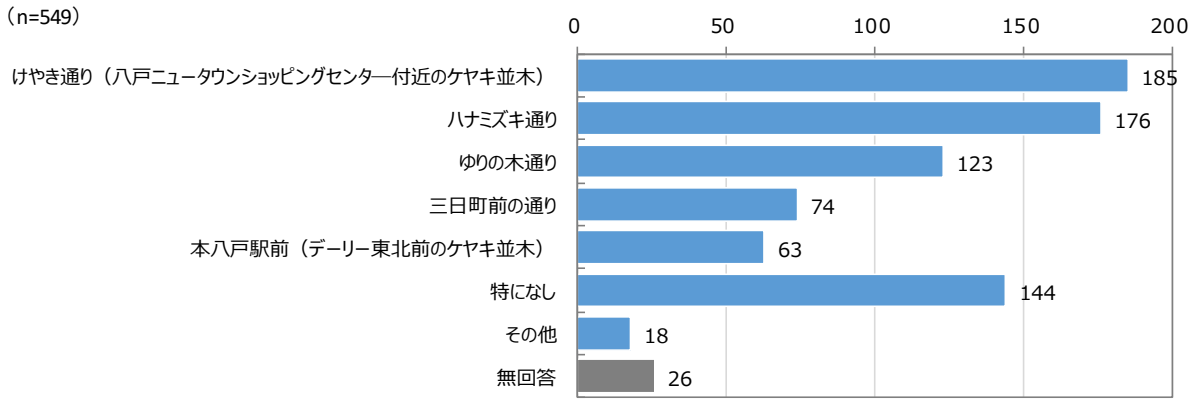

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・新井田川沿いの桜並木　4 票
・みどりと彫刻のふれあい散歩道　1 票
・薬王堂　長根店の前のイチョウ並木　1 票

問 18-2　街路樹のどのような点が良いと思いますか。

街路樹の良い点は、複数回答で「四季を感じる」が最も多く 337 票、次いで「街並みに調和している」が 189 票、「花がきれいだ」が 170 票となっています。

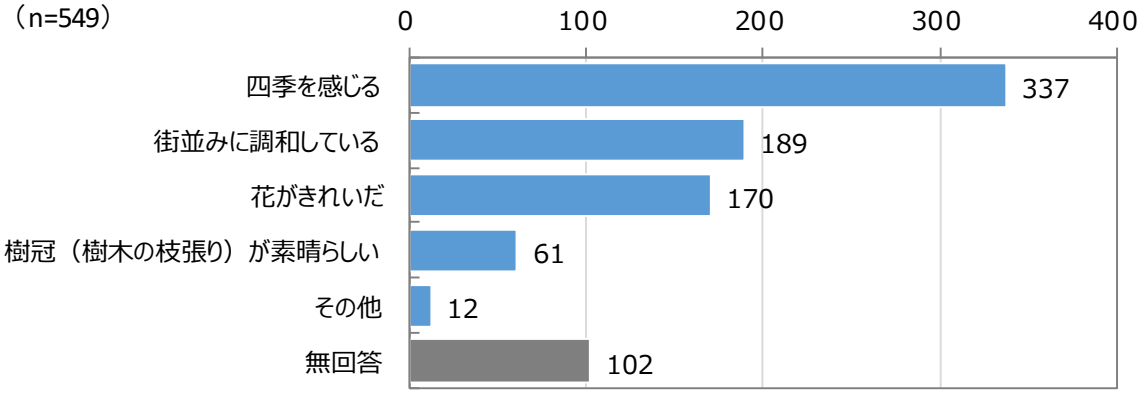

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・癒される　2 票
・景観が良い　2 票

問 19-1　八戸市内にある街路樹のうち、嫌いな（悪いと思う）場所はありますか。

街路樹のうち嫌いな場所は、複数回答で「特になし」が 391 票で最も多く、他の項目を著しく上回っています。次いで「ゆりの木通り」が 39 票、「三日町前の通り」が 27 票となっています。

（n=549）

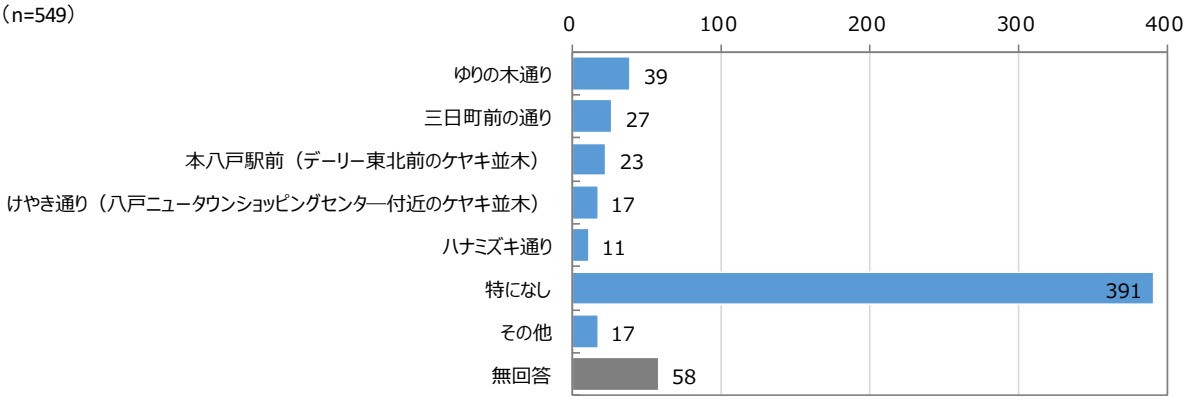

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・ほとんどの街路樹（手入れ不足等）　3 票

問 19-2　街路樹のどのような点が悪いと思いますか。

街路樹の悪い点は、問 19-1 で「特になし」が最も多いことから、無回答が最も多くなっています。選択肢の回答では「街路樹の落ち葉が散らばっている」が最も多く 119 票、次いで「維持管理（剪定等）がきちんとなされていない」が 116 票、「街路樹（低木）が道路のカーブなどの見通しを悪くしている」が 95 票となっています。

（n=549）

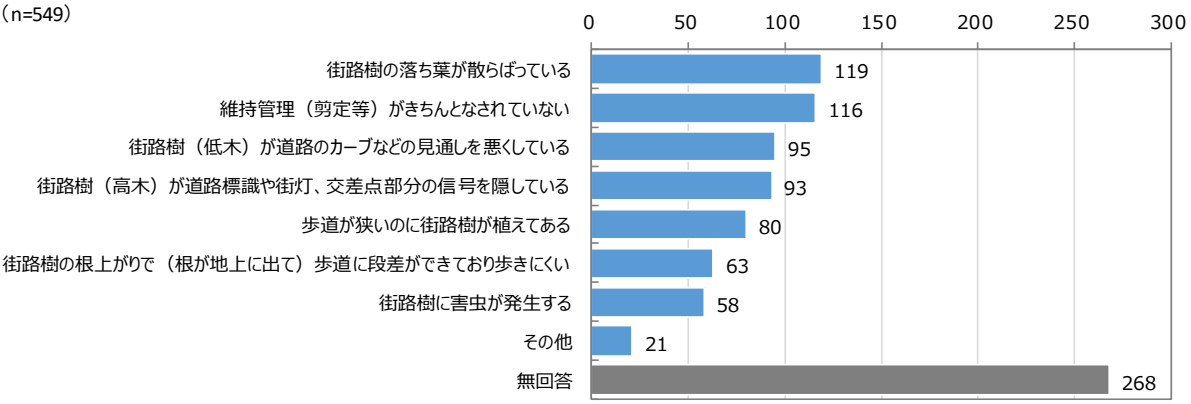

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・特になし、問題ない　5 票
・街路樹が植えられているように感じない　2 票
・雑草に関連する内容、歩道が狭い　各 2 票
・必要ない　2 票

問 20　今後の街路樹のあり方について、どのようにすれば良いと思いますか。

今後の街路樹のあり方は、複数回答で「老齢木の更新（植え替え）が必要だ」が最も多く 196 票、次いで「現状のままで十分である」が 157 票、「樹種の変更（高木を中・低木に植え替え等）が必要だ」が 156 票となっています。

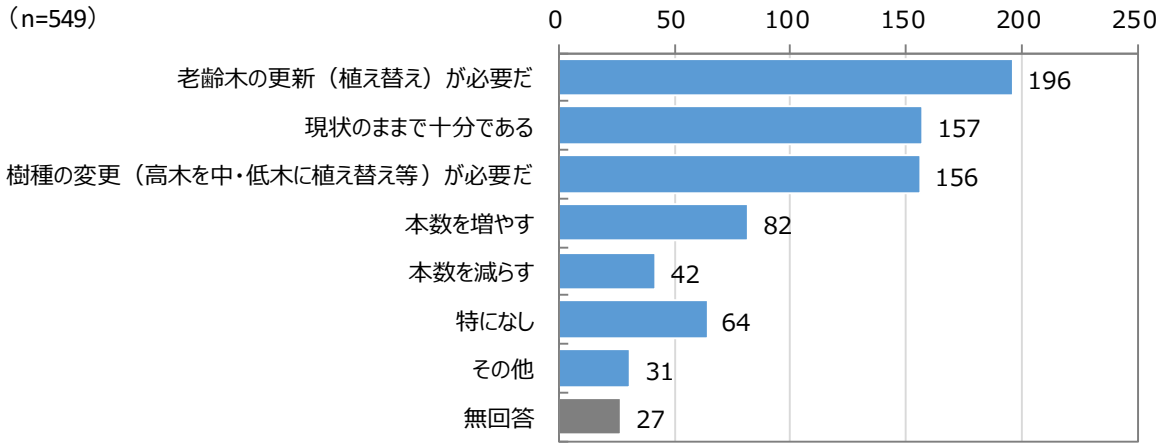

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・維持管理に関する内容　13 票
・樹種を変える（花が咲く木）　7 票
・雑草に関連する内容　4 票

問 21　八戸市内の緑豊かな道路空間を創るには、今後どの場所を重点的に整備する必要があると思いますか。

重点的に整備が必要な場所は、複数回答で「中心市街地周辺の道路」が最も多く 217 票、次いで「主要駅から観光地に行くまでの道路」が 213 票、「国道 45 号などの幹線道路」が 152 票となっています。

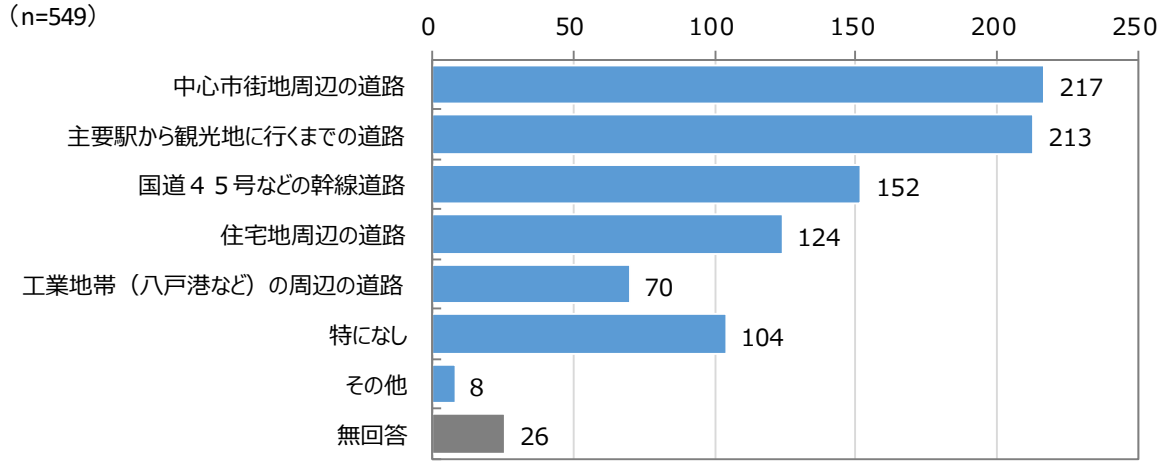

※回答の多い順に表示

問 22　街路樹による緑の空間は、どのようにしたら良いと思いますか。

街路樹による緑の空間は、複数回答で「花の咲く樹木を植える」が最も多く 264 票、次いで「大きくならない樹種を植える」が 260 票、「交通（通行）に支障の少ない低木だけを植える」が 175 票となっています。

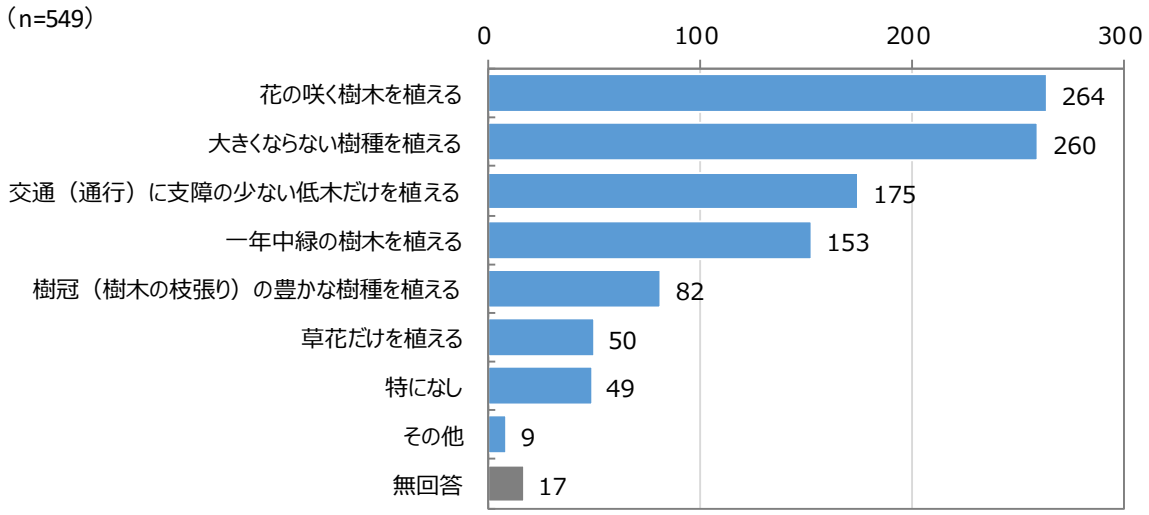

※回答の多い順に表示

＜その他の主な回答＞

・場所に合わせて樹種を変える　２票

5）八戸市の市街地の農地について

問 23　八戸市の市街地（おおむね中央地域、下長地域、八戸駅周辺地域、市川地域、根城・田面木・新都市地域、湊・白銀・鮫地域の範囲）には、所々に農地が残っています。市街地にある農地について、どう思いますか。

市街地の農地については、「どちらともいえない」（37.5%）と「農地として残していくべき」（37.2%）がほぼ同率で並んでいます。「住宅地や工業地など、他の用途に転用・開発すべき」は 21.1%となっています。

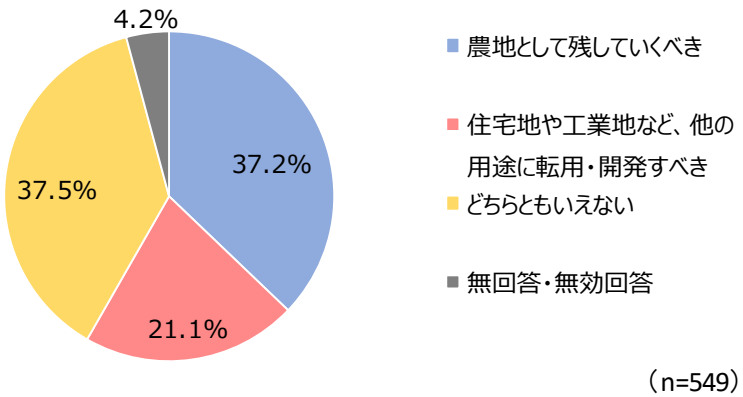

6）その他、緑のまちづくり全体について

問 24　その他、緑のまちづくりについて、ご意見等があればご自由にお書きください。

緑のまちづくり全体については 169 票の回答がありました。意見の内容を 14 項目に分類（複数に該当するものはそれぞれに集計）すると、道路の緑に関する意見と緑の維持管理に関する意見が最も多い 52 票、次いで公園・緑地に関する意見が 32 票、全般的な意見・感想が 30 票となっています。

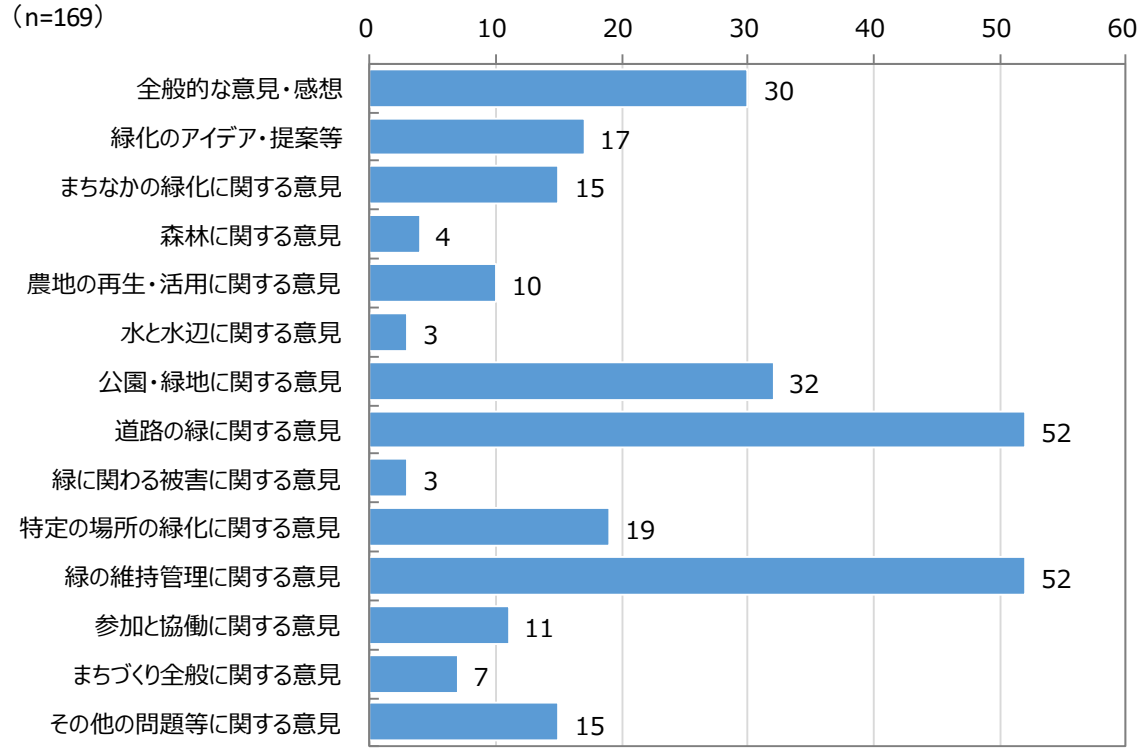

3－2　八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議

（1）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の目的

市の未来を担う若者や女性にとって魅力あるまちづくりを推進することで、地域社会に活力を生み出し、多様な人材が活躍できる地域社会の形成を図る。

（2）八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の提言

【提　言】市民で賑わっているから、子ども一人で遊びに行かせられる公園になる

市民全員が気軽にアクセスでき、賑わっている公園があれば、子ども一人で遊びに行かせられ、子育てが一気に変わります。

【施策例】・駐車場がある公園の整備

・クラウドファンディング等を活用し、公園の遊具等を整備

・公園を拠点とした市民活動への支援（ゲートボール以外にも）

・子育て世代やお年寄りが公園に滞留してもらう仕掛け作り（活動支援など）

・八戸の自然を活かして公園化（海釣り公園、虫取り公園、ほたる公園など）

【若者意識調査結果（抜粋）】

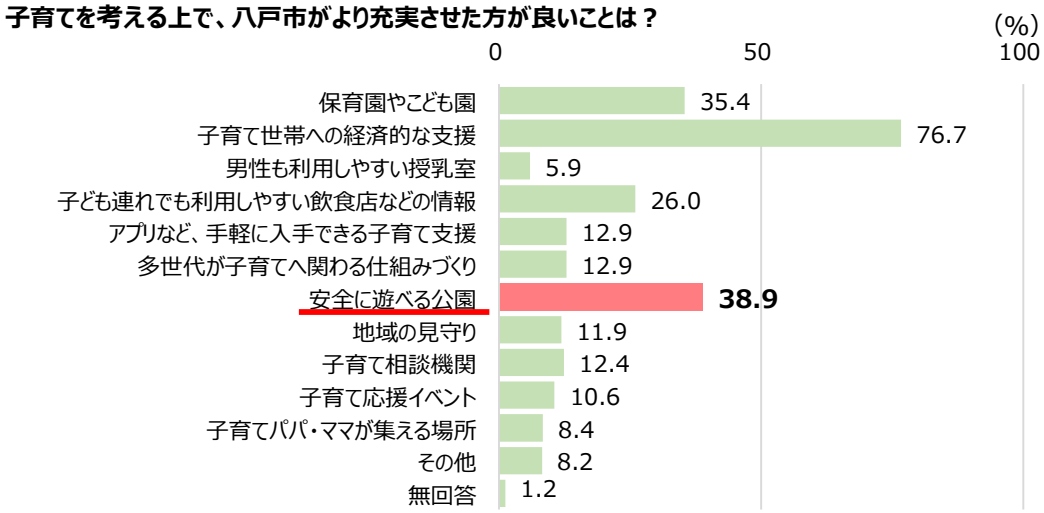

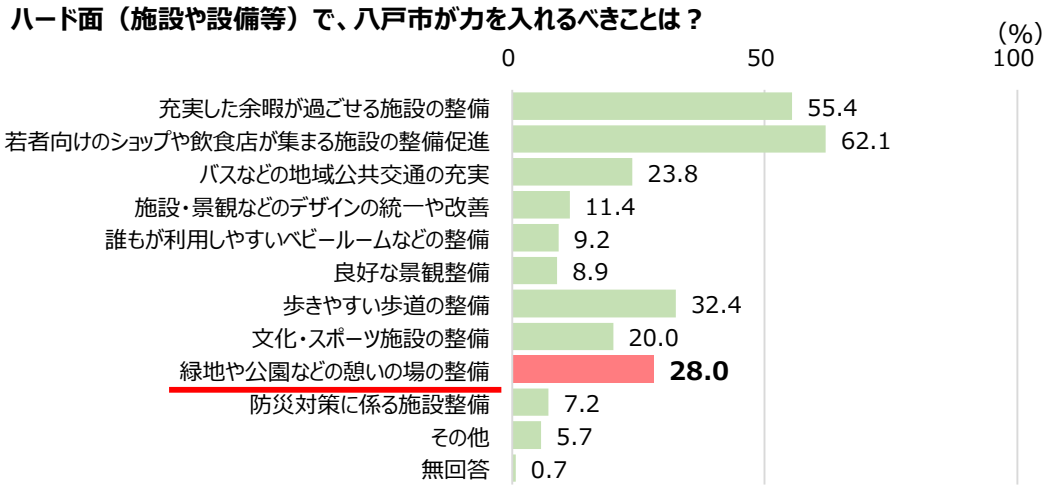

第 4 章

緑の機能別評価及び課題の整理

4－1　緑の機能別評価
（1）評価の考え方
（2）4 機能別の評価
4－2　緑の課題

4

第４章　緑の機能別評価及び課題の整理

４－１　緑の機能別評価

（１）評価の考え方

緑は様々な機能を持っていますが、現行計画にならい「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の４つの視点に立ち、都市特性や住民意向調査を踏まえ、緑の機能別に評価しました。

４つの機能の評価項目は以下のように整理しました。

■系統別評価項目

環境保全機能

環境問題が深刻化する中、都市気候の緩和、貴重な動植物の生息・生育空間の保全などの役割を果たす。

①生物多様性の保全に資する緑
②都市環境負荷の軽減に資する緑

レクリエーション機能

レクリエーション需要が多様化・高度化・広域化する中、自然とのふれあいや人の交流を促す役割を果たす。

①自然とのふれあいに資する緑
②レクリエーション(人同士の交流)に資する緑

防災機能

災害に強いまちづくりが求められる中、災害の抑制や防止、災害時の避難路や避難場所の形成等の役割を果たす。

①市街地の防火性に資する緑
②自然災害の減災や避難行動に資する緑
（避難路、避難場所、防風林等）

景観形成機能

多様な魅力あるまちづくりが求められる中、特色ある風土や景観を楽しむための眺望点の形成等の役割を果たす。

①八戸市の特色となる景観や眺望点
②日常生活の潤いとなる緑

■評価の対象とした緑の区分

種別	詳細
海岸	八戸港（ふ頭）、八戸漁港、種差海岸
河川	一級・二級河川、その他の河川、ため池
道路	広幅員道路、街路樹
市街地	中心市街地の緑、住宅地の緑、工業用地の緑
公共施設	学校・庁舎その他
公園	都市公園（大）、都市公園（小）、その他の緑地
歴史・文化資源	史跡、天然記念物、古木
農地	市街化区域内農地、農用地の農地
山林	民有林、保安林

（2）4 機能別の評価

環境保全

①生物多様性の保全に資する緑

■全体

青森県レッドデータブック 2020 に記載（全 1,032 種）され、八戸市で生息・生育が確認されたものは 127 種（現在未確認を含む）、このうち環境省が認定した準絶滅危惧類以上は 68 種であり、本市が多様な生物の生息・生育地として貴重な自然環境を有していると言える。

植物、昆虫、鳥類が多く、生息・生育地は海岸、里山、湿地、河川敷、休耕田等である。

■海岸

蕪島や種差海岸等はウミネコやハマギク、ニッコウキスゲ等貴重な動植物の生息・生育地となっている。植物の盗掘や外来種の介在等の問題がある。

■河川

南部の山林から海へと流れる馬淵川、新井田川等の河川や、市内に点在する農業用ため池は、水生生物や野鳥の生息環境となっている。

■市街地

白銀地区においてホタルの里づくりが行われている。

■農地

法制度に担保された農用地が市街地を取り囲むように広がり、動植物の生息・生育環境となっている。

■山林

全てが民有林であり、その多くが里山として利用されてきた二次林である。

人工林の約半数がアカマツであり、マツクイムシの被害が増えないよう、マツ類の枯損木には伐倒・燻蒸処理を行っている。

②都市環境負荷の軽減に資する緑

■河川

馬淵川、新井田川等の河川が市街地を貫流し、海岸と農地・山林を繋いで環境負荷の軽減等に貢献している。

■公園、公共施設

山林や農地の少ない市街地を中心に配置されている。

施設によって緑の量に差がある。

■道路

幹線道路沿いを中心に街路樹が植栽されており、清掃や保全等維持管理費の増大が懸念される。

■農地

市街化区域内では中心市街地の周辺部に点在し宅地化が進行している。

■山林

農地と一体となり市街地の外側を囲むように大きな緑の面を形成し海岸まで続いている。

市域全体に占める緑の種類では樹林地が最も多い。

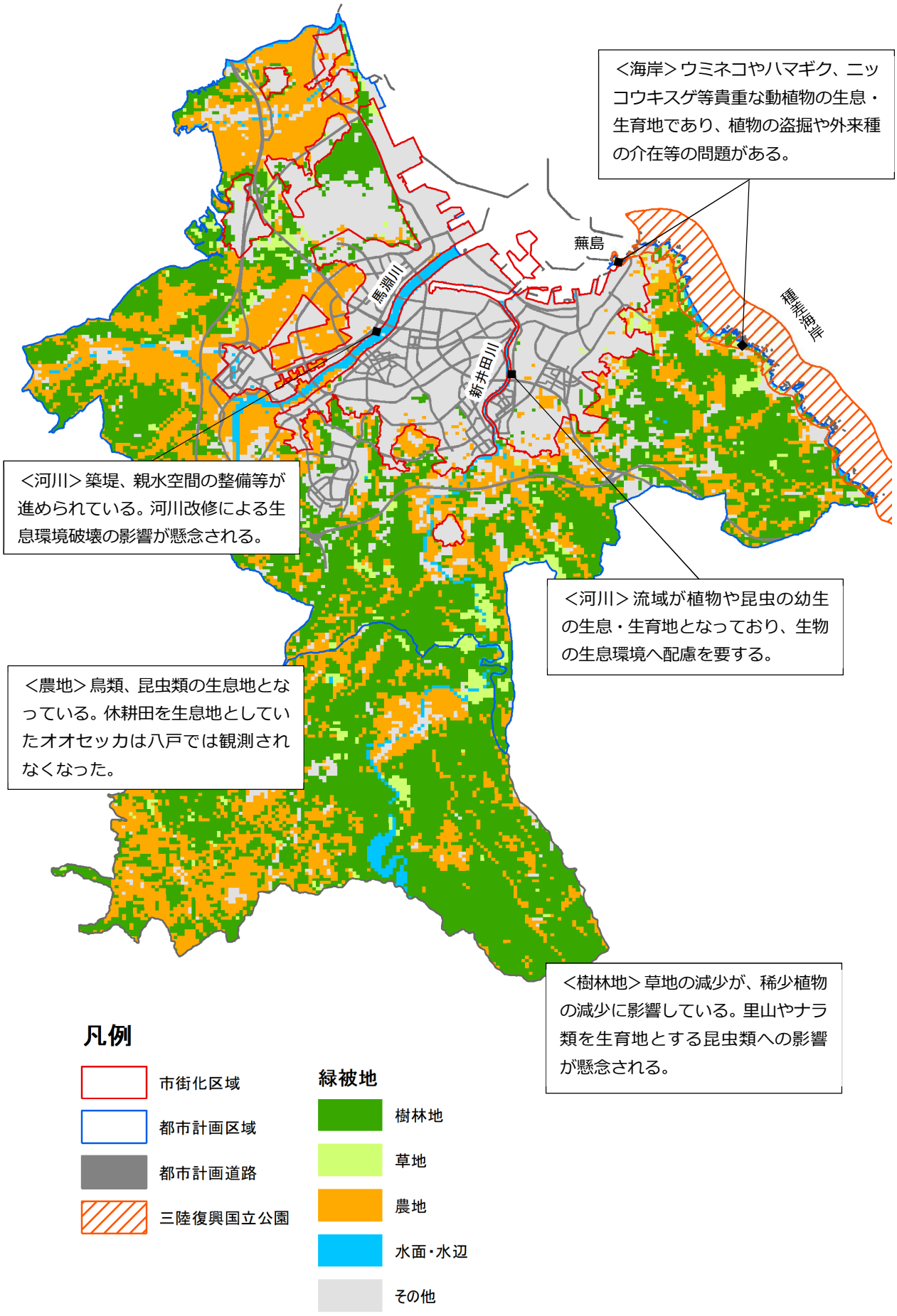

図　環境保全に資する緑の問題点等

レクリエーション

①自然とのふれあいに資する緑

■海岸

蕪島の南から大久喜まで海岸段丘が続き、種差海岸は国の名勝に指定されるとともに三陸ジオパークに認定されている。

海岸線葦毛崎展望台から種差海岸駅付近まで遊歩道が整備されており、多様な地形の海岸線や貴重な動植物を身近に観察できる場である。

■河川

馬淵川等の河川の周辺に親水空間が整備されているが、あまり活用されていない施設がある。

住民意向調査では「樹木が多く水辺があり、生き物にふれあうことができる緑地」の要望が高い。

■歴史・文化資源

古木を保存樹木として指定しており、まちなかで日常的に歴史的・文化的緑に親しむ機会となっているが、継続的な維持管理に係る費用や期限等の問題がある。

②レクリエーションに資する緑

■公園

八戸公園、東運動公園等はスポーツ等のレクリエーションに対応する都市公園として利用されている。

市内には都市公園が 182 か所整備されており、身近なレクリエーションの場として利用されているが、地域によって配置バランスに偏りが見られ、また一部で施設の老朽化やバリアフリー未対応等の問題がある。

住民意向調査では「バーベキューやキャンプを楽しめる緑地」「遊具の多い家族で楽しめる公園」への要望が高い。

「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」より、「市民全員が気軽にアクセスでき、賑わっている公園があれば、子ども一人で遊びに行かせられ、子育てが一気に変わる」との提言があった。

■海岸

八戸漁港では朝市が開催され、市内外の人が交流する場となっている。

種差海岸は日本全国や海外からも人々が足を運ぶ広域的な交流の場であり、三陸ジオパークに認定されると同時に三陸復興国立公園に指定されており、自然保護だけでなく震災復興のモニュメントとしての役割が増え、長期的・広域的視野に立った近隣自治体との連携が必要と考えられる。

■歴史・文化資源

旧石器時代から江戸時代までの各時代の遺跡が多く見られる。

是川石器時代遺跡に代表される拠点施設を中心に、優れた縄文文化の発信や学習機会の創出等、歴史・文化資源の有効活用が望まれる。

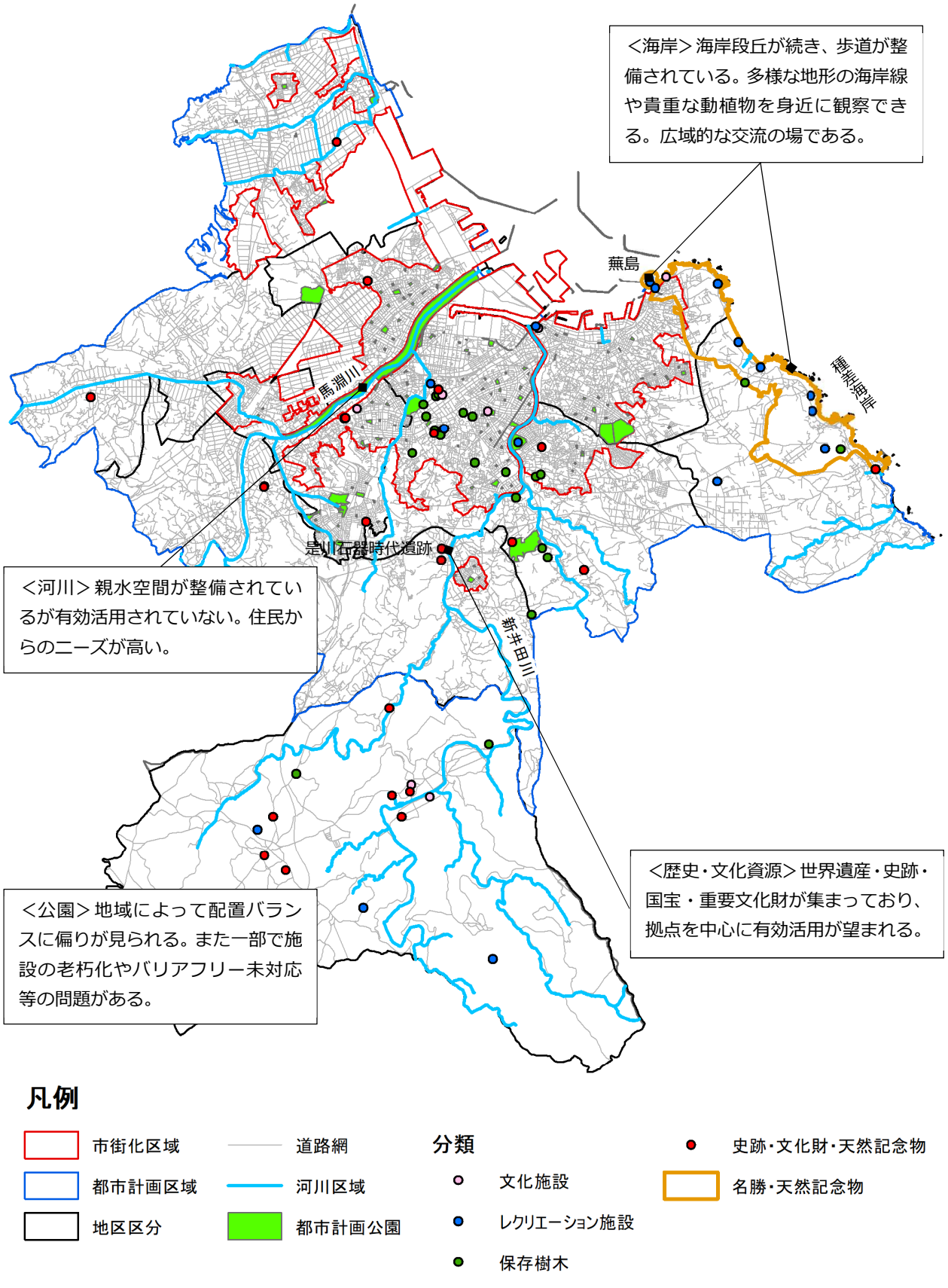

図　レクリエーションに資する緑の問題点等

防　災

①市街地の防火性に資する緑

■河川

馬淵川と新井田川に広い河川敷があり、東西方向の延焼防止とともに、南北方向の避難路としての役割を担っている。

■道路

中心市街地内で広幅員道路を確保できない、または未整備である等により、ネットワークの形成が不十分な箇所がある。

■市街地

八戸藩の町割りが現在も残る中心市街地は建物が密集し、緑の不足が指摘されている。

工業団地等では緑化協定を結んでいる地域がある。

■公園

延焼防止のオープンスペースとなる公園や緑地等が市内 182 か所開設済みである。

②自然災害の減災に資する緑

■海岸

震災の経験を踏まえ、八戸港、種差海岸とも避難帯を設けるなど、津波に備えた施設整備をしている。

■河川

馬淵川は無堤地区の解消を目指し堤防整備を進めている。

22 か所の農業用ため池があり、大雨時の保水効果が期待される。

■農地

田や畑などの農地は大雨時の保水効果が期待される。

■山林

市内の山林の多くは緩傾斜地であるが、部分的に山腹崩壊危険地や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

市南部 3 か所に土砂流出防備林を指定しており、この地域に生育する樹林は斜面崩壊等の防災に寄与している。

市川の海岸には飛砂防備林があり砂質土壌の浸食防止に寄与している。

これらの保安林は適正な維持管理が必要である。

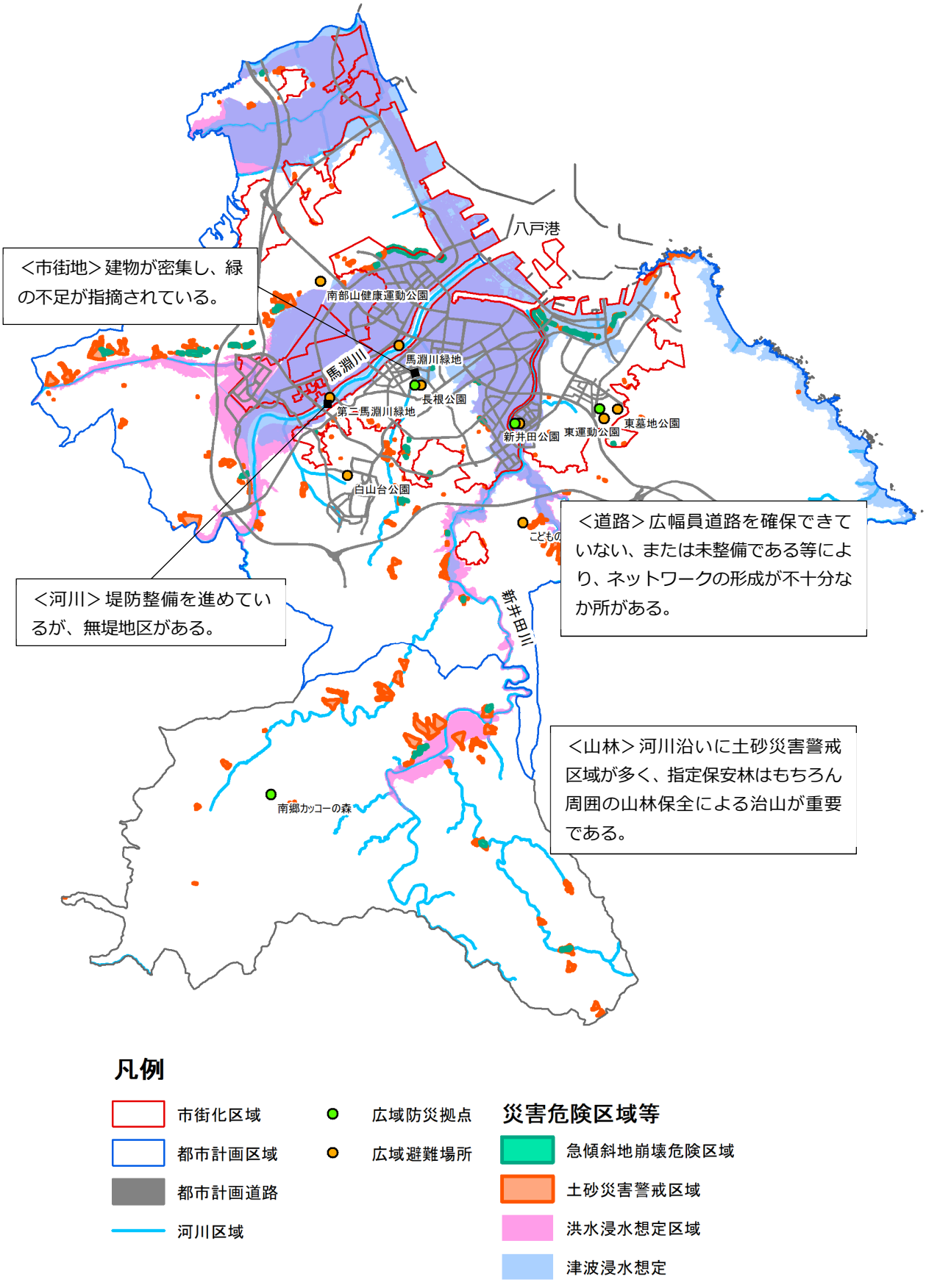

図　防災に資する緑の問題点等

景観形成

① 特色ある景観に資する緑

■全体

本市を代表する景観の骨格は、市域南部の階上岳等の低い山並み、馬淵川や新井田川等の河川、三陸リアス式海岸の北端に位置する蕪島や種差海岸等の海岸によって形成されている。

■海岸

国の名勝に指定されている種差海岸、ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島は、本市の代表的な景勝地であり、平成 25（2013）年には三陸復興国立公園に指定され、同年に三陸ジオパークに認定された。

■河川

馬淵川は河川敷からの眺めを意識した景観づくり、新井田川は近景が美しく歩いて楽しむことができる景観づくりを進めている。

■公園

南部山健康運動公園や館鼻公園等は、市街地や港湾部を一望できる眺望点となっている。

■歴史・文化資源

八戸城跡や根城跡等は一部公園として利用され、本市の歴史的な景観を形成している。

櫛引八幡宮や長者山等の歴史資源は、周囲の緑と一体の風格ある景観が残されている。

古木を市の保存樹木として指定し管理の支援を行っており、日常的に歴史的・文化的緑に親しむ機会となっているが、継続的な維持管理に係る費用等の問題がある。

②日常生活の潤いとなる緑

■海岸

特色ある景観を形成しているが、日常的に親しめる水辺は少ない。

■市街地

八戸駅、本八戸駅の駅前や都市機能が集積する三日町等の中心市街地は、住民意向調査において緑の不足が指摘されている。

八戸グリーンハイテクランドでは協定に基づき緑化が進められている。

住民意向調査では「工場の緑」に対する満足度が低い。

住宅地では種苗の配布等緑化活動を行っているが、取組に地域差がある。

■道路、公園、公共施設

市街地において比較的まとまった緑を形成し、潤いをもたらしているが、維持管理費の増大等が問題である。

■歴史・文化資源

古木を保存樹木に指定し、日常的に緑に触れ合う機会となっているが、更なる周知が課題である。

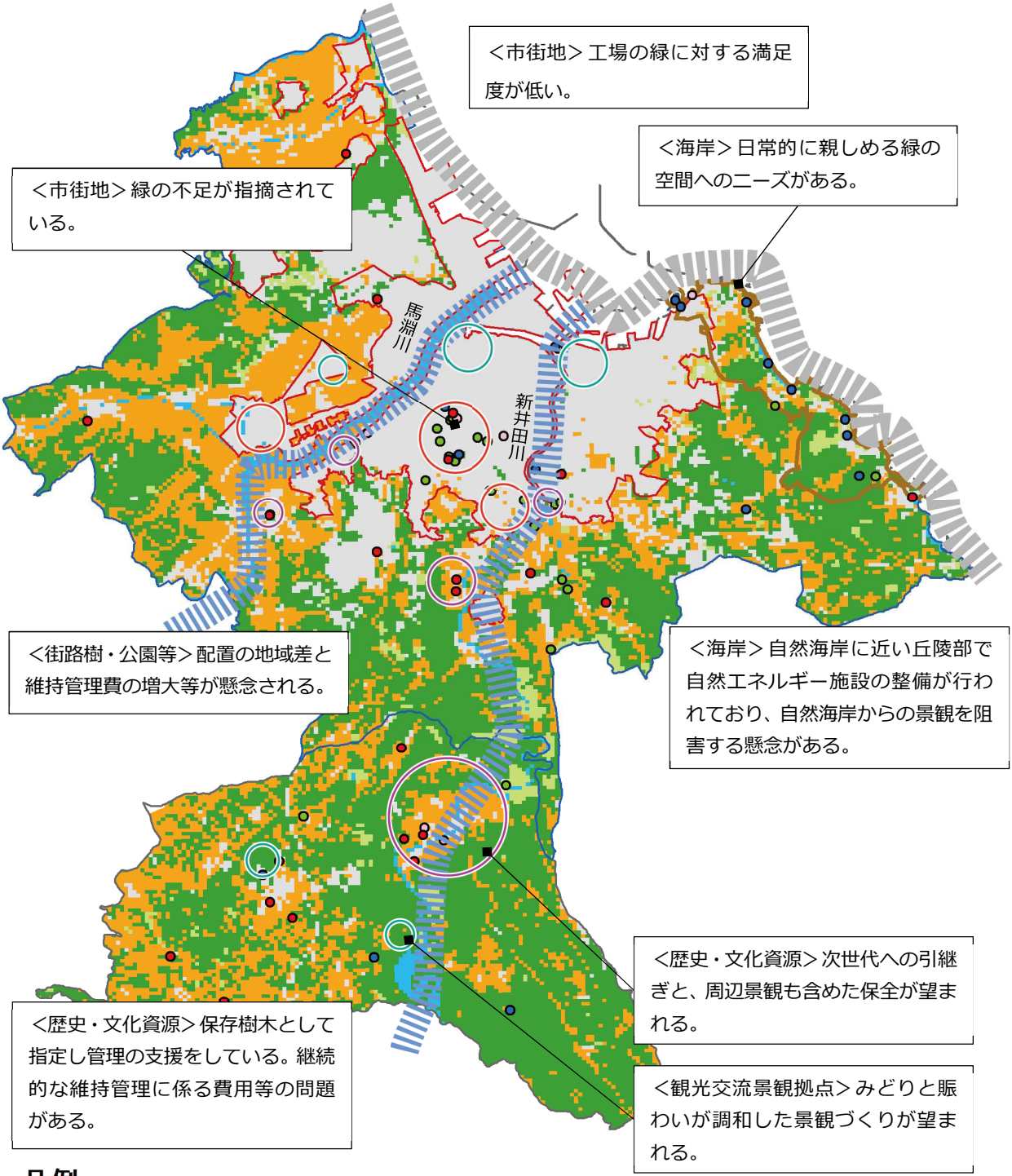

図　景観に資する緑の問題点等

4－2　緑の課題

前項までを踏まえ、今後 10 年から 20 年間で緑豊かで潤いある八戸市を実現するために必要と考えられる課題を整理します。

社会背景		視点	現況・問題点まとめ	課題（問題解決の方向性） 個別	課題（問題解決の方向性） 共通
●SDGsの実現が求められている。 ●人口減少・少子高齢化への対応が求められている。 ●グリーンインフラへの関心が高まっている。		緑の量	・都市公園面積等は増加しているが、未整備公園も残っている。 ・南郷地域の合併により緑被率が増加している。	・人口減少・少子高齢化に対応した緑の配置、ストックの再編 ・緑の減少予防・維持保全	「対話と共感」による管理と整備のバランスがとれた持続可能な公園緑地行政の実現
		緑の質	・公園施設や街路樹などの老朽化が進んでいる。 ・緑の量の増加に伴い維持管理費が増加している。	・管理計画の策定 ・維持管理に必要な組織・人材と財源の確保	
地球温暖化を始めとする環境問題が深刻化し、都市気候の緩和に資する緑や、貴重な動植物の生息生育空間の保全が求められている。	機能別	環境保全	**①生物多様性の保全に資する緑** ・貴重な植物の盗掘や外来種の介在等の問題がある。 ・民有林の一部で荒廃が懸念される。 **②都市環境負荷の軽減に資する緑** ・公園樹木や街路樹、農地などの適切な維持管理が必要である。	**求める環境保全機能のレベルに応じた緑の確保と質の面的向上** ・盗掘の予防、外来種の駆除等による在来種の保護 ・民有林の適正な保全 ・管理計画に基づく適切な維持管理・保全	
レクリエーション需要が多様化・高度化・広域化し、自然とのふれあいや人の交流を促す緑の空間が求められている。		レクリエーション	**①自然とのふれあいに資する緑** ・水辺や樹林地等、自然とふれあう空間や機会へのニーズが高い。 **②レクリエーションに資する緑** ・公園のレクリエーションニーズが多様化している。 ・公園の配置バランスに偏りが見られる。	**「八戸だからこそできる」市民生活を楽しむための緑のレクリエーション機会の創出** ・適切な維持管理と積極的な情報発信による八戸ならではの自然とふれあう機会の創出 ・地域ニーズを踏まえた未整備公園の整備及び既存施設の再整備によるレクリエーション機会の創出	
自然災害の激甚化・頻発化に伴い、災害の抑制や災害時の避難路や避難場所の形成等に資する緑を活用した災害に強いまちづくりが求められている。		防　災	**①市街地の防火性に資する緑** ・減災や避難活動に資する空間のネットワークが未形成な箇所がある。 **②自然災害の減災に資する緑** ・自然災害に備えた海岸、河川の整備が必要である。 ・減災に資する山林や農地の保全が必要である。	**減災と避難活動、目的ごとに必要な緑と人のネットワーク形成** ・海岸、河川、道路のネットワーク形成 ・動植物の生息生育空間に配慮した海岸、河川の施設整備 ・山林、農地、ため池の適切な保全	
経済産業の発展に伴い風土が失われやすくなる中、地域の緑を重要な資源として捉えた多様な魅力あるまちづくりが求められている。		景観形成	**①特色ある景観に資する緑** ・海岸・河川・歴史・文化資源により特色ある景観骨格が形成されており、魅力向上が求められる。 ・保存樹木の継続的な維持管理が求められる。 **②日常生活の潤いとなる緑** ・市街地での生活の潤いとなる緑が不足している。	**特色ある景観の楽しみやすさ向上と市民生活における視覚的緑の増加** ・歴史・文化に根差した八戸らしい景観づくり ・保存樹木の管理支援制度の拡充 ・駅前、中心市街地の緑化推進 ・商業地、工場等の民有地の緑化推進	

4

第 5 章

緑の将来目標

5－1　基本理念
5－2　緑の将来像
（1）水と緑の拠点
（2）水と緑と人のネットワーク
（3）水と緑のゾーン
（4）緑の将来像
5－3　緑の目標水準
（1）緑の管理目標
（2）緑の整備目標
5－4　緑のまちづくり基本方針

5

第５章　緑の将来目標

５－１　基本理念

本市の緑に関する現況と課題、緑を取り巻く背景等を踏まえ、緑豊かなまちづくりに向けた基本理念は現行計画を引き継ぎ以下のとおりとします。

なお、これらの理念は目的ではなく手法であり、それぞれ個別に行うものではありません。

改定計画では、これらの普遍的な理念を組み合わせ、各課題の解決や施策に取り組みます。

みんなで
そだてる

本市は、長根公園や八戸公園等の都市公園の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化、民有地の緑化といった緑の創出に関する取組を進めてきました。

今後とも、市民に安らぎと潤いをもたらす緑、多くの来街者をもてなす緑、多様なレクリエーションニーズに応じた緑等、次の時代への新たな緑の資産となる八戸の緑を、市民との協働により創出し育んでいきます。

公園等の整備に際しては、老朽化した施設の機能更新やユニバーサルデザイン化等を適切に進めるとともに、身近な生き物にも配慮した人と自然に優しい整備に努めます。

みんなで
まもる

本市は、種差海岸や蕪島に代表される海、馬淵川や新井田川等の河川、農地、公園等豊かな水と緑に恵まれた都市であり、これらの自然環境により、八戸の風土や歴史文化、産業等が形成されてきました。

これらの自然環境を、次の世代に「量」とともに「質」を損なうことなく受け継いでいくために、市民と事業者、行政の協働や地域の連携等による保全を図ります。

みんなで
つなぐ

本市では、山林や農地から市街地の河川、公園、社寺林等を経て、海へと連なる水と緑が、気温の緩和や大気汚染を防止するとともに、多様な生き物の生息環境として大きな役割を果たしています。

水と緑の豊かなまちづくりは、市民と事業者、行政の協働により初めて達成できるものです。また、水と緑は、都市に安らぎや潤いをもたらすだけでなく、人々に笑顔をもたらし、人と人との心をつなぐ役割を果たしています。

市民、事業者と行政の協働により、緑のネットワークづくりと緑によるコミュニティの形成を図り、次の世代へつなぐ緑のまちづくりを進めます。

5－2　緑の将来像

本市は、市街地の周囲に広がる山林や農地、市街地内の公園や社寺林、屋敷林等の緑とともに、海や馬淵川等の河川、ため池等の豊かな自然環境が残されています。

これらの水と緑の豊かな都市が、「みんなでそだてる」「みんなでまもる」「みんなでつなぐ」という基本理念のもと、目指すべき緑の将来像を以下のように設定します。

（1）水と緑の拠点

大規模な都市公園（総合公園、運動公園など）や自然公園、市民のレクリエーション・憩いの場を水と緑の拠点として整備・活用を図ります。また、本市の特徴的な資源を活かして、市内外から人々が集い、交流する拠点を形成します。

集い、にぎわう拠点

市内外の人々が集い、にぎわう拠点として、長根公園や八戸公園、新井田公園等の機能の充実、維持・更新、活用を図ります。

長根公園	本市の中心に位置する水と緑の豊かな憩いの場（セントラルパーク）としての整備、老朽化したスポーツ施設の更新、防災拠点として機能の充実を図るとともに、交流・レクリエーション拠点として更なる活用を図ります。
八戸公園	多様なレクリエーション機能が充実した公園として、「インクルーシブ」の考えを取り入れた大型複合遊具など新たな施設の整備と、老朽化した施設の更新を進めます。
南部山 健康運動公園	スポーツや環境教育等の場として、施設の機能を維持するとともに、老朽化した施設の更新を進めます。
東運動公園	本市を代表する運動公園として、施設の機能を維持し、老朽化した施設の更新を進めるとともに、多様なニーズに応じた施設の整備を検討します。
新井田公園	市内外の人が訪れる憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、機能の充実を図るとともに、観光振興拠点（サクラの名所）として新井田川と一体的な活用を図ります。
カッコーの森 エコーランド	市内外の人が訪れスポーツや文化を通じて活発に交流する拠点として、施設の機能を維持するとともに、更なる活用を図ります。

訪れ、憩う拠点

種差海岸や蕪島、青葉湖（世増ダム）などの自然資源、農村の原風景や歴史に培われた伝統・文化が残る「島守田園空間博物館」や是川縄文の里、史跡根城の広場、櫛引八幡宮などの時間をかけて培った八戸らしい地域資源を維持・保全しながら、市内外の人々が訪れ、憩う拠点として活用を図ります。

種差海岸	名勝であり、三陸復興国立公園の一部を形成する種差海岸では、環境に配慮しながら、訪れた人々がくつろげる空間として更なる活用を図ります。
蕪島	日本最大のウミネコの繁殖地として保護保全を図るとともに、自然環境との調和に配慮し、レクリエーション機能や観光機能の充実に努めます。

青葉湖（世増ダム）	自然環境の保全を図るとともに、地域内外の人が訪れ、憩う交流の場として拠点機能の維持と更なる活用を図ります。
島守田園空間博物館	歴史ある田園景観を構成する農地、緑豊かな樹林地などの保全を図ります。
是川縄文の里	世界文化遺産となった是川石器時代遺跡を活かした、歴史を学ぶ場、レクリエーションの場として活用を進めます。
史跡根城の広場	史跡を活かした整備が行われており、施設の適正な維持管理を行いながら、歴史・文化資源を活かした交流拠点として機能の維持を図ります。
櫛引八幡宮	櫛引八幡宮、旧八戸小学校講堂の歴史資源と一体的な緑の保全とともに、来訪者用の施設の充実に努めます。
新田城跡	歴史と緑が調和した個性ある緑地空間の形成を図ります。
旧柏崎小学校跡地	中心市街地に近い立地を活かし、山車制作場所を整備し八戸三社大祭の振興と伝承を図るとともに、都市型公園の機能を備えた広場を整備し周辺地域の憩いの場所として活用を図ります。
市民の森不習岳	自然環境の保全を図るとともに、市内外の人が訪れ、憩う交流の場として拠点機能の維持と更なる活用を図ります。

身近ににぎわう拠点

白山台公園や館鼻公園、河川を活かした環境学習・自然体験活動ができる水辺の楽校などでは、市民が訪れる交流拠点として活用を図ります。

白山台公園	市民が憩い、交流する拠点としての機能を維持し、更なる活用を図ります。
館鼻公園	八戸港を望める観光スポットとして、また、身近な憩いの場として、機能の充実を図ります。
三八城公園	歴史を身近に感じることのできる場、市街地を眺望する場、憩いの場などの多様な機能を有する空間として、機能の充実を図ります。
(仮称)八戸駅西中央公園	フラット八戸に隣接する「アリーナと一体となった、健康的でスポーティーな公園」として、また川を挟んだ公園として、整備・活用を進めます。
水辺の楽校	馬淵川、新井田川の自然環境を活かし、地域住民が水辺と親しむ憩いの場、水辺の生態系や環境についての学習の場として活用を図ります。
沼館地区	水辺、緑、商業・エンターテイメントの賑わいなどが調和した景観の形成を進めるとともに、敷地内の植栽緑化を誘導します。

緑のゲート拠点

多くの市民、来訪者が利用する八戸駅周辺、中心市街地を、緑のゲート拠点として花と緑による潤いのある景観づくりを進めます。

八戸駅周辺	本市の「顔」として、八戸駅利用者などを迎える、花と緑によるもてなしの空間づくりを進めます。

中心市街地	主要な都市機能が集積する中心市街地においては、今ある緑を保全するとともに、花と緑により賑わい空間を演出し、緑が連続した潤いのある空間を形成します。

（2）水と緑と人のネットワーク

海岸や河川などの水辺、駅や中心市街地、観光地、公園などの水と緑の拠点と道路がつながる水と緑と人のネットワークを維持・形成します。

海岸	海岸部では、それぞれの特色を活かした水辺空間が連なる、人と自然が調和した海辺の環境を形成します。
河川	馬淵川や新井田川などの下流部では、景観に配慮した護岸整備や親水空間の整備などによって、水を身近に感じられる空間を形成します。また、上流部では、河川周辺の自然環境を保全します。
道路	駅、中心市街地、観光地や主要な施設を結ぶ幹線道路については、沿道の既存緑地の保全や、市民等との協働により街路樹の維持管理やプランター等による緑化を推進し、緑のネットワークを維持・形成します。

（3）水と緑のゾーン

地域ごとの特性や求められる役割を踏まえ、水と緑の保全や創出、活用を図るゾーンを形成します。

水と緑を育てるゾーン

市街地を中心に、市民や事業者との協働により、水と緑をつくり・そだてる取組を総合的に展開し、快適で潤いのある環境を形成します。

水と緑を維持・保全するゾーン

本市の良好な都市環境を形成する上で欠かすことのできない水と緑を、市民や事業者との協働により、「量」を維持するとともに「質」を高めていく取組を進めます。

（４）緑の将来像

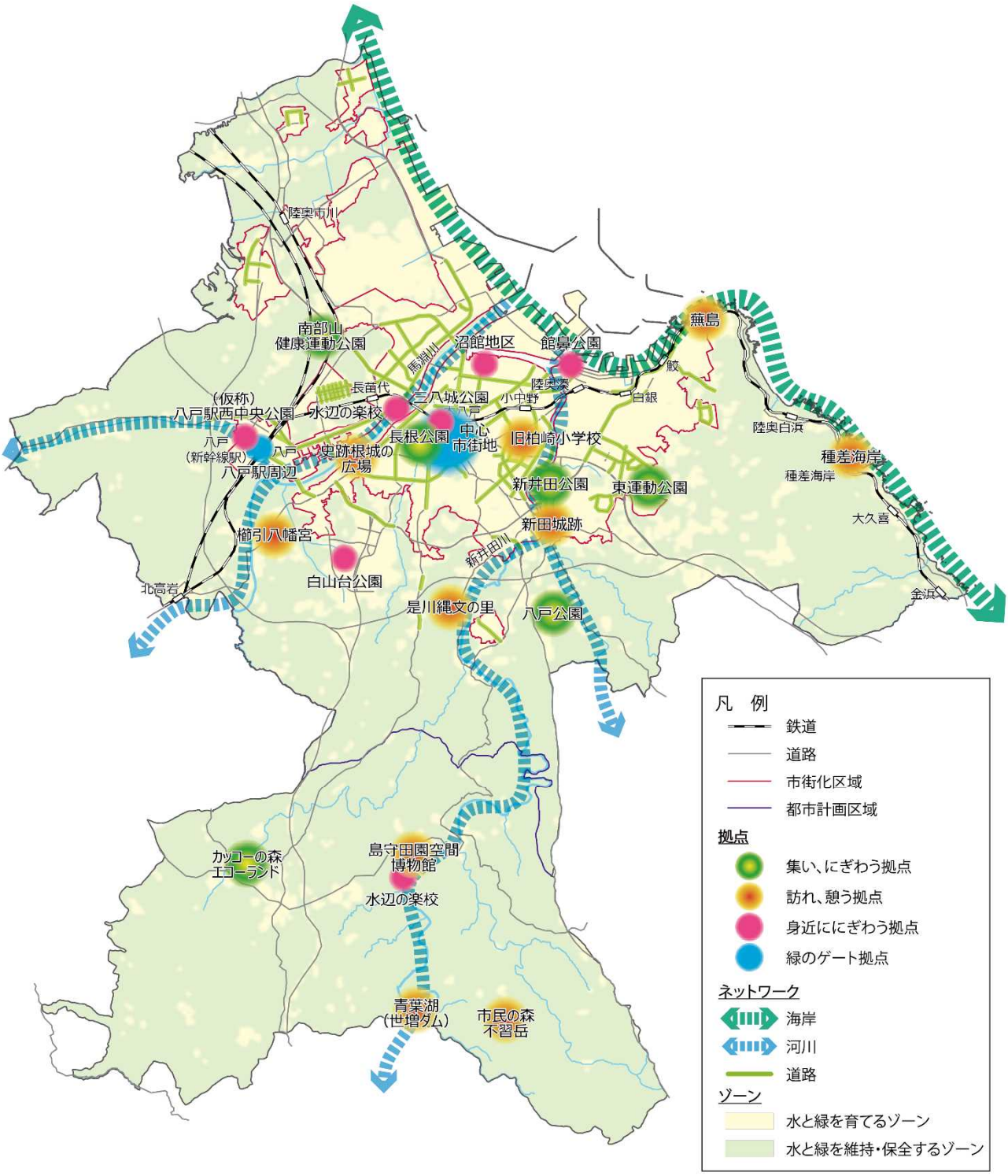
陸奥市川
南部山
健康運動公園
馬淵川
沼館地区
館鼻公園
鮫
無島
陸奥湊
白銀
小中野
陸奥白浜
種差海岸
種差海岸
大久喜
金浜
長苗代
三八城公園
八戸
（仮称）
八戸駅西中央公園
水辺の楽校
八戸
（新幹線駅）
八戸
八戸駅周辺
史跡根城の
広場
長根公園
中心
市街地
旧柏崎小学校
新井田公園
東運動公園
新田城跡
新井田川
櫛引八幡宮
白山台公園
北高岩
是川縄文の里
八戸公園
カッコーの森
エコーランド
島守田園空間
博物館
水辺の楽校
青葉湖
（世増ダム）
市民の森
不習岳
凡　例
鉄道
道路
市街化区域
都市計画区域
拠点
集い、にぎわう拠点
訪れ、憩う拠点
身近ににぎわう拠点
緑のゲート拠点
ネットワーク
海岸
河川
道路
ゾーン
水と緑を育てるゾーン
水と緑を維持・保全するゾーン

5－3　緑の目標水準

基本理念の実現に向けて、緑の目標水準を以下のように設定します。

（1）緑の管理目標

緑の「質」の向上を図るため、緑の管理目標を以下のように設定します。

■緑の満足度（アンケート調査結果）：以下表に示す現況の満足度以上

調査項目＼調査時期	現行計画 2003 年	改定計画 2021 年	**最終目標 20 年後**
市内の緑への満足度	15.6%	20.7%	**25%以上**
身近な緑への満足度	16.2%	16.8%	**20%以上**

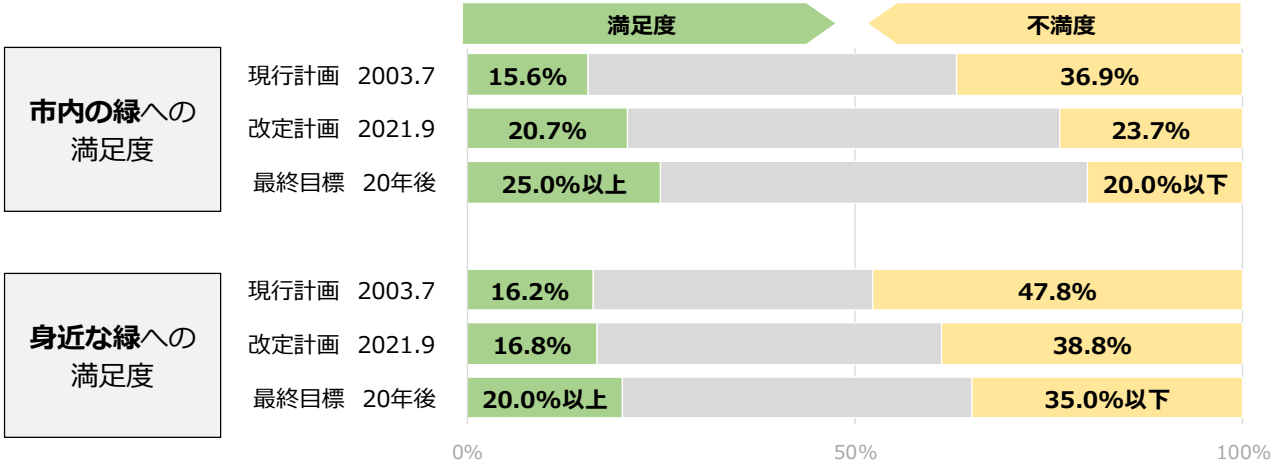

（2）緑の整備目標

1）将来人口

本計画における八戸市の将来人口は、第 7 次八戸市総合計画にならい、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・2018 年 3 月推計」により想定するものとします。

なお、上記推計では、将来推計人口が 5 年ごとに示されていますので、2030 年・2035 年・2040 年の推計人口よりトレンドで本計画の中間年次である令和 14（2032）年を 196,791 人、目標年次である令和 24（2042）年を 170,400 人と想定しました。

2）緑の整備目標

緑の「量」を確保するため、緑の整備目標を以下のように設定します。

■ 1 人当たりの都市公園面積　　現況 11.0 ㎡/人　→　将来 16.3 ㎡/人

■ 1 人当たりの都市公園等面積　現況 14.3 ㎡/人　→　将来 20.5 ㎡/人

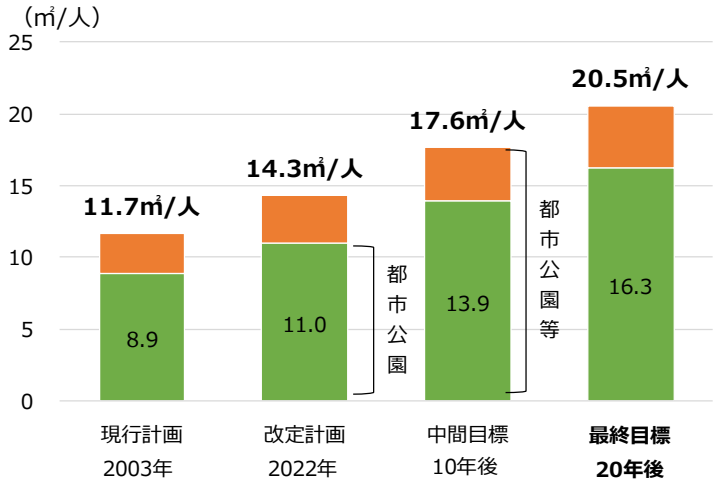

○都市公園とは
・都市公園法で設置した公園緑地
○都市公園等とは
・上記都市公園に、農村公園、港湾緑地等の公共団体が設置した公共施設緑地を含む

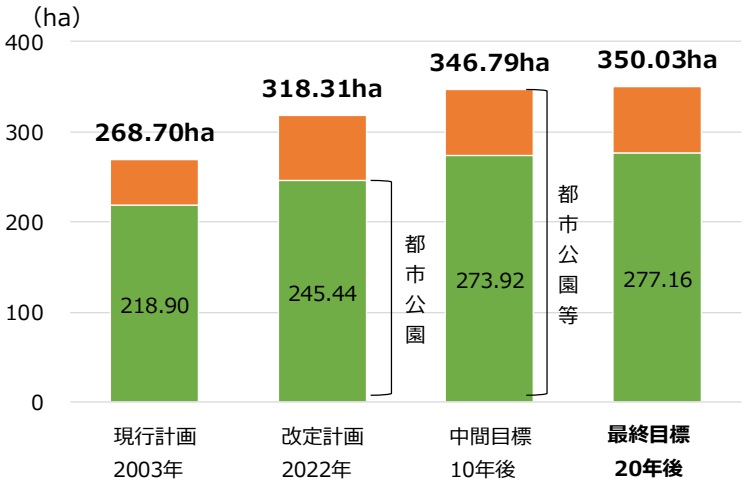

○確保目標量算出について
　令和 24 年までの整備目標は、現在計画されている未整備公園等の整備面積から算出している。

5－4　緑のまちづくり基本方針

緑の将来像の実現、緑の目標水準の確保を目指し、市民・事業者との対話と共感による緑のまちづくりを推進するため、次のように基本方針を設定します。

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

緑は、生活環境に潤いややすらぎをもたらすだけでなく、グリーンインフラの視点に立つと、火災の延焼や土砂災害の防止、災害時の避難路や避難場所、防災拠点等として災害から市民の生命や財産を守るとともに、身近な生き物の生息・生育の場となる、といった多様な役割を果たしていますが、市街地内の身近な公園の満足度は高いとは言えず、また緑被率をみても市街地内の緑は少ない状況にあります。このため、公園や街路樹等の市としての取組だけではなく、フラワーポットやプランター緑化等、市民や事業者の取組によって、緑豊かな生活環境づくりを進めます。

また、本市には、長根公園や八戸公園、新井田公園等の個性的な緑の拠点があります。市民のレクリエーションニーズの多様化を踏まえて、これらの緑を活かして、市民・事業者の皆様とともに、愛着があり誇ることができる、八戸市を代表する緑の拠点づくりを進めます。

■基本施策

①市民、事業者との協働による緑の管理・運営
②市民ニーズ等を踏まえた緑の創出
③身近な緑の充実
④公共公益施設や民有地の緑化

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

市内の樹林地や農地は、人々の生活を支えてきた大切な緑、いわば本市の風土を形成してきた緑ですが、生活様式の変化等に伴い生活との接点が次第に薄れ、維持管理されることのない緑が増えてきています。このため、緑の役割や重要性を見つめ直し、市民・事業者の積極的な関わりにより、樹林地、農地の保全と活用を図ります。

また、是川石器時代遺跡や根城跡等の歴史文化資源を活かして、市民・事業者の皆様とともに、文化に根差した八戸らしさと潤いのある景観づくりを進めます。

■基本施策

①緑の景観づくり
②史跡等を活用した緑の拠点整備
③樹林地の保全と活用
④農地の保全と活用

3.「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

本市は、海や河川等の水辺の多い都市ですが、海辺は港湾施設や工場が多く、河川は護岸整備等により、水辺に親しめる空間は限られています。このため、「みなとまち」に代表される水辺の豊かな都市として、防災、安全・安心、自然環境等に配慮しながら、気軽に海や河川に親しめる空間づくりや水と緑のネットワークづくりを市民・事業者との協働により進めます。

■基本施策

①名勝種差海岸・三陸復興国立公園の保全と活用
②水辺の魅力化と活用
③水辺の保全
④水と緑と人のネットワークづくり

4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

緑を育て、守り、つないでいくためには、市民・事業者の主体的な活動とともに、その活動を支える仕組みの充実が求められます。

今後、市民・事業者との協働による緑のまちづくりを進めるに当たり、支援制度の充実や地域組織の育成等、緑に関する活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

また、緑を介した笑顔あふれるコミュニティを形成するために、緑に関する情報発信や拠点となる場づくり等を総合的に進めていきます。

■基本施策

①緑の制度拡充
②緑の組織づくり
③緑の人材育成
④緑の普及啓発

第 6 章

実現に向けた施策の方針

6－1　具体的な取組
6－2　施策の体系図

第６章　実現に向けた施策の方針

６－１　具体的な取組

４つの基本方針に基づく基本施策ごとの具体的な取組を、以下のように示します。

基本方針

1. 緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

①　市民、事業者との協働による緑の管理・運営

（１）市民や事業者等が持つ利点を活かした公園の管理・運営

地域の街区公園における草刈りやトイレ清掃等の日常管理は、町内会など地域の団体による管理を、近隣公園等の比較的規模の大きな公園については、人材派遣事業者からの管理人による管理や、専門事業者による包括管理委託による管理を推進します。

また、八戸公園や館鼻公園、さらには長根公園等の大規模公園では、指定管理者制度を導入し、独自の自主事業を実施するなど、民間活力を活かした手法で魅力の向上や発信を図ります。

（２）緑の計画的な維持管理による市民の安全・安心の確保

公園施設については、毎年定期的な点検を実施しているほか、「八戸市公園施設長寿命化計画」に基づき遊具等の予防保全を行い、公園利用者の安全・安心の確保を図ります。

また、「八戸市公園樹木管理計画」の策定により、維持管理費の平準化を図りながら継続的かつ計画的な樹木管理を検討します。

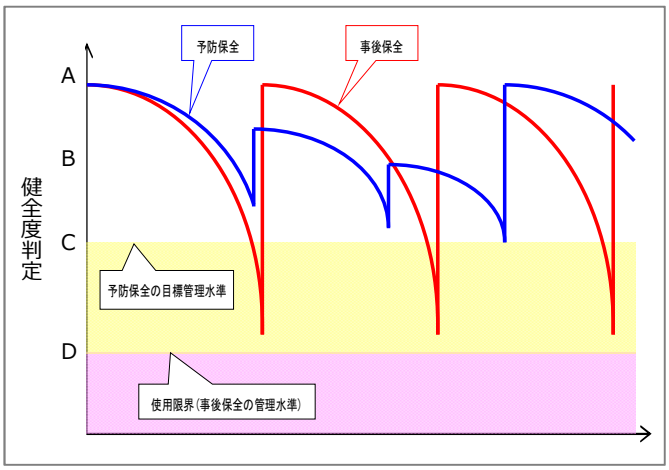

<公園施設の管理目標水準のイメージ>

出典：八戸市公園施設長寿命化計画

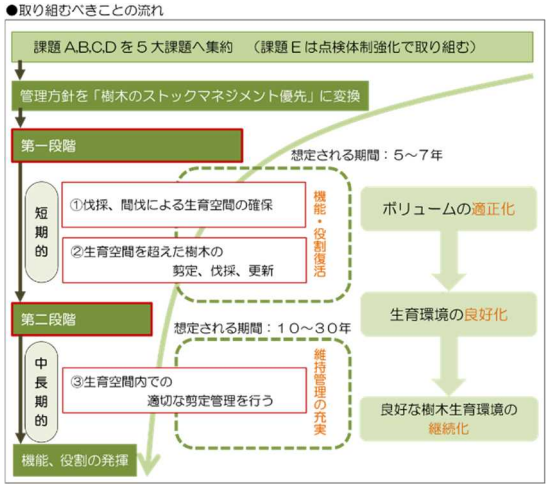

<公園樹木管理計画のイメージ>

出典：相模原市公園樹木維持管理計画

② 市民ニーズ等を踏まえた緑の創出

（１）長根公園、八戸公園、新井田公園等の大規模公園の再整備

市内には、長根公園や東運動公園、八戸公園、新井田公園、南部山健康運動公園等の多様な機能を有する大規模な公園が整備されていますが、市民ニーズの多様化や公園施設の老朽化等への対応が求められています。そのため、公園の立地特性や公園相互の機能連携、レクリエーションニーズ等を踏まえて、本市を代表する公園として再整備を進めるとともに、「八戸市公園施設長寿命化計画」に基づき機能の維持・更新を行います。

長根公園については、様々な活動や交流ができる憩いのスペース（セントラルパーク）の形成を引き続き目指しながら、体育館等の老朽化したスポーツ施設の再整備を進めるとともに、防災拠点として更なる機能向上を図ります。

八戸公園については、多様なレクリエーション機能が充実した公園として、インクルーシブの考えを取り入れた大型複合遊具等の新たな施設の整備と、老朽化した施設の更新を進めます。

新井田公園については、新井田川と一体的な観光振興拠点（桜の名所）、身近な憩いの場として活用を進めるとともに、スポーツ・レクリエーションの場として機能の充実を図ります。

<インクルーシブの考えを取り入れた施設の完成イメージ>

<新井田公園テニスコート>

（２）多様な手法による公園等の整備

公園等へのニーズの多様化に対応するため、公民館や学校等の公共公益施設との一体的な緑地整備や市民緑地認定制度、都市公園リノベーション協定制度等の活用、都市公園ストック再編事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、まちなかウォーカブル推進事業等の社会資本整備総合交付金の活用など、多様な手法による公園等の整備を検討します。

また、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、管理負担を軽減しつつ都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを目的とした公募設置管理制度 Park-PFI の活用を検討します。

◆公募設置管理制度（Park-PFI）とは

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元する仕組み

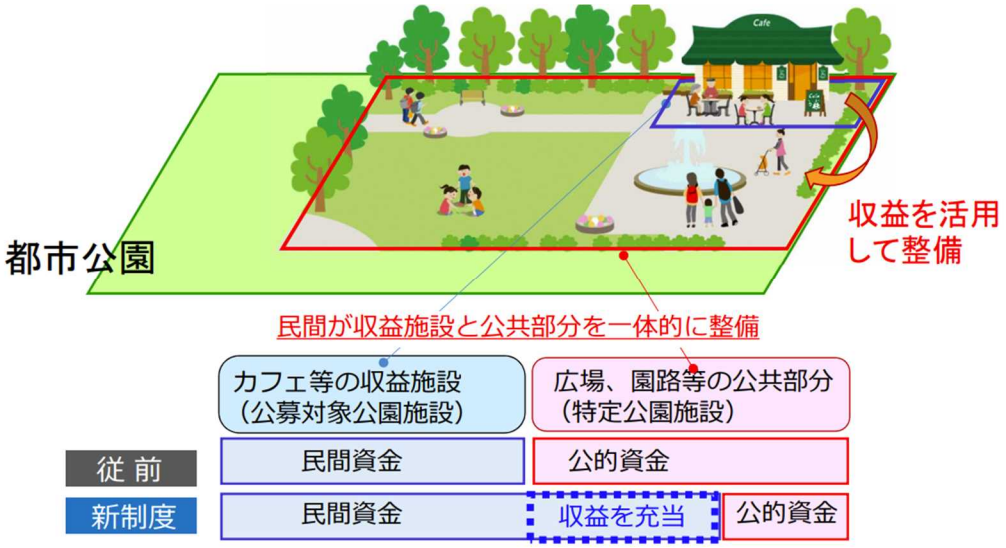

出典：公募設置管理制度（Park-PFI）について　令和２（2020）年２月　国土交通省 都市局

③ 身近な緑の充実

（１）身近な公園の整備

街区公園や近隣公園等の身近な公園は、日常的な憩いの場やレクリエーションの場、災害時には避難場所として利用されていますが、遊具の不足や高齢者への配慮不足等の課題を抱えています。

そのため、ストックの利活用の観点から、地区ごとに「地区内の公園全てを画一的に整備するのではなく、遊具が充実した公園や、ボール遊びに適した公園、樹木や花壇があり緑が潤う公園など、各々の公園に特色を持たせ、地区内の公園全体で求められる役割を果たす」という新たな考え方のもと、地域住民と対話しながら公園施設の充実を図ります。

また、避難場所等に指定されている公園については、ソーラー照明灯や水飲み等を設置するなど、グリーンインフラの視点を持ち、防災に配慮した再整備を行います。

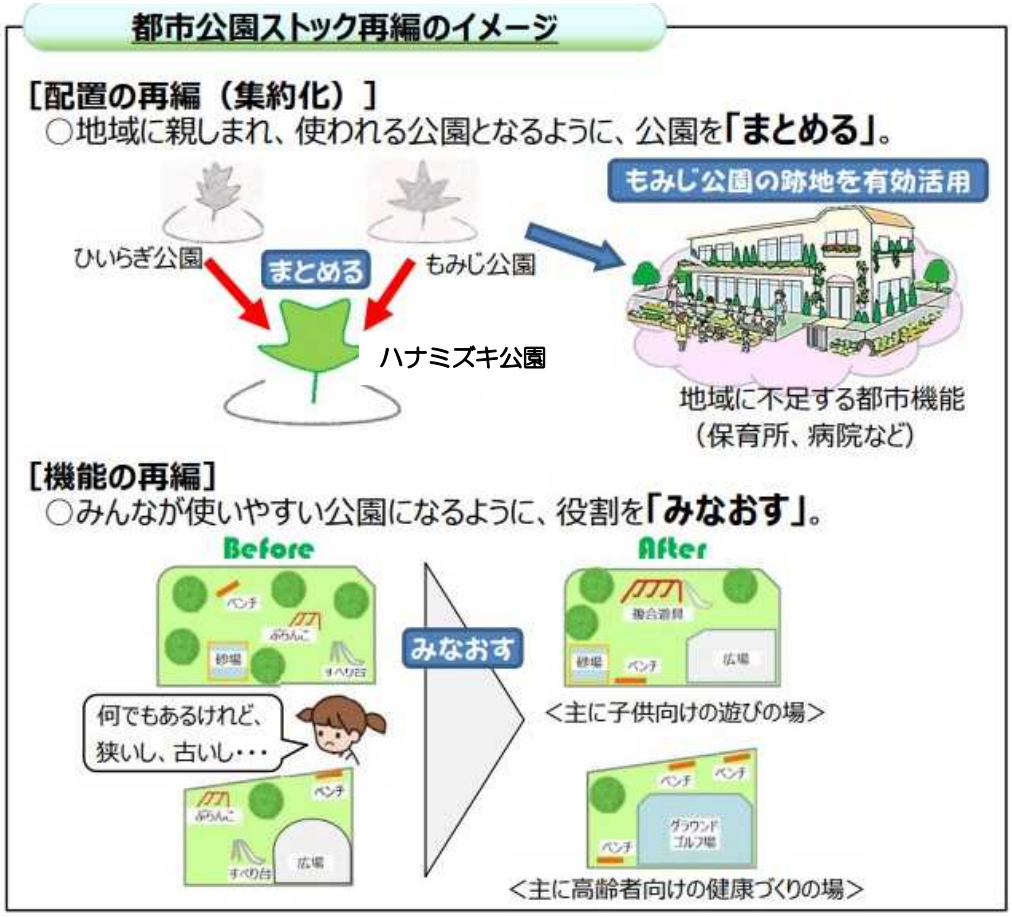

出典：都市公園の再編・集約化の促進　国土交通省 都市局

（２）新たな都市公園の整備

都市計画決定された都市公園のうち未整備公園については、公民連携など多様な手法による公園整備を検討します。

一方で、公園整備は一定程度の進捗が図られており、また、公園数の増加に伴い管理負担が増加していることから、開発による小規模公園の設置基準の緩和に取り組みます。

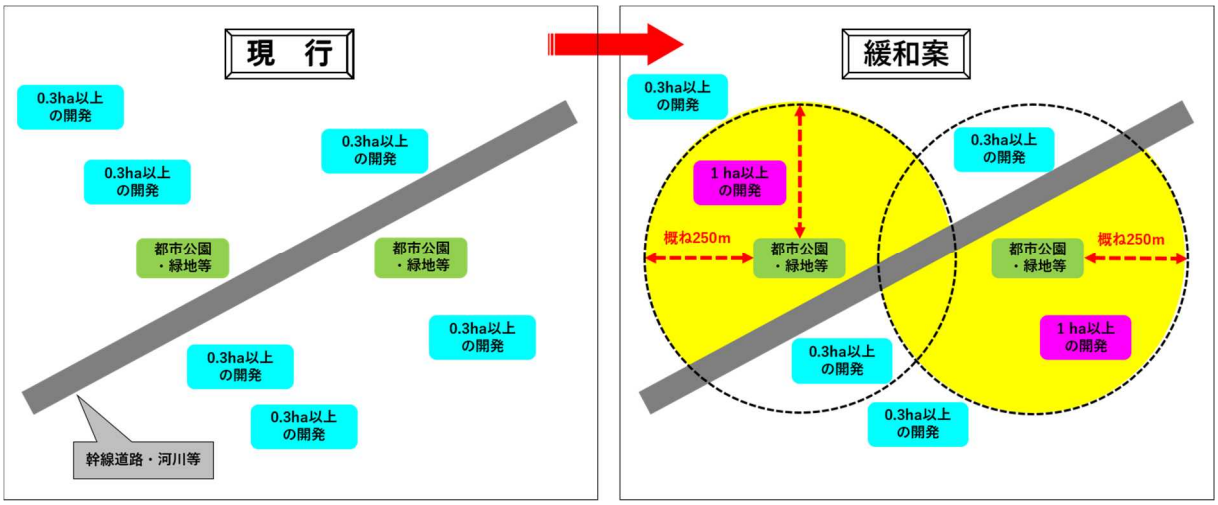

図　公園設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和イメージ

④ 公共公益施設や民有地の緑化

（１）駅前及び中心市街地の緑による演出

八戸駅や本八戸駅等の駅前は、来街者等が八戸のイメージを形成する重要な場所であり、また、中心市街地は、市庁舎や美術館、三八城公園等の公共公益施設や商業・業務、教育・文化機能が集積し、多様な都市サービスを提供する八戸都市圏の「顔」としての役割を担っています。

しかし、アンケート調査では駅前及び中心市街地の緑への不満度が高い結果となっていることから、街路樹等を始め駅前空間や中心街区空間の緑の維持・充実を図ります。

<八戸駅西口シンボルロード>

出典：八戸市 HP

<八戸市美術館>

出典：八戸市美術館 HP

（２）商業地の緑化

商業地については、事業者へのメールマガジンや情報誌等を活用した緑化の働きかけにより、商店会や商業者の協力のもと、商店前へのプランター、フラワーポットの設置による緑化や、駐車場等の小さな空きスペースを活用した緑化を推進します。

（３）工場等の事業所の緑化

工場立地法に基づき事業所の緑地を確保しています。（製造業等、特定の業者が敷地面積 9,000 ㎡以上または建築面積 3,000 ㎡以上の工場を新設・増設する場合の緑化義務）

八戸グリーンハイテクランドについては、緑化に関する基準を設けた協定に基づき事業所の緑化が進んでいます。

また、八戸北インター第２工業団地についても、緑地を確保していきます。

<八戸グリーンハイテクランド>

出典：八戸市企業誘致促進協議会 HP

2. 八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

① 緑の景観づくり

（1）景観計画に基づく八戸らしい景観づくり

八戸を象徴する景観や、市街地を眺望する景観、暮らしの身近にある景観などの様々な景観は、歴史とともに育まれてきました。こうした八戸らしい景観は、暮らしに安らぎや潤いをもたらし、ふるさとの愛着を生み出しています。このような視点のもと、景観を文化として認識し、八戸らしさと潤いのある景観づくりを進めます。

また、八戸市は、先人たちが築いた文化のもとに発展し、歴史を刻んできました。これらの歴史を保存し次の世代へと継承していくとともに、新たな時代における八戸らしい文化の形成を目指します。さらに、地域で育んできた歴史・文化資源を、地域固有の魅力として積極的に活かしながらまちづくりを進めます。

（2）八戸の景観を眺める眺望点の活用

市内には、南部山健康運動公園や館鼻公園など、風景を眺めることができる眺望点が随所にあり、市街地や港湾などを一望することができます。優れた眺望を市民が楽しめるように活用を図ります。

<グレットタワーみなと（館鼻公園）>

② 史跡等を活用した緑の拠点整備

（1）是川石器時代遺跡等の史跡の活用

八戸市には世界遺産に登録された是川石器時代遺跡や根城跡等、歴史資源が多く見られます。これらの歴史資源の保全を図りつつ、是川石器時代遺跡の環境整備を推進するなど、史跡の有効活用を図ります。

<是川石器時代遺跡　第一期整備基本計画>

出典：北海道・北東北の縄文遺跡群 HP

③ 樹林地の保全と活用

（１）保存樹・保存樹林の指定による保全と活用

市街地に残る古木やまとまった樹林地は、地域の歴史を物語る資源であり、街並みに風格を与え、地域のシンボルとなっているものが多く見られます。また、市内には、櫛引八幡宮や長者山、対泉院等の歴史のある社寺と後背の樹林地とが一体となった、趣のある景観が残されています。

これらの樹木・樹林地を保全するため、「都市の美観風致を維持するための樹木に関する法律」に基づく保存樹・保存樹林の指定を行います。

指定した樹木については、枯損の防止や保存に必要な指導、助言、樹木診断や賠償責任保険の加入等の支援を行うとともに、維持管理費の助成を検討します。

また、保存樹木を活用した樹木巡り等を通じて、市民が歴史を感じる機会を創出します。

出典：八戸市 HP

（２）水源涵養林の保全と活用

蟹沢水源上流域の樹林地を取得し、水源涵養機能を発揮できる樹林地「水源涵養林」を保全しています。今後も適正な維持管理のもと樹林地の保全を図ります。

また、水源地を活用したイベント等を開催し、市民へ楽しく周知を図ります。

＜蟹沢水道水源涵養林保全事業＞

＜蟹沢ウォーク＞

出典：八戸圏域水道企業団 HP

（３）市街地後背の樹林地の保全

市街地の周囲に広がる樹林地は、馬淵川や新井田川等の水源の涵養、生き物の生息空間、まとまった緑の景観を形成する等、多様な役割を果たしています。今後も地域森林計画対象民有林や保安林の指定等を継続しつつ、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。

④　農地の保全と活用

（１）優良農地の保全

市内の農地は、稲作や野菜づくり等の生活を支える基盤であるとともに、身近な生き物の生息環境等、多様な役割を果たしています。これらの機能を維持するためにも、「農業振興地域の整備に関する法律」の適正な運用を図り、優良な農地の保全に努めます。また、認定農業者の確保や新規就農者の支援を行い、農業を担う人材を育成します。

（２）休耕地の有効活用

市街地内やその周辺部においては、後継者不足や減反等により耕作が行われていない休耕地が見られます。これらの農地については、景観作物の栽培等、多様な利用を検討します。

3. 「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

① 名勝種差海岸・三陸復興国立公園の保全と活用

（1）自然環境及び生物多様性の保全

本市には、天然記念物の蕪島ウミネコ繁殖地や名勝種差海岸のほか、これらと一部範囲が重なる三陸復興国立公園があります。種差海岸には、この地方独特の貴重な海浜植物が見られ、またキャンプ場や海水浴場、遊歩道等があり、本市を代表する自然観光地となっています。

しかし、貴重な植物の盗掘や、オオハンゴンソウ、アレチウリなどの本来この地域にはない特定外来生物の混入等、自然環境及び生物多様性の保全を図る上での課題を抱えていることから、適切な調査を行い、今後は自然公園法や文化財保護法等、関係法令の適正運用や関係機関・団体との連携により自然環境及び生物多様性の保全に努めるとともに、市民の憩いの場として、また広域的な観光拠点として魅力向上を図ります。

＜蕪島＞

出典：VISIT はちのへ HP

＜種差海岸＞

出典：種差海岸ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ HP

（2）管理計画の策定・運用

ハマナスやニッコウキスゲ等の貴重な植物が生育している国立公園においては、観光地ということもあり、地域住民や関係団体による植物の維持管理が行われています。

今後も地域住民や関係機関・団体との協議のもと、適切な調査に基づく新たな管理計画の策定と、既存の管理計画の運用により、生物多様性に配慮した動植物の適正な維持管理等を行います。

② 水辺の魅力化と活用

（1）八戸港の魅力化と活用

工場等の産業系の施設が多く立地する八戸港は、港湾緑地や船溜まり等が整備されており、観光遊覧船や屋形船、カッターレース等のイベントにも利用されており、東日本大震災後には防災緑地等も整備されています。また、特定第三種漁港の八戸漁港や、第一種漁港の八戸南浜漁港等の漁港は、館鼻岸壁朝市や釣りなど、レクリエーションの場としても利用されています。

しかし、住民意向調査では「水辺に親しめる場」への不満度が高いことから、港湾緑地等の既存施設の適切な管理と情報発信を行うことにより、更なる利用促進を図ります。

<イベント状況>

<館鼻岸壁朝市>

出典：VISIT はちのへ HP

（２）河川の魅力化と活用

市内には馬淵川や新井田川を始めとして多くの河川があり、生活に潤いを与えるオアシス空間であるとともに、多様な生物の生息・生育空間となっています。

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとするため、公園と河川が一体となった親水空間の整備など、多くの人が安全に安心して水辺に親しみ憩える空間づくりを進めます。

<（仮称）八戸駅西中央公園完成イメージ>

③ 水辺の保全

（１）河川の自然環境の保全

市内の河川の一部では、水害対策を重視した護岸整備等により、河川が本来持つ水辺空間の豊かさが損なわれている部分も見られます。

そのため、今ある良好な自然環境の保全を図るとともに、生物環境に配慮した護岸整備を行う等、水面と周辺の緑が一体となった自然環境の保全に努めます。

（２）ため池の保全

市内に点在するため池は、農業用水の貯水の場としてだけでなく、動植物の生息・生育場所として豊かな水辺空間を有しているものもあり、管理者、利用者と連携し今後とも保全に努めます。

また、憩いの場やレクリエーションの場としても利用されているため池については、安全の確保に努めます。

④ 水と緑と人のネットワークづくり

（１）道路を活かしたネットワークづくり

連続した街路樹は、道路利用者に緑陰や安らぎを提供するとともに、延焼防止や環境保全等、多様な役割を果たしています。

広幅員道路はもとより、幅員が十分に確保されていない道路については、街路樹だけでなく沿道の建築物と一体的な緑化に取り組むなど、緑のネットワークの形成を図ります。

特に、市の骨格的な道路、中心市街地や主要な施設、観光地を結ぶ道路については、市のイメージを形成する上で重要な道路であるため、電線地中化とともに歩道や中央分離帯への成長を見越した植栽、プランターやフラワーポットの設置による緑化、壁面緑化等による沿道建築物の緑化といった多様な手法を用いて、国や県と連携しながら緑化に取り組みます。

また、市道の街路樹の管理については、「八戸市街路樹管理計画」を策定し、計画的かつ戦略的に街路樹の維持管理を行うとともに、市道以外の街路樹についても、道路管理者との連携を密にし適切な維持管理を推進します。

（２）海岸、河川を活かしたネットワークづくり

本市は海に面した「みなとまち」であり、海岸部では、産業の場、生き物を育む場、水辺に親しめる場等、地域ごとの特性を活かして、人と自然が調和した海辺の環境を維持・形成します。

また、河川の下流部では、防災や自然環境に配慮しながら、遊歩道や親水空間の維持・活用を行い、身近に水辺に親しめる環境づくりを進めるとともに、上流部では、河川周辺の自然環境を保全します。

4. 市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

① 緑の制度拡充

（1）（仮称）緑サポーター制度の創設等

市では、ボランティアで道路や公園等の清掃活動を行う「はちのへクリーンパートナー制度」の運用により、環境の美化に努めます。

今後は、企業が保有する機械等を使用して清掃、草刈り等をボランティアで行いたいという声に応えるとともに、企業が参加するメリットを設けることで積極的な参加を促進し、樹木の伐採・剪定等の専門的な作業も行えるよう、既存制度の拡充または新制度の創設について、関係部署と調整を図りながら検討します。

◆サポーター制度の事例

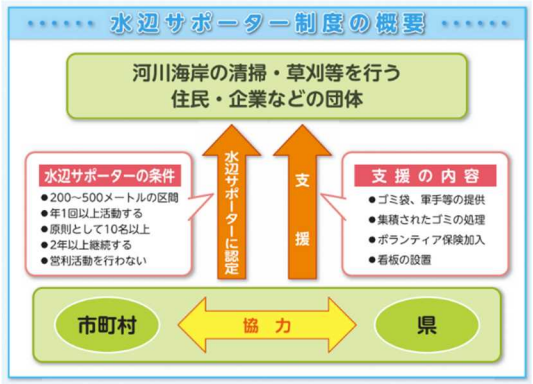

出典：青森県ふるさとの水辺サポーター制度

（2）八戸市都市緑化基金等の拡充

市民や事業者の緑の活動支援及び緑の保全を進めるための資金として、「八戸市都市緑化基金」の充実に努めます。さらに、市民ファンドやクラウドファンディング、公債等の活用についても検討します。

② 緑の組織づくり

（1）地域単位の組織づくり

緑化の推進とともに適切な維持管理を進めるため、地域の緑化活動や公園整備等に際しては、計画段階から完成後の運用・管理までを対話と共感により市民との協働で行うことを目指します。

また、町内会や学校、事業者などが協働で取り組むエリアマネジメント組織、公園管理運営協議会、公園愛護会等の地域単位の組織づくりを検討します。

◆地域単位の組織づくりの事例

出典：都市公園のストック効果向上に向けた手引き　平成 28（2016）年 5 月
国土交通省都市局公園緑地・景観課

（２）庁内組織の連携

緑の将来目標の実現に向けた施策を検討及び連絡調整を目的として「八戸市緑の基本計画庁内連絡会議」を設置し、関係部署が連携し緑化の推進に取り組みます。

<八戸市緑の基本計画庁内連絡会議>

③　緑の人材育成

（１）市民主体の活動の推進

現在、市では緑化に関する活動を「八戸市を緑にする会」などと連携しながら実施しており、また一部の公園等の維持管理を町内会等の地域住民へ委託しています。また、一年草の配布やフラワーポットの設置等の緑化支援を実施しています。

さらに、市民が主体的に行っている緑の保全や創出の活動について、その功績をたたえ、都市の美化と向上を図ることを目的として、緑化運動推進モデル団体指定及び緑化感謝状贈呈を行っています。

これらの取組について、市民への積極的な広報活動を行い、市民主体の緑化活動の推進を図るとともに、公園の運営や維持管理、緑化活動に積極的に関わりたいという市民からの要望を踏まえ、緑化支援の拡充を検討します。

（２）緑化活動の核となる人材育成

緑豊かな街を地域・学校等とともに作り上げていくために、樹木や草花などの「緑」についての情報や知識を習得してもらうことを目的として、緑の保全について専門的な知識を有する人材を、町内会や学校等に派遣し、緑に関する活動を支援する緑の出前講座を実施しています。

また、児童・生徒の緑を大切にする心を育み、八戸市の伝統的な花である「奥州菊」について理解と関心を深めることを目的として、奥州菊づくり事業を実施しています。

これらの取組を継続し緑化活動の核となる人材育成を推進するとともに、学校の総合的な学習や生涯学習の時間などを通じて緑化活動や緑の保全活動に関する学習機会や情報を提供し学校等との連携による取組の拡充を検討します。

＜奥州菊展＞

はちのへ菊まつり

＜菊人形展＞

④　緑の普及啓発

（１）緑の情報発信の強化

住民意向調査では、緑に関する情報発信を求める声が多かったことから、ホームページや広報、FM 放送、SNS、アプリなどを効果的に活用し、イベントや講習会等の緑に関する情報発信の充実を図ります。

特に、市民の自然環境への関心は高く、自然と触れ合う機会が求められていることから、種差少年自然の家、水辺の楽校、山の楽校、市民の森不習岳、市民農園等の本市の豊かな緑を有効活用し利用促進を図るため、適切な維持管理とともに積極的な情報発信に取り組みます。

（２）普及啓発活動の充実

市民が主体的に緑化を推進するためには、ガーデニングや緑化方法等に関する学習が必要であり、その場として八戸公園にある緑の相談所が位置付けられており、緑の相談、園芸教室、専門相談、展示会等の取組を行っています。

また、緑と花に囲まれた住みよい生活環境を作るため、市と八戸市を緑にする会が共催で、「緑と花」花壇・作文・図画コンクールを実施しているほか、八戸市緑化まつりを開催しており、園芸講習会や園芸教室、庭園樹の展示及び即売等を行っています。

今後もこれらの取組を継続しつつ、緑の相談所の機能充実等を図ることにより、緑化意識・技術の普及を図ります。

6－2　施策の体系図

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な取組
みんなで そだてる	1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます	①市民、事業者との協働による緑の管理・運営	（1）市民や事業者等が持つ利点を活かした公園の管理・運営 （2）緑の計画的な維持管理による市民の安全・安心の確保
		②市民ニーズ等を踏まえた緑の創出	（1）長根公園、八戸公園、新井田公園等の大規模公園の再整備 （2）多様な手法による公園等の整備
		③身近な緑の充実	（1）身近な公園の整備 （2）新たな都市公園の整備
		④公共公益施設や民有地の緑化	（1）駅前及び中心市街地の緑による演出 （2）商業地の緑化 （3）工場等の事業所の緑化
みんなで まもる	2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します	①緑の景観づくり	（1）景観計画に基づく八戸らしい景観づくり （2）八戸の景観を眺める眺望点の活用
		②史跡等を活用した緑の拠点整備	（1）是川石器時代遺跡等の史跡の活用
		③樹林地の保全と活用	（1）保存樹・保存樹林の指定による保全と活用 （2）水源涵養林の保全と活用 （3）市街地後背の樹林地の保全
		④農地の保全と活用	（1）優良農地の保全 （2）休耕地の有効活用
	3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします	①名勝種差海岸・三陸復興国立公園の保全と活用	（1）自然環境及び生物多様性の保全 （2）管理計画の策定・運用
		②水辺の魅力化と活用	（1）八戸港の魅力化と活用 （2）河川の魅力化と活用
		③水辺の保全	（1）河川の自然環境の保全 （2）ため池の保全
		④水と緑と人のネットワークづくり	（1）道路を活かしたネットワークづくり （2）海岸、河川を活かしたネットワークづくり
みんなで つなぐ	4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります	①緑の制度拡充	（1）（仮称）緑サポーター制度の創設等 （2）八戸市都市緑化基金等の拡充
		②緑の組織づくり	（1）地域単位の組織づくり （2）庁内組織の連携
		③緑の人材育成	（1）市民主体の活動の推進 （2）緑化活動の核となる人材育成
		④緑の普及啓発	（1）緑の情報発信の強化 （2）普及啓発活動の充実

6

第 7 章

地域別計画及び緑化重点地区計画

市川地域
下長地域
八戸駅周辺地域
中央地域
根城・田面木・新都市地域
湊・白銀・鮫地域
豊崎地域
館・是川地域
大館地域
南浜地域
南郷地域

7

第７章　地域別計画及び緑化重点地区計画

実現に向けた施策の方針を細分化して、地域ごとに落とし込んだ地域別計画を定めます。

また、「八戸駅周辺地域」「中央地域」「根城・田面木・新都市地域」の３地域においては、以下の３地区を緑化重点地区に設定し、緑化重点地区計画を定めます。

■緑化重点地区の概要と目的

緑化重点地区とは「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化することで、他地区での緑化意識の高まりなど市全体への波及を図るとともに、当該地区自体が都市の骨格的な緑の一部を構成することにより、緑の基本計画の早期実現を目指すものです。

■緑化重点地区の設定

地区の選定に当たっては、以下に示すような地区の選定条件を踏まえ設定します。

・駅前等都市のシンボルとなる地区
・緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
・緑化の推進に対して住民意識が高い地区
・エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区　　等

以上の考え方に基づき、「八戸駅周辺地区」「中心市街地地区」「西白山台地区」を緑化重点地区に設定します。ただし、必要に応じて追加・変更を行い、充実を図っていきます。

■八戸駅周辺地区

八戸駅周辺は、広域的なゲート・交流の場であり、また、駅西地区においては本市の新しい水と緑を基調とした先導的な市街地が整備されていることを踏まえ、緑化重点地区とします。

■中心市街地地区

中心市街地は、歴史・文化、多様な都市機能が集積する八戸都市圏の顔であり、緑の将来像においても緑のゲート拠点に位置付けられています。多くの市民や来訪者が活動し交流する場となっている中心市街地において、道路などの公共公益施設の緑化、商店などの民有地の緑化を進めることで、緑豊かな八戸のイメージづくりに効果的であるとともに、緑に対する意識の高揚などの波及効果が期待されるため、先導的に緑化を図る緑化重点地区とします。

■西白山台地区

西白山台地区は、新たに小学校が開校するなど人口が増加しており、公園に対するニーズも高まっていますが、未整備公園が残っています。公園整備に当たっては「地区内の公園を画一的に整備するのではなく、各公園に特色を持たせ、地区内の公園全体で求められる役割を果たす」という新たな考え方を地域住民と対話しながら取り入れるモデル地区であるため、緑化重点地区とします。

■地域区分図

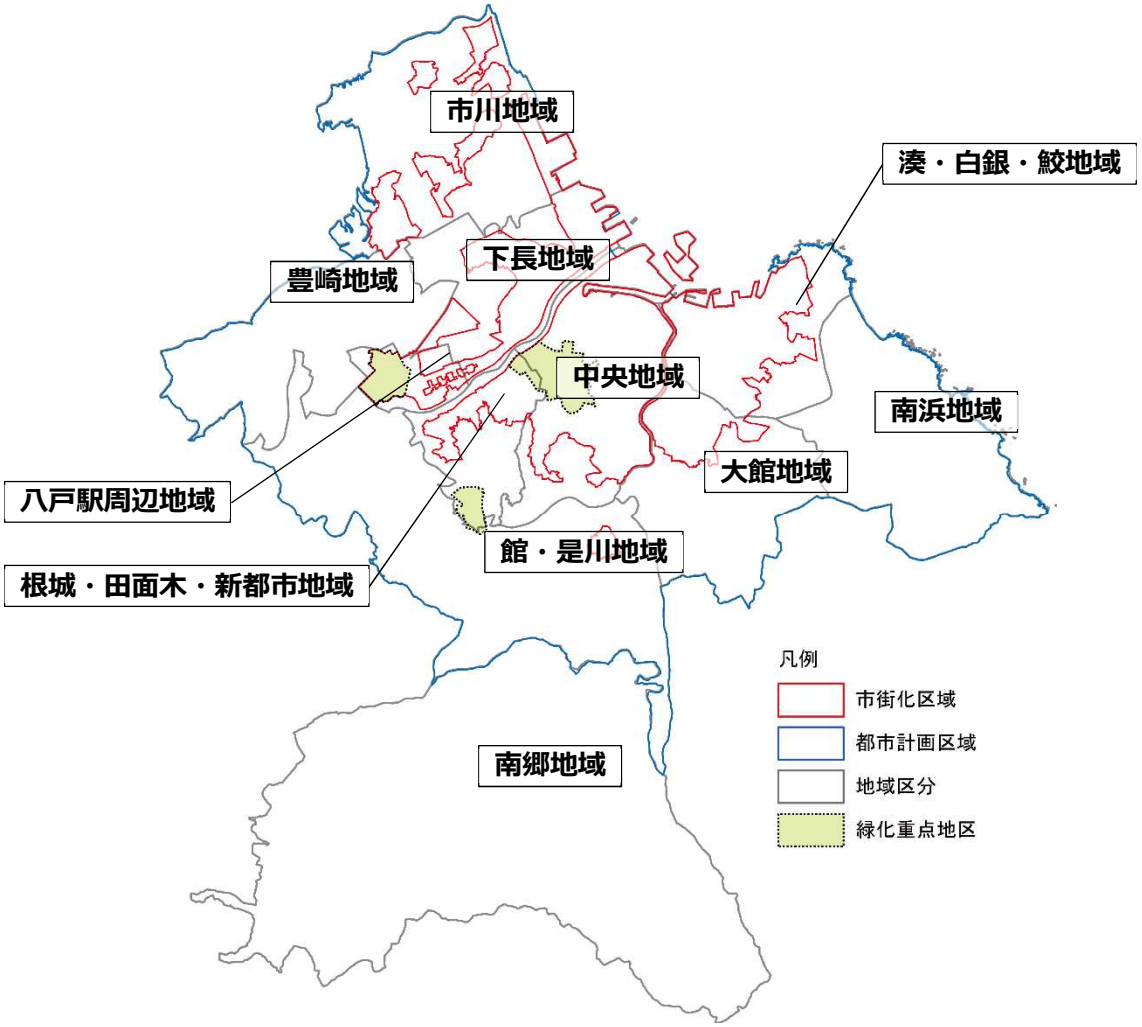

■地域別データ

地域	総面積（ha）	人口（人）			世帯数（世帯）			都市公園	
		2015年	2020年	増減率	2015年	2020年	増減率	開設面積（ha）	1人当たり公園面積（㎡/人）
1　市川	2,915.9	12,464	11,690	-6.2%	5,707	5,679	-0.5%	14.52	12.7
2　下長	1,706.6	27,543	25,927	-5.9%	12,030	12,347	2.6%	63.16	20.4
3　八戸駅周辺	453.7	10,590	10,563	-0.3%	4,628	4,840	4.6%	1.19	1.1
4　中央	2,334.0	66,607	64,335	-3.4%	32,129	32,906	2.4%	41.82	8.6
5　根城･田面木･新都市	1,013.5	27,333	27,703	1.4%	11,869	12,583	6.0%	19.89	6.8
6　湊･白銀･鮫	1,614.7	52,537	49,454	-5.9%	23,630	24,064	1.8%	53.32	11.0
7　豊崎	2,216.2	1,782	1,589	-10.8%	710	720	1.4%	1.10	7.2
8　館･是川	4,376.4	8,865	8,040	-9.3%	3,888	3,840	-1.2%	2.35	3.0
9　大館	2,159.1	19,940	19,322	-3.1%	8,962	9,196	2.6%	47.84	25.0
10　南浜	2,596.8	2,959	2,613	-11.7%	1,230	1,178	-4.2%	0.25	0.0
11　南郷	9,130.0	5,539	4,891	-11.7%	2,178	2,150	-1.3%	0.00	0.0
合計	30,516.9	236,159	226,127	-4.2%	106,961	109,503	2.4%	245.44	11.0

凡例：人口増減率　10%以上の減少　10%未満の減少　5%未満の減少　増加

都市公園1人当たり公園面積　5㎡/人未満　5～10㎡/人　10㎡/人以上

7

市川地域

■緑のまちづくり方針 <市川地域>

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・八戸グリーンハイテクランドにおいては、協定に基づき緑化を推進します。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・丘陵部の良好な斜面樹林を保全します。
・地域特産のいちご栽培や豊かな田園風景の源になっている農地の保全を図ります。
・自衛隊基地内の貴重な緑地を保全して緑の潤いを提供するなど周辺との調和を図ります。
・轟木地区等の既存集落は、農村の暮らしを学ぶことができる農村体験型のグリーンツーリズムを推進します。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・市川海岸においては、海岸線の保安林を保全します。
・北地区海浜緑地を拠点として、五戸川や奥入瀬川の自然豊かな水辺や公園、主要施設などを結び、散策を楽しめる水と緑のネットワークを形成します。

■方針図 <市川地域>

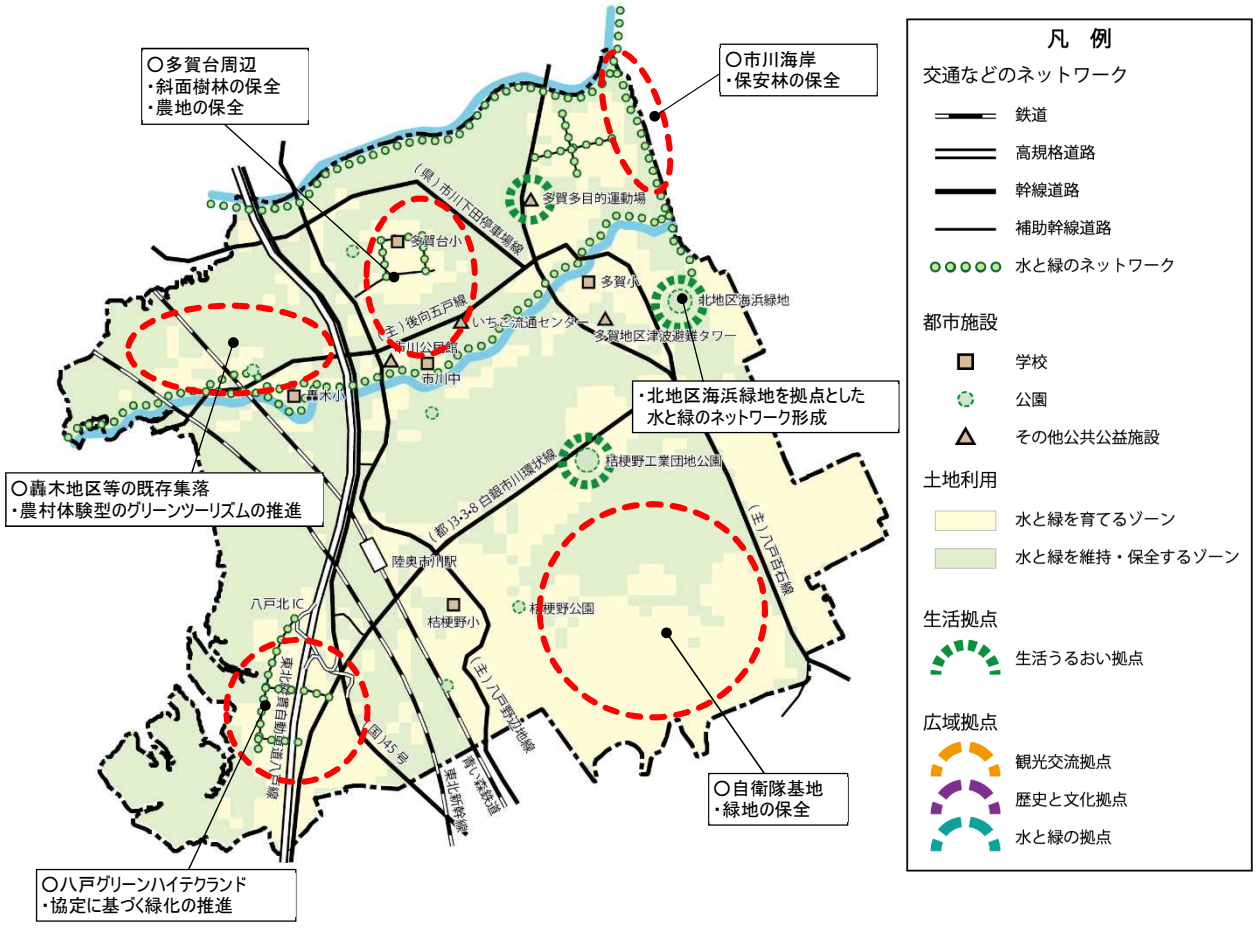

下長地域

■緑のまちづくり方針＜下長地域＞

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・高館、小田上、小田、日計、八太郎山地区などでは、残されている樹林の保全を図ります。
・南部山健康運動公園や八太郎ヶ丘公園を、臨海部や市街地を一望する眺望点として活用します。
・高館や八太郎の急傾斜地の樹林を保全し、地すべりの防止を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・馬淵川左岸の水辺の楽校を、地域住民が水辺と親しむ憩いの場、水辺の生態系や環境についての学習の場として活用を図ります。
・馬淵川周辺は、河川と一体的な自然景観の保全を図ります。
・ため池や農地による雨水調整機能の保全を図ります。

■方針図＜下長地域＞

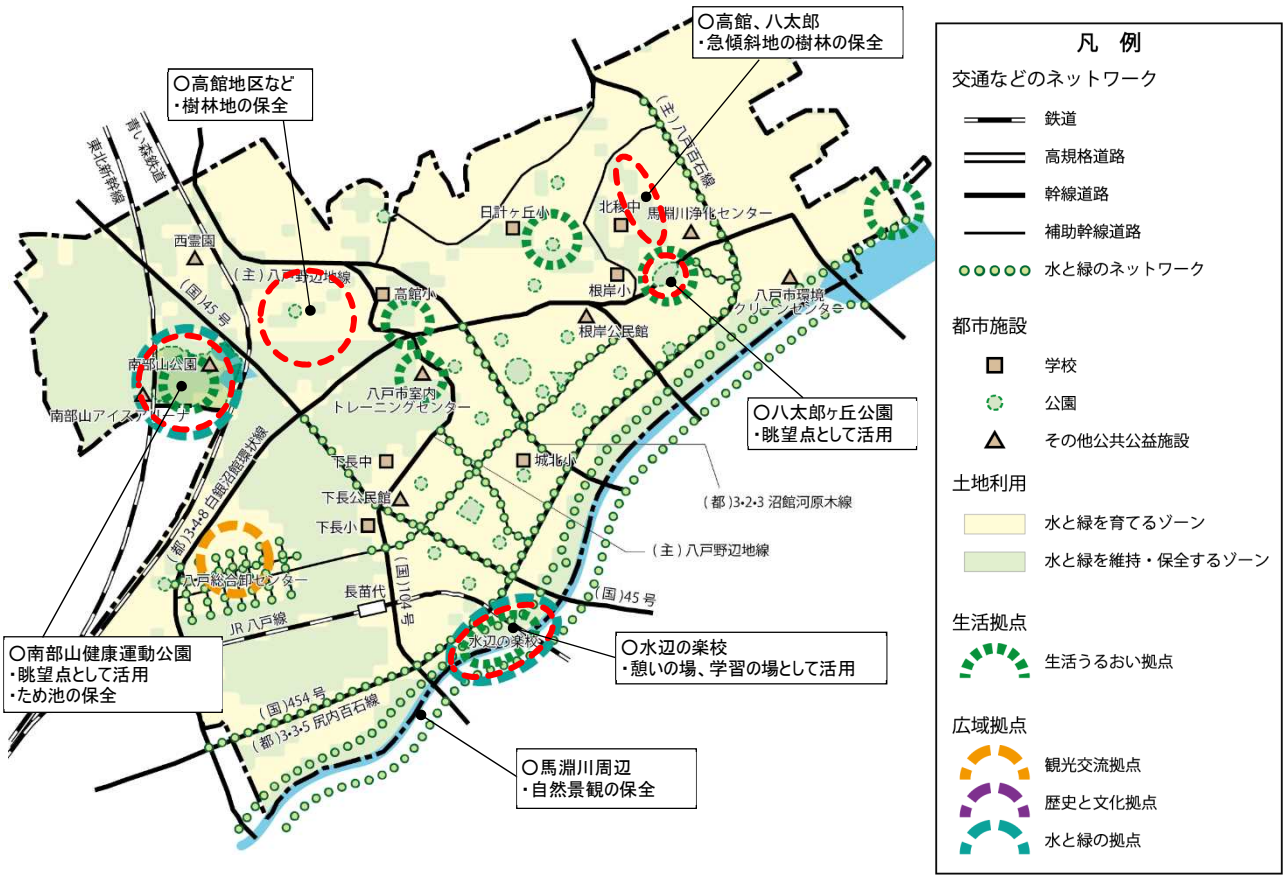

7

八戸駅周辺地域

■緑のまちづくり方針 <八戸駅周辺地域>

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・八戸駅と中心市街地、観光地を結ぶアクセス道路については、地域住民の協力を得ながら、街路樹やプランター等による緑化を進めます。

・八戸駅西地区の浅水川では親水空間を創出し、隣接する近隣公園と一体となった集い、にぎわう拠点の整備を進めます。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・浅水川沿いの歩行者専用道路や河川堤防を活用し、水辺に親しみながら散策できる水と緑と人のネットワークを形成します。

■方針図 <八戸駅周辺地域>

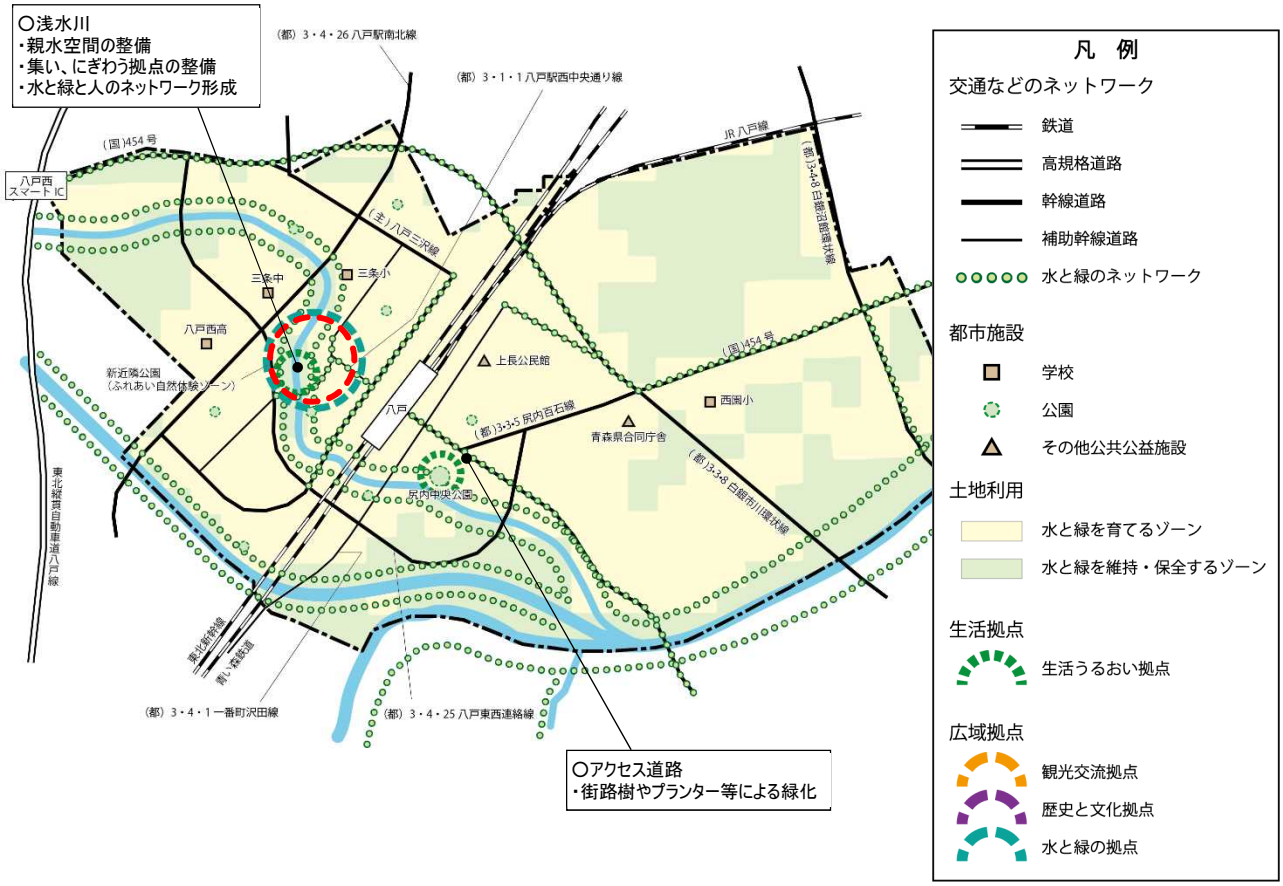

■緑化重点地区の緑化方針（八戸駅周辺地区）

1）地区の現況と課題

・本市のゲート・顔となる地区であり、人の出会い、都市との出会いの結節点の役割を果たしていますが、都市の豊かさを表現する緑の配置が不十分であり、多様な緑化推進方策の展開が求められています。
・駅東地区においては、今後進む市街地の更新に合わせ、駅前の顔にふさわしい個性的でホスピタリティのある魅力的な緑の配置と導入を図っていく必要があります。
・駅西地区で進められている八戸駅西土地区画整理事業では、「スマート・スポーツシティ」をテーマにまちづくりが進められています。
・駅西地区の中央には、十和田湖を始め広域観光の玄関口として位置付けられたシンボルロードが配置され、また浅水川沿いには、まちづくりの核となる「フラット八戸」と、隣接する河川を活用した近隣公園「（仮称）八戸駅西中央公園」が整備され、歩行者専用道路の整備も計画されています。
・都市における緑のイメージの創出を図るため、街路樹を配置し、そのネットワーク形成を行う必要があります。また歩道の潤いを増進させるためにも、地区特性に見合った歩道植栽を行う必要があります。

2）基本方針

基本方針１　八戸駅周辺を緑豊かな都市のゲート・顔にします

基本方針２　八戸駅西地区をこれからの都市の緑化を先導するモデルとします

基本方針３　まちなかの水と緑と人のネットワークを形成します

3）地区緑化計画

○八戸駅を中心とした「緑の出会いと交流ゾーン」の形成

・駅前広場やシンボルロードの緑（街路樹等）の維持管理を推進します。
・さらに、プランター・フラワーポットの配置、駐車場の緑化等を行い、「緑の出会いと交流ゾーン」を形成し、おもてなしを演出します。

○フラット八戸を核とした「交流・うるおいゾーン」の形成

・浅水川の流れを活かした（仮称）八戸駅西中央公園の整備を行うとともに、フラット八戸やシンボルロードの賑わい波及機能、周辺住民にとってのサードプレイス機能、子どもの見守り機能等を持つ、新幹線乗降客を誘導し得る民間収益施設の導入を検討し、「交流・うるおいゾーン」の形成を目指します。
・街区公園の新規整備に当たっては、地域住民と対話しながら「地区内の各公園に特色を持たせ、地区内の公園全体で求められる役割を果たす」という新たな考え方を取り入れます。

○水と緑と人のネットワークの形成

・八戸駅と中心市街地及び観光地、主要施設を結ぶ道路については、重点的に緑の維持管理を推進します。
・さらに、浅水川沿いに歩行者専用道路を整備し、水と緑と人のネットワークを形成します。

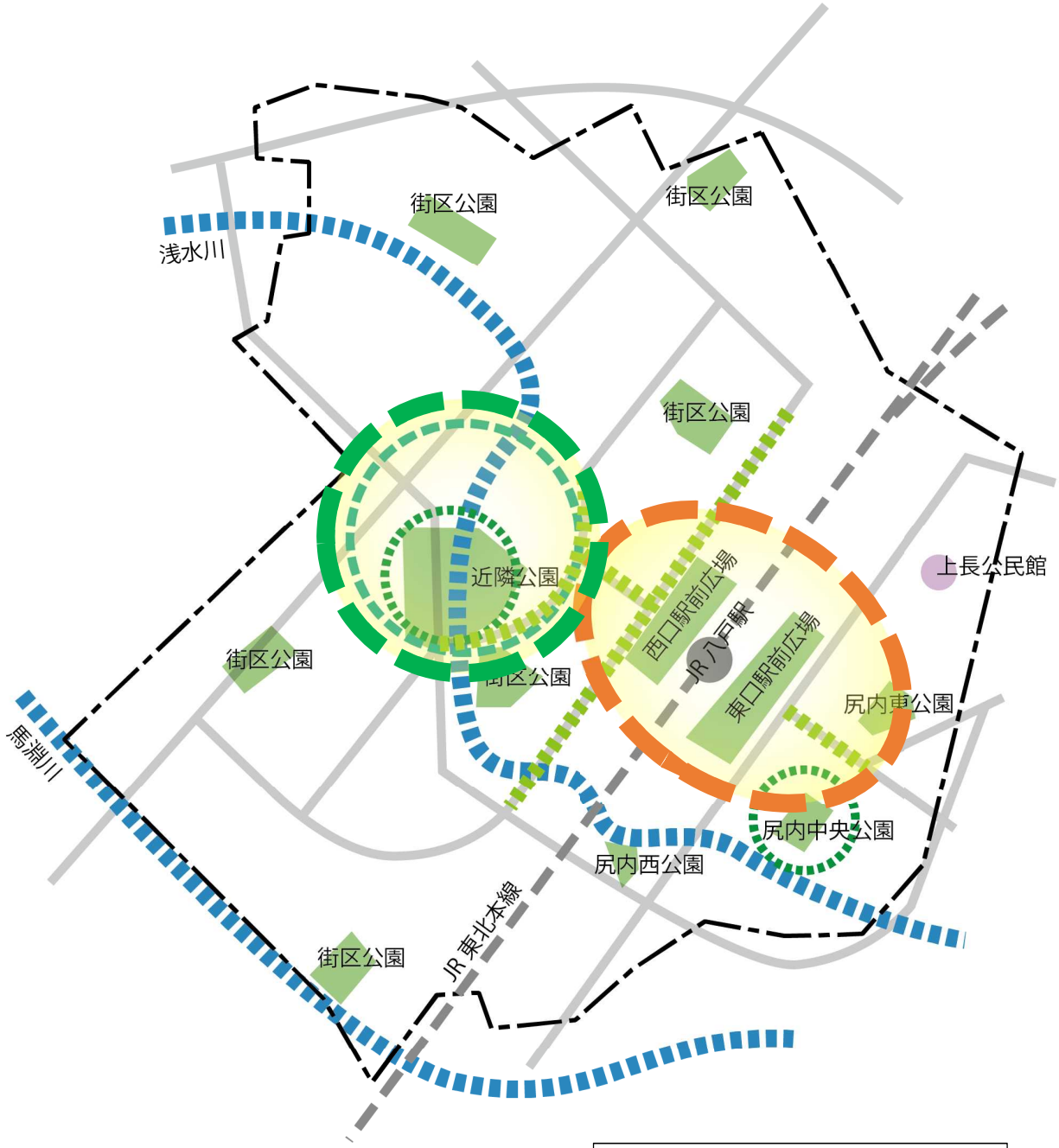

図　緑化方針図（八戸駅周辺地区）

中央地域

■緑のまちづくり方針＜中央地域＞

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・市民の憩いの場としての機能確保や、災害時などの一時的な避難場所として、市街地を中心に公園緑地の機能充実を図ります。

・商店街では、電線の地中化や植栽緑化などを進め、市内、周辺市町村から人が集まる拠点としてふさわしい街並みの形成を図ります。

・沼館地区では、水辺、緑、商業・エンターテイメントの賑わいなどが調和した景観の形成を進めるとともに、敷地内の植栽緑化を誘導します。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・糠塚、中居林地区などの住宅地では、周辺に残る樹林地、農地と調和した居住環境の維持・向上に努めます。

・長者山周辺の緑は、中央地域に残る貴重な緑地空間として維持・保全に努めます。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・馬淵川、新井田川、第一工業港、ポートアイランドなどを、水辺の親水空間や散策路として活用を図ります。

・馬淵川右岸の水辺の楽校を、地域住民が水辺と親しむ憩いの場、生態系や環境についての学習の場として活用します。

■方針図＜中央地域＞

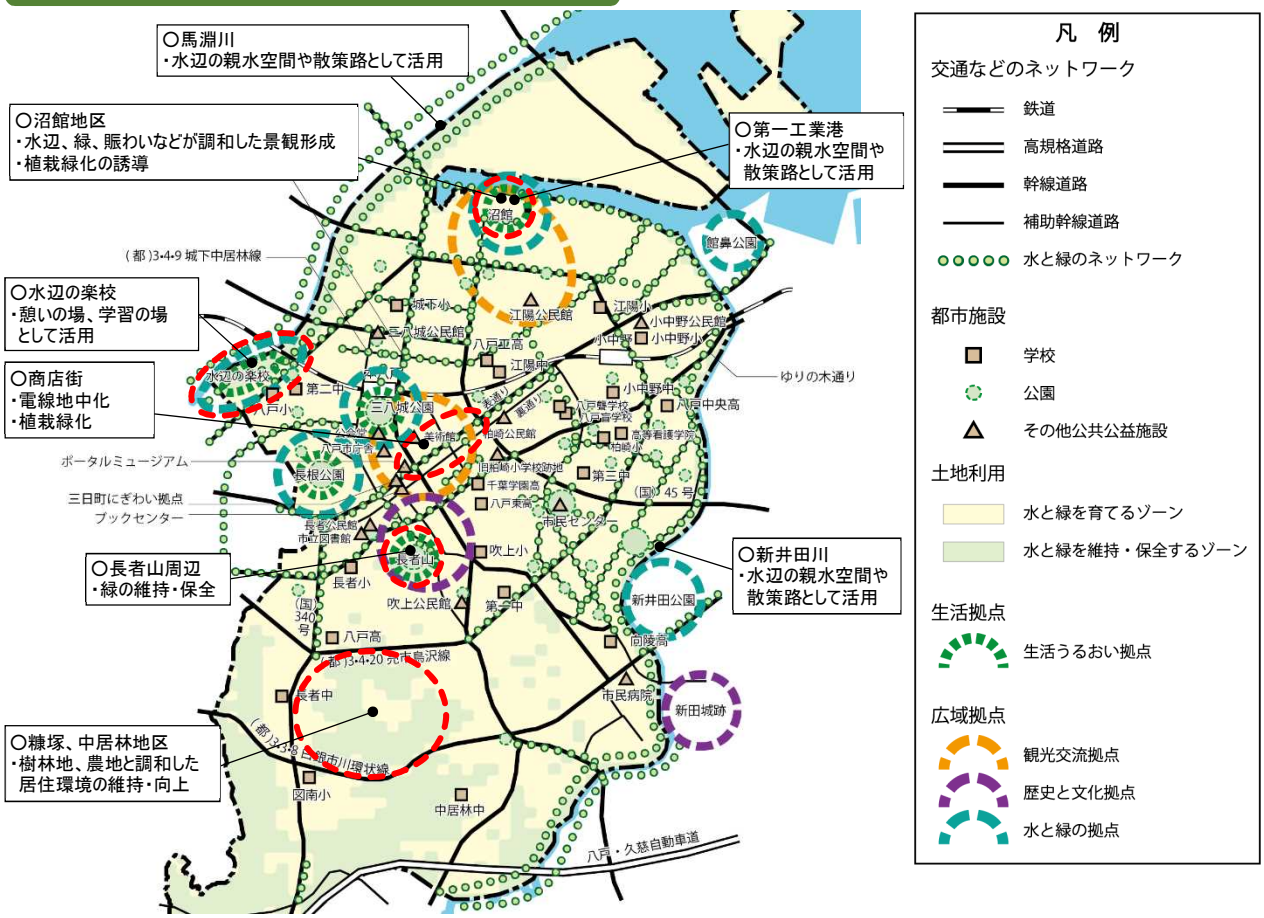

■緑化重点地区の緑化方針（中心市街地地区）

1）地区の現況と課題

・多様な都市機能が集積する中心市街地は、本市はもとより八戸都市圏の顔としての役割を担っています。しかし、近年のモータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化、大型店等の郊外への進出などを背景にかつての賑わいと活気が低下し、市民の潤いを演出する緑についても、質・量ともに不十分な状況にあります。
・都心部の玄関口となっている本八戸駅周辺においても、潤いのある街並みが形成されていないため、緑化による魅力づくりが求められています。
・幹線道路及びその沿道の緑化も不十分であり、潤いの創出と都市イメージの向上のためにも道路及び沿道の緑化を推進する必要があります。
・中心市街地における緑の拠点である長根公園では、長根屋内スケート場が整備されましたが、体育館等の運動施設の老朽化等に対応するため、再整備が求められています。
・中心市街地には市庁舎や三八城公園を始め多くの公共公益施設が集積していますが、これら施設の緑化を含め潤いある空間を創出していく必要があります。
・中心市街地全体を通して、身近な緑や歩いて楽しめる緑が不足しており、建物緑化を含めたきめ細かな緑の配置が求められています。

2）基本方針

基本方針１　都市圏の拠点にふさわしい水と緑の市街地を創出します

基本方針２　中心市街地の活性化と交流を演出する緑を配置します

基本方針３　既存の緑の保全を図り、身近な緑のネットワークを形成します

3）地区緑化計画

●長根公園の再整備と、これを中心とした賑わいの緑の演出

・八戸市体育館の建て替えを進めるとともに、緑と賑わいのあふれる市街地内のセントラルパークとして再整備を進めます。
・再整備を進めるに当たっては、国の補助制度や民間活力の活用を検討します。

●旧柏崎小学校跡地を有効活用した「緑とうるおいの拠点ゾーン」の形成

・中心市街地に近い立地を活かし、山車制作場所を整備し八戸三社大祭の振興と伝承を図るとともに、都市型公園の機能を備えた広場を整備し周辺地域の憩いの場として活用を図ります。
・整備に当たっては、国の補助制度等の活用を検討します。

●本八戸駅を中心とした「緑の出会いと交流ゾーン」の形成

・三八城公園を始めとする既存のオープンスペースにおいては適切な維持管理により緑の保全を図るとともに、本八戸駅周辺では鉄道事業者等と連携し緑化の促進を図ります。

●市街地の豊かさを演出する緑と人のネットワークの形成

・長根公園と更上閣、その周辺の樹林地と道路及び沿道の緑化（維持管理）を地域住民、事業者とともに推進し、緑と人のネットワークを形成します。

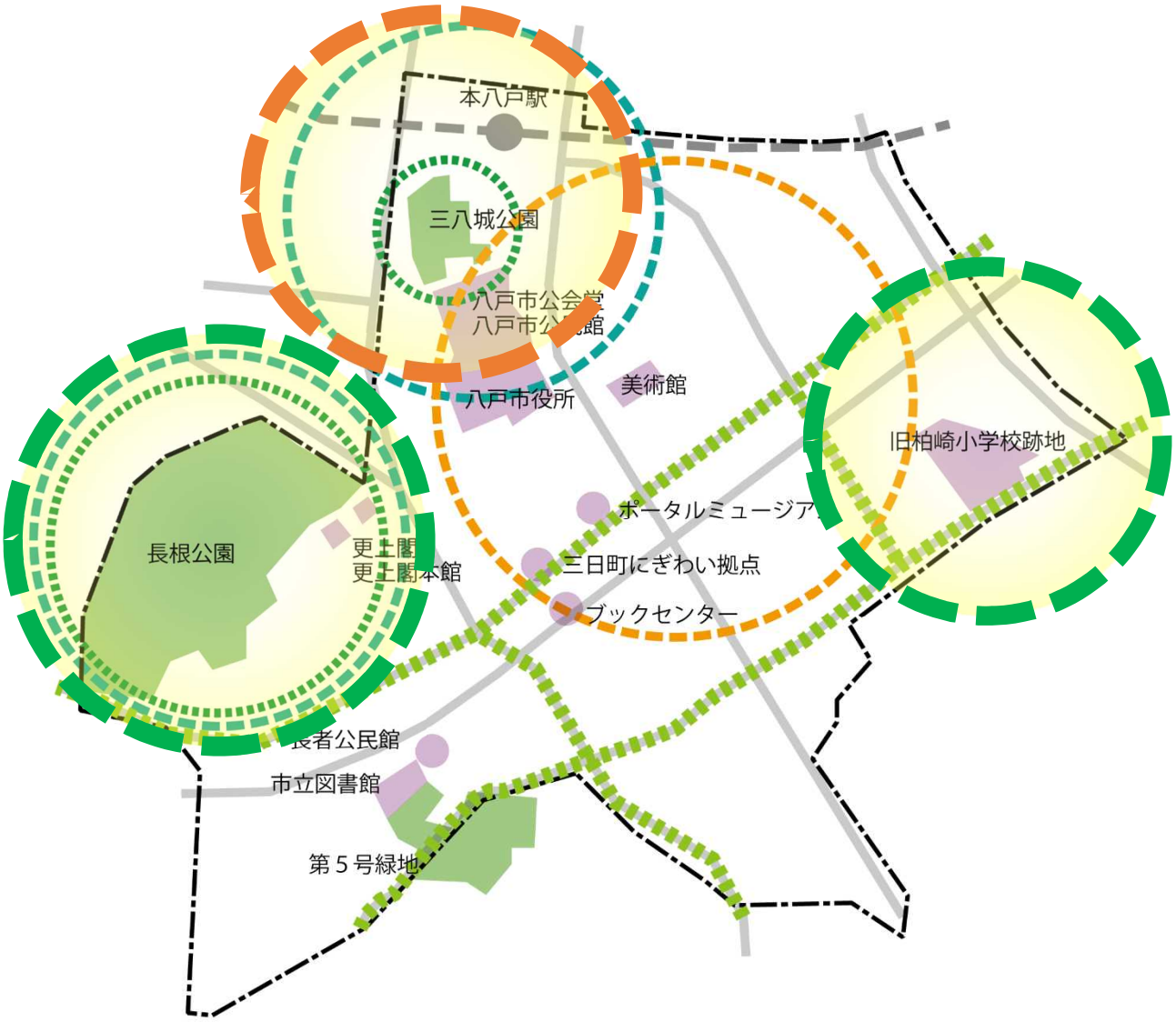

図　緑化方針図（中心市街地地区）

7

根城・田面木・新都市地域

■緑のまちづくり方針＜根城・田面木・新都市地域＞

1．緑豊かな生活環境づくりや愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・白山台公園では、市民が憩い、交流する拠点としての機能を維持し、更なる活用を図ります。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・地域の特徴である史跡根城跡や在家堤、丘陵部の斜面樹林や馬淵川といった歴史的、自然的資源を活かした景観の形成を図ります。

・史跡根城跡や八戸市博物館などは、歴史・文化の資源を活かした交流拠点として、機能の維持を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・馬淵川では、河川敷での身近な憩いの空間や河川沿いの散策路等による水と緑と人のネットワークを形成し、親水性の向上を図ります。

・土橋川では、魚類・水棲生物などの水辺の生物環境に配慮した河川改修を行います。

・土橋川や坂牛川などの身近に流れる河川を活用して、水と緑と人のネットワークの形成を進めます。

4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

・史跡根城跡や在家堤などは、地域に根づいた交流拠点として地域住民と行政の協働による維持・運営を図ります。

■方針図＜根城・田面木・新都市地域＞

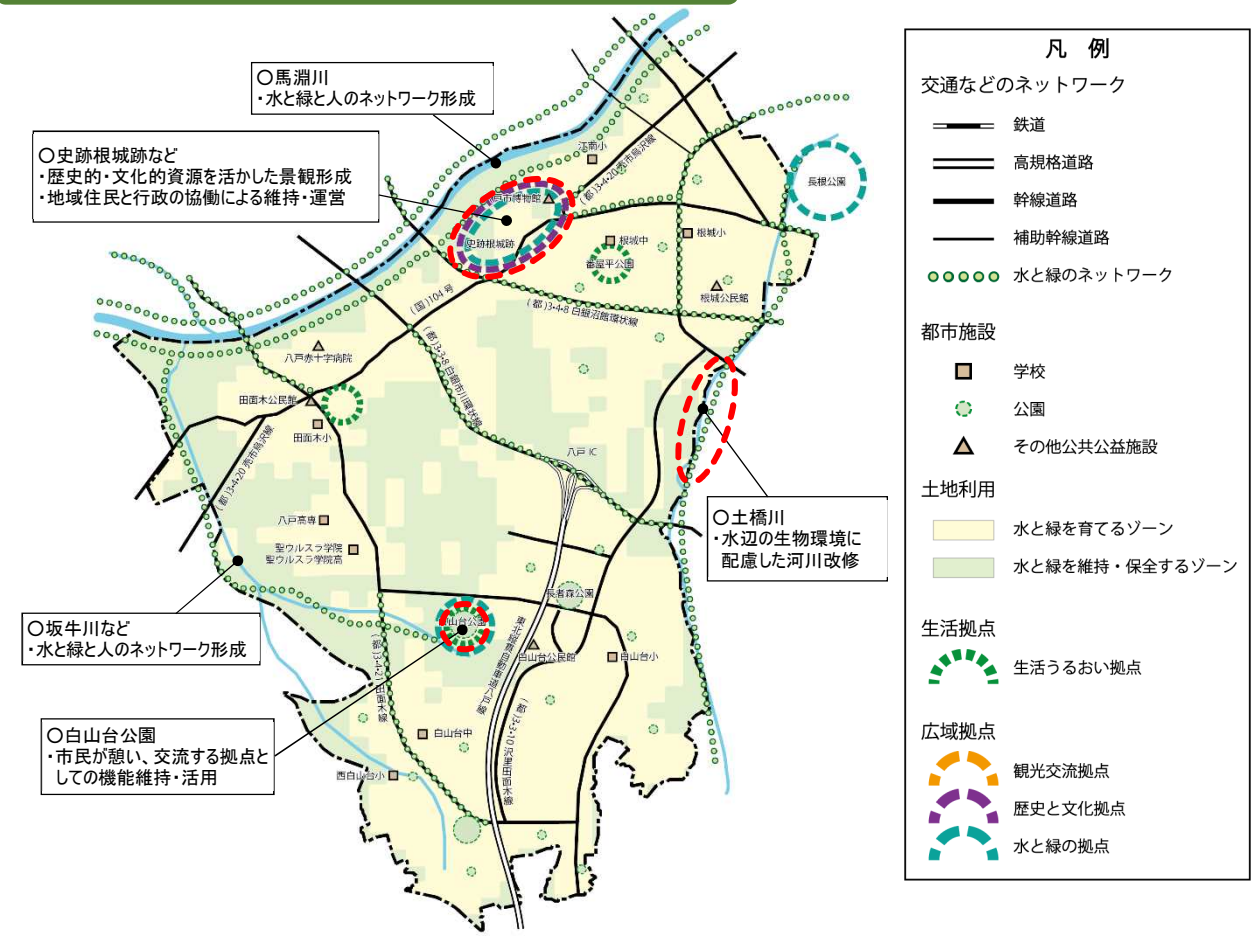

■緑化重点地区の緑化方針（西白山台地区）

1）地区の現況と課題

・西白山台地区は、平成 29（2017）年に 4 月に西白山台小学校が開校するなど、人口が増加している地区となっています。

・地区内には、近隣公園が 1 か所、街区公園が 4 か所ありますが、このうち近隣公園の「とりの木沢公園」と街区公園の「カエデ公園」の 2 か所が未整備であり、公園整備に対するニーズが高まっています。

2）基本方針

基本方針 1　民間活力を活用した公園整備・維持管理を導入します

基本方針 2　地域住民のニーズに寄り添い公園施設の充実を図ります

3）地区緑化計画

●公民連携による未整備公園の整備及び管理・運営

・未整備公園の整備に当たっては、民間活力を活用し、維持管理と運営を含めた公園整備を導入します。

・とりの木沢公園の整備に当たっては、財源を確保するため PFI 事業、Park-PFI 等の手法を用いた公園整備を検討します。（P92 参照）

●地区内の各公園に特色を持たせた公園施設の充実

・公園の新規整備及び改築に当たっては、地域住民と対話しながら「地区内の各公園に特色を持たせ、地区内の公園全体で求められる役割を果たす」という新たな考え方を取り入れます。

・ワークショップ等を開催し地域住民のニーズに寄り添いながら、公園施設の充実を図ります。

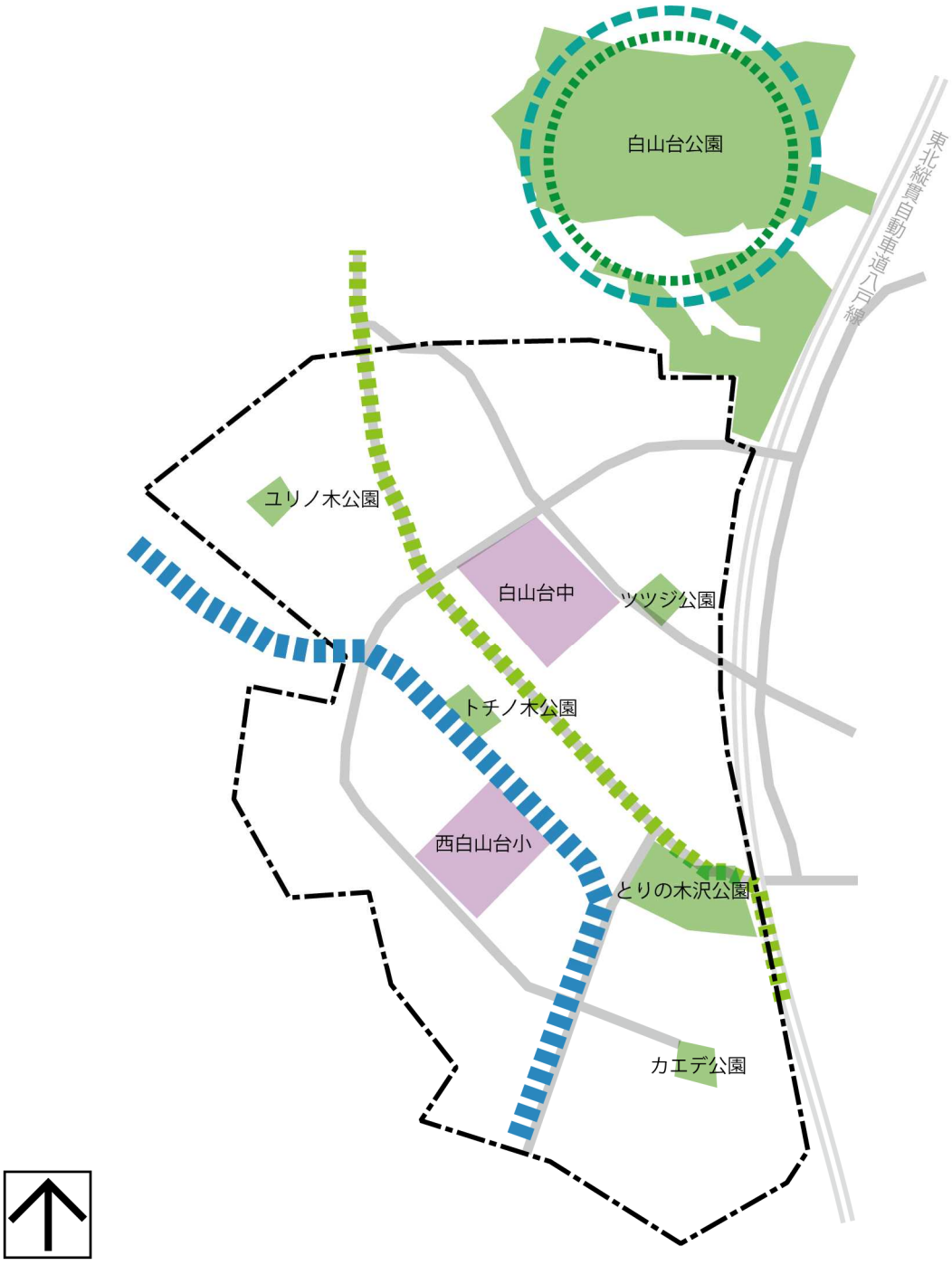

凡　　例	
生活拠点	都市施設
生活うるおい拠点	公共公益施設
広域拠点	緑のスポット（公園・緑地等）
観光交流拠点	水と緑のネットワーク
水と緑の拠点	緑のネットワーク軸

図　緑化方針図（西白山台地区）

湊・白銀・鮫地域

■緑のまちづくり方針＜湊・白銀・鮫地域＞

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・館鼻公園などの臨海部では、地域の人や訪れた人が身近に海を感じられる空間づくりを進めます。
・東運動公園は市民が集い、にぎわう拠点として機能の維持・向上を図ります。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・市民が身近に自然を感じることができる空間として、丘陵部などに残る緑の保全を図ります。
・館鼻公園やマリエント、湊・白銀・鮫の高台、葦毛崎展望台は、港湾や海、市街地などの八戸らしい景観を眺望できる場所であり、「グレットタワーみなと」へのアクセス道路の整備などにより、景観を楽しめる空間として機能の維持・向上を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・蕪島周辺は、日本最大のウミネコ繁殖地の保護保全を図るとともに、自然環境との調和に配慮し、レクリエーション機能や観光機能の充実に努めます。
・市民の生活の場でもある種差海岸では、風光明媚な海岸景観を保全するため、水と緑と人のネットワークを形成し、地域の人や訪れた人が自然と親しむことができる空間整備を進めます。

4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

・蕪島周辺は地域との協働を図りながら環境の保全を進め、ウミネコが訪れる独特の景観の維持を図ります。

■方針図＜湊・白銀・鮫地域＞

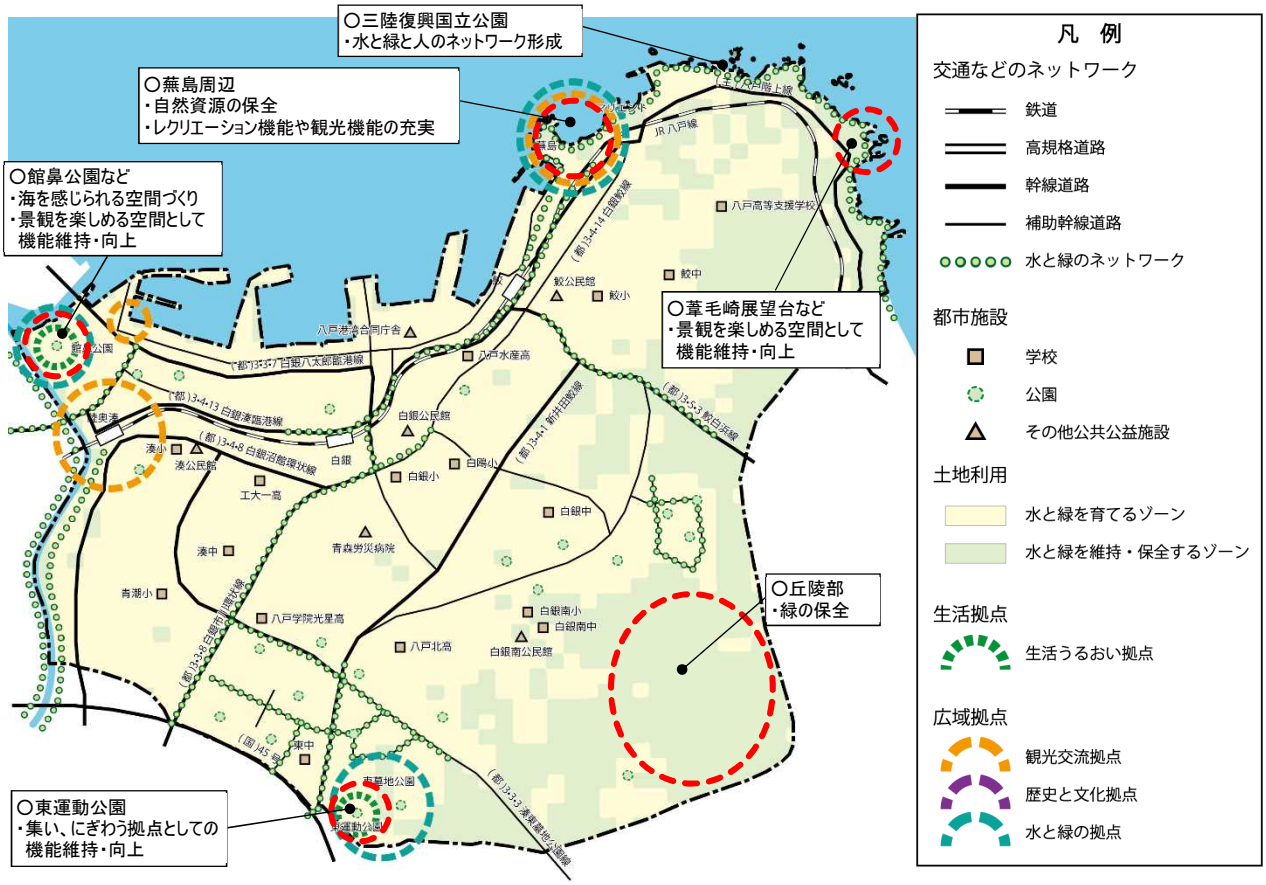

7

豊崎地域

■緑のまちづくり方針＜豊崎地域＞

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・八戸北インター第２工業団地においては、緑地を確保していきます。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・地域の資源である豊かな田園風景の維持・保全を図るためにも、遊休農地などを減少させ農業振興を図ります。

・七崎神社や稲荷神社などの周辺は、身近な自然的資源、歴史資源として保全を図るとともに、地域の里山としての憩いの場づくりを進めます。

・緑豊かな丘陵や田園の自然的環境を活かして、カブトムシやホタルなどに触れ合える子どもたちの遊びや学習の場づくりを進めるとともに、農村の暮らしを学ぶことができる農村体験型のグリーンツーリズムを進めます。

・上七崎や滝谷沢などの急傾斜地の樹林地を保全し、地すべりの防止を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・浅水川を水と緑の中心的な軸とするとともに、農業ゾーンを流れる並木のある用水路や集落内の生活道路、丘陵部の牧場などを活かして、水と緑と人のネットワークを形成します。

・浅水川では、子どもたちやお年寄りが気軽に憩えるような、四季が楽しめる植栽や安全な親水空間づくりなどを進めます。

■方針図＜豊崎地域＞

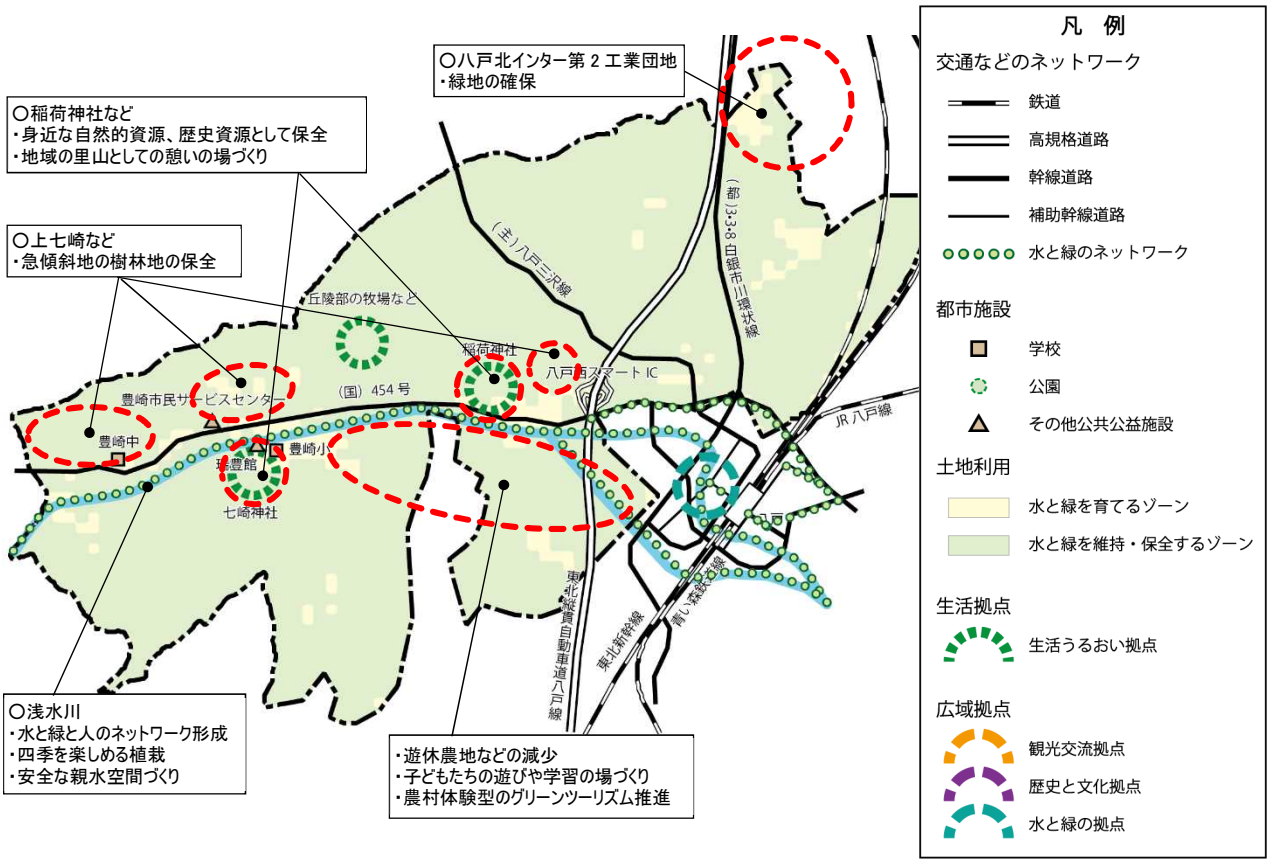

館・是川地域

■緑のまちづくり方針 <館・是川地域>

1．緑豊かな生活環境づくりや愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・身近にある緑や憩いの場や災害時の避難地として、防災機能などにも配慮した公園緑地の充実を図ります。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・丘陵部の樹林地や農地の保全を図り、自然環境や農業環境と調和したまちづくりを進めるとともに、遊休農地の有効活用を図ります。

・世界遺産に登録された是川石器時代遺跡や櫛引八幡宮などの時間をかけて培った八戸らしい歴史文化資源を維持・保全しながら、市内外の人々が訪れ、賑わう憩いの場としての活用を図るとともに、歴史と文化を学習し体験する拠点として整備充実を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・馬淵川や新井田川などの河川沿いに残る自然を活かし、親水・緑地空間や川沿いの散策など水と緑と人のネットワークを形成します。

・水害や土砂災害の危険がある地区では、馬淵川の河川改修や土砂災害対策などを進め、災害に対して安全な地域づくりを進めます。

■方針図 <館・是川地域>

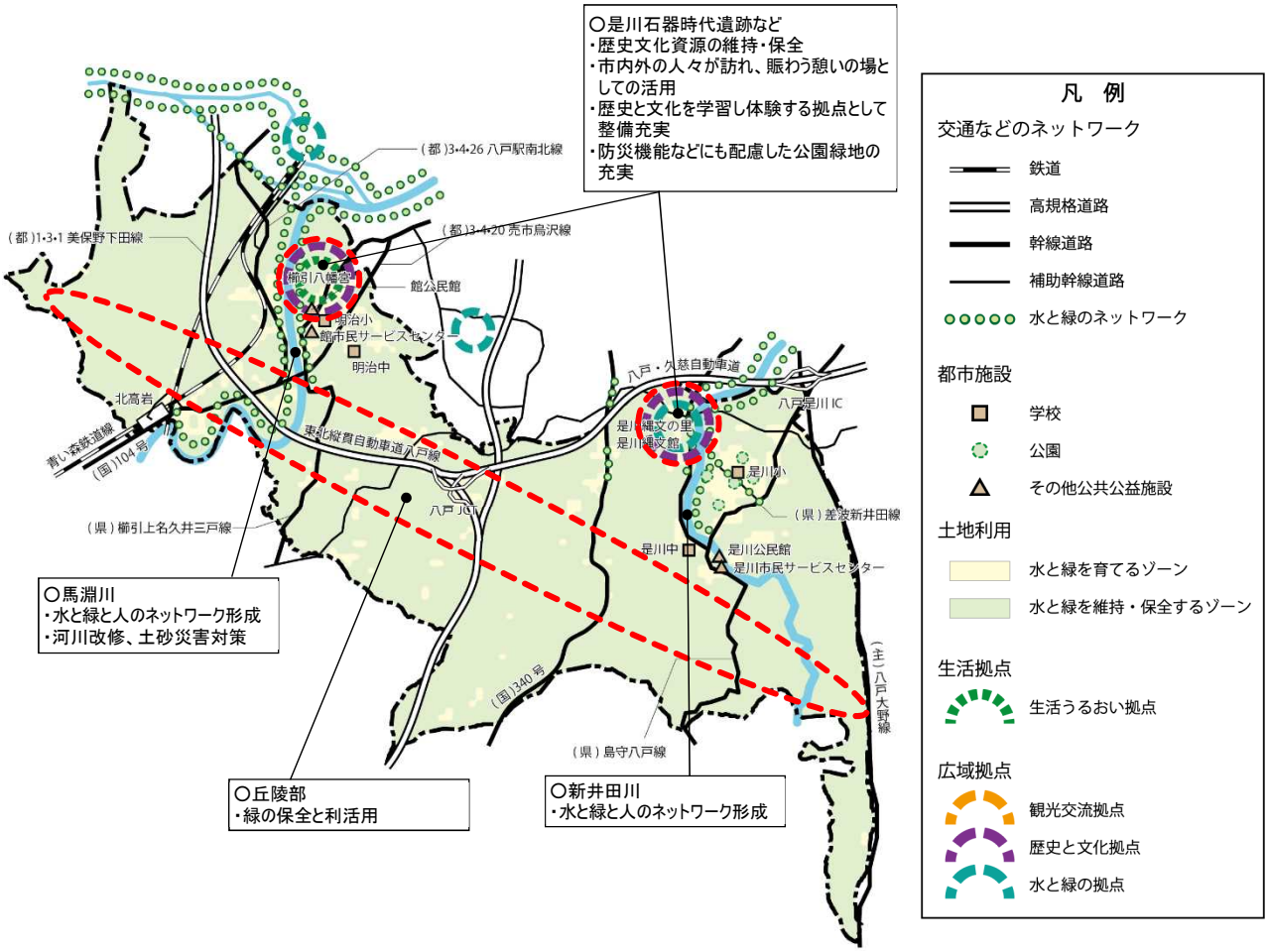

7

大館地域

■緑のまちづくり方針 <大館地域>

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・八戸公園や新井田公園などは市内外の人々が集い、にぎわう拠点であり、身近に自然や歴史を感じられる拠点として機能の維持・更新・活用を図ります。
・八戸公園では、インクルーシブの考えを取り入れた大型複合遊具等の新たな施設の整備を進めるとともに、老朽化した施設の更新を進めます。
・新井田公園では、新井田川と一体的な、観光振興拠点（桜の名所）、身近な憩いの場として活用を進めるとともに、スポーツ・レクリエーションの場としてテニスコートの機能充実などを図ります。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・蟹沢水道公園、水源涵養林及びその周辺の自然の保全を図り、身近に自然と触れ合うことができる空間として維持・活用します。
・新田城跡周辺を歴史と文化の拠点とし、歴史に触れ、学び、体験できる機能の充実を図ります。
・馬渡川や新井田川、丘陵部などの自然的景観、水田や牧場などの農業景観の保全を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・新井田川や松館川の川沿いに残る自然を活用した親水・緑地空間や、川沿いの散策路の整備を検討します。

■方針図 <大館地域>

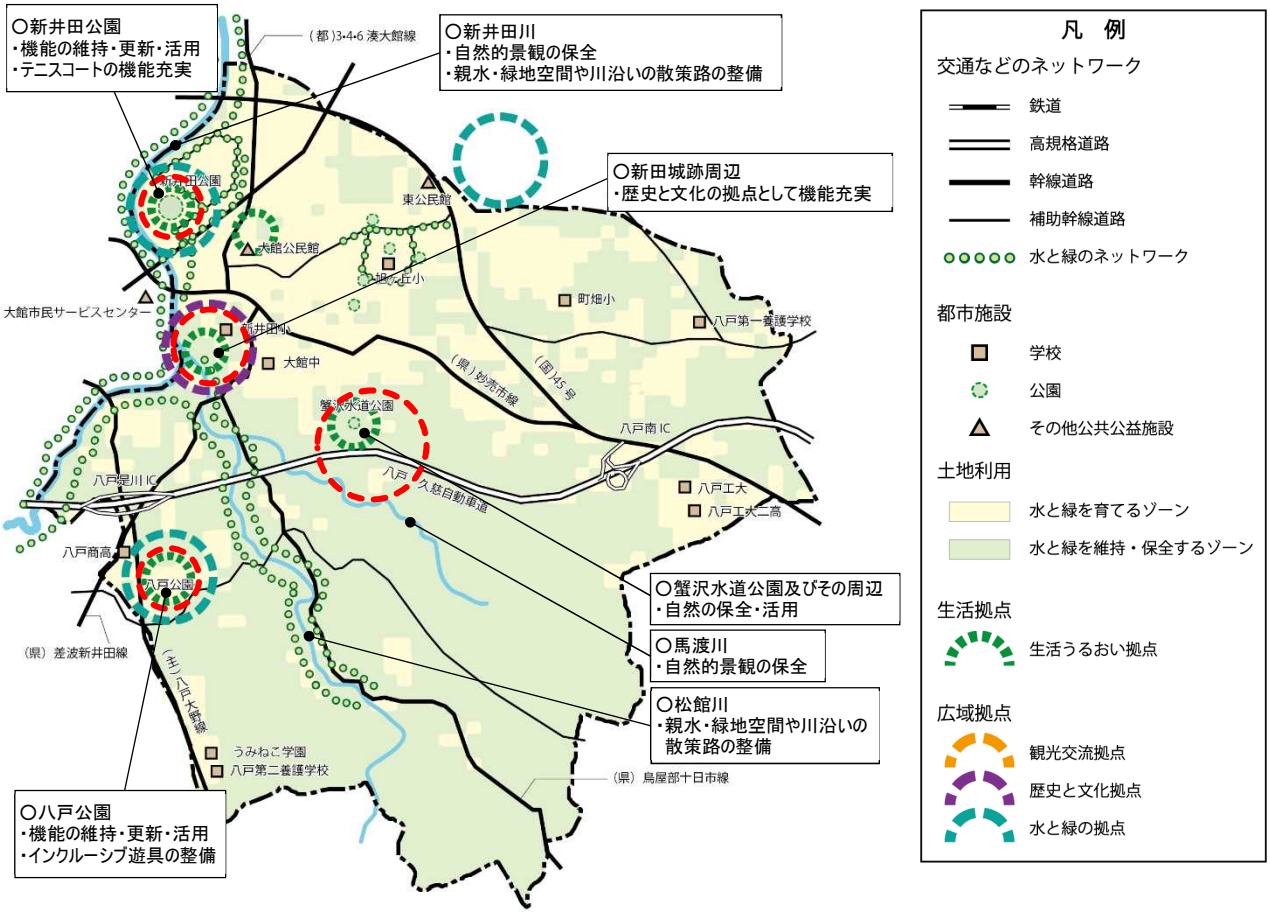

南浜地域

■緑のまちづくり方針 <南浜地域>

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・地域の魅力ある資源として丘陵部の緑の保全を図ります。
・市内を代表する風景の一つである種差天然芝生地や大須賀海岸などの風光明媚な景観の保全を図ります。
・高岩展望所は鮫角灯台から岩手県境までの海岸線を一望できる貴重な眺望点であり、景観を楽しめる空間として機能の維持を図ります。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・種差天然芝生地周辺では、自然環境の保全に配慮しながら、訪れた人々をもてなし、触れ合う観光拠点としての種差海岸インフォメーションセンターなどの機能維持・充実を図るとともに、訪れた人々がくつろげる空間として更なる活用を進めます。
・種差海岸沿いに走る主要地方道八戸階上線は、自然環境の保全に配慮し、観光バスがすれ違えない場所の部分的な改良を進めます。
・白浜海水浴場は、市民が憩い、交流する拠点としての機能を維持し、更なる活用を図ります。

4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

・種差少年自然の家周辺は、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然を活かした環境教育の充実を図ります。

■方針図 <南浜地域>

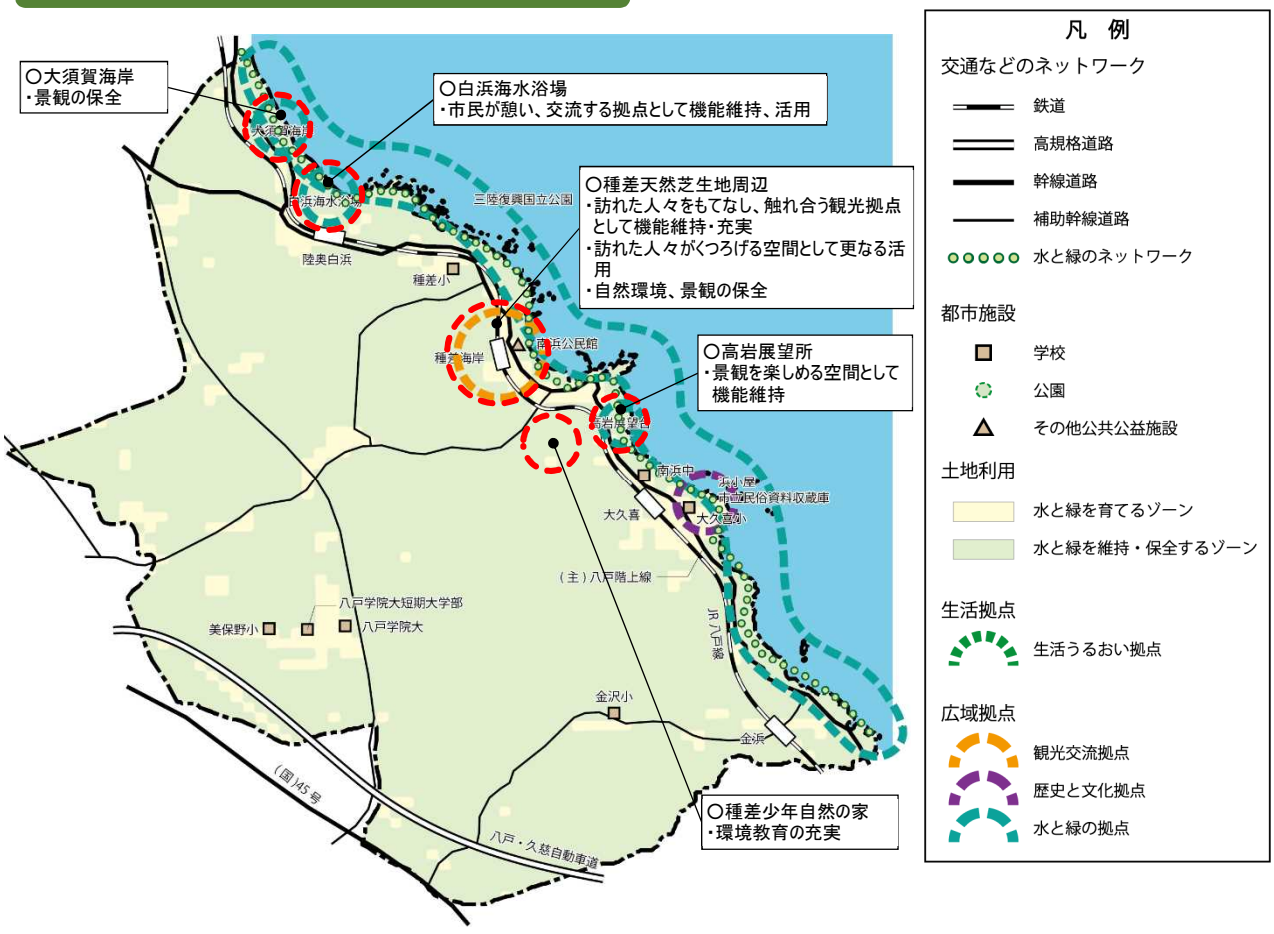

南郷地域

■緑のまちづくり方針 <南郷地域>

1．緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます

・カッコーの森エコーランドや南郷文化ホール、朝もやの館は、地域内外の人が訪れ、スポーツや文化を通じて活発に交流する拠点として機能の維持を図るとともに、更なる活用を進めます。

2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します

・田園空間博物館などの南郷ならではの歴史ある田園・自然景観を構成する農地、緑豊かな樹林地などの保全を図るとともに、鷹の巣展望台や不習岳展望台などの眺望点の維持を図ります。

・遊休農地などの利用促進のために、ぶどう・ブルーベリー等の新たな農産品の栽培などにより、農業の振興を図ります。

・旧島守発電所保存公園などの地域の産業文化が感じられる景観などの活用を進めます。

3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします

・ホタルなどが息づくきれいな樹林地や、青葉湖や新井田川水辺の楽校などの親水空間の保全・活用を図るとともに、水と緑と人のネットワークを形成し、散策路などへの活用を進めます。

・青葉湖（世増ダム）や市民の森不習岳などの自然環境の保全を図るとともに、市民の森不習岳や八戸平原開発農地などを一体的に活用し、森林・農業・水辺空間があり、自然・文化・人との交流を楽しむ滞在型の余暇活動などのグリーンツーリズムを進めるなど、地域内外の人が訪れ、憩う交流の場として拠点機能の維持と更なる活用を図ります。

4．市民・事業者等の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります

・桜の植樹活動や山の楽校のヒマワリ・ソバの花の植栽活動などの地域の取組を通じて、季節ごとに自然を感じられる景観の形成を図るとともに、観光などへの活用を地域とともに進めます。

■方針図 <南郷地域>

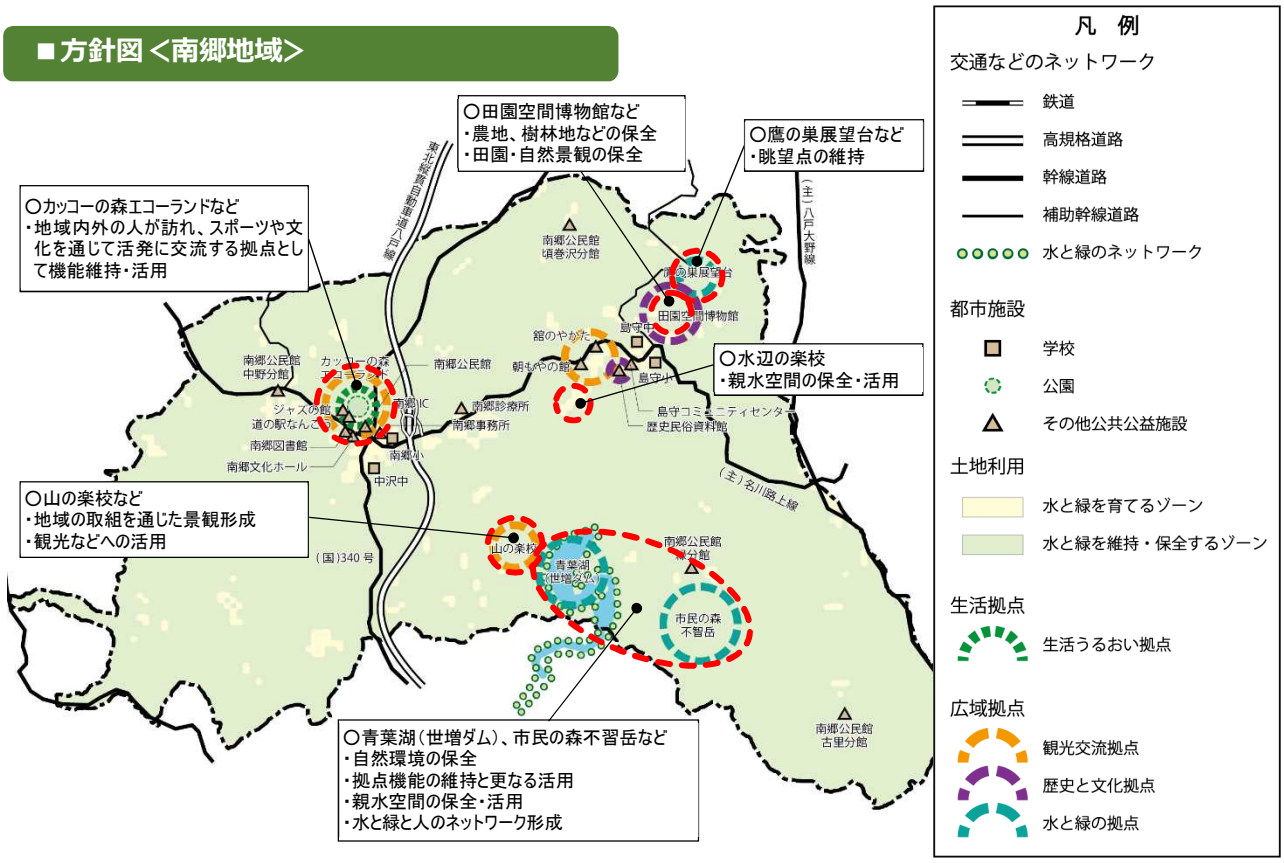

第 8 章

計画の実現に向けて

8－1　基本的な考え方
8－2　緑のまちづくりに向けた施策の展開
（1）緑の保全・創出に関する施策の推進体制について
（2）緑のまちづくりに関する事業・制度の計画的、効率的な展開

8

第８章　計画の実現に向けて

８－１　基本的な考え方

本計画の実現に向けては、「八戸市総合計画」「八戸市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画との整合を図り、国や県等の関係機関及び庁内関係部署との連携により総合的・体系的に緑のまちづくりを推進するとともに、市民や事業者との協働及び適切な役割分担のもと施策に取り組みます。

８－２　緑のまちづくりに向けた施策の展開

（１）緑の保全・創出に関する施策の推進体制について

本計画に位置付けた施策を推進するため、庁内の体制強化を始めとして、市民団体やＮＰＯ等の組織や国、県等の関係機関及び周辺自治体との連携を図ります。

１）関連団体等との連携

市民が主体的に緑に関する活動を進められるよう、市民団体、ＮＰＯ等の組織づくりを誘導するとともに、これらの組織と市民・事業者、行政との連携を図ります。

■連携のイメージ図

2）総合的な調整体制の確立

緑に関する総合的・体系的な施策展開を図るため、「八戸市緑の基本計画庁内連絡会議」を設置し、関係部署の情報共有、相互調整、合意形成、さらに多岐にわたる市民のまちづくりに対する相談等への横断的な対応を目指すとともに、庁内の緑化意識の醸成を図ります。

また、広域的な緑の保全や緑化活動等に関する相互の情報交換及び連携の充実を図るため、国、県等の関係機関及び周辺自治体との連携強化を図ります。

3）実効性の確保

本計画に位置付けた施策（具体的な取組）の進捗状況等を庁内連絡会議で共有し、「八戸市緑の審議会」に報告することで実効性を確保するとともに、適宜、施策の見直しを行います。

（2）緑のまちづくりに関する事業・制度の計画的、効率的な展開

厳しい経済情勢の中、本計画で位置付けた施策を計画的かつ効率的に推進するために、多様なまちづくり事業・制度の活用を図ります。また、必要に応じて計画の見直し等を行い、国の補助制度等の活用を図ります。

1）整備プログラムの確立

計画的、効率的に体系的な緑の創出・保全を進めるため、国・県・関係部署との調整により各種事業の優先順位等、総合的なプログラムの確立を図ります。

なお、各種事業の優先順位については、以下の点を考慮して設定します。

事業の緊急性	市の政策上、早急な対応が求められているもの
整備効果	市全体や周辺地域への波及効果が大きいものや目標とする将来像の実現に貢献するもの
住民意識	事業実施に対して住民の要望が高く、市民主体の取組が見られる等、理解と協力を得られるもの
効率的財政投資	既存資源や民間活力の活用を含めて、効率的な財政投資が可能なもの

2）民間活力の活用

公園を始め、公共施設に民間の優良な投資を誘導し、施設管理者の財政負担を軽減しつつ、施設の質の向上や施設利用者の利便の向上を図るため、民間活力の活用を図ります。

用語集

あ行

アクセス	ある場所に入る手段。交通手段。
アダプト制度	「養子にする」という意味。住民参加型の管理の仕組みの一つであり、地域住民団体等が行政と合意書を交わし、道路等の公共空間の一定区画を「養子」とみなして自発的に清掃等を行い、その活動のサポートを行政が行っていくシステム。
インクルーシブ	日本語にすると「包み込むような／包摂的な」という意味。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉から来ており、これは「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表している。
運動公園	＜都市公園の種類＞参照
奥州菊	青森地方で発達した菊で、花の上部が両手でギュッと掴んだような形に盛り上がるので大掴みとも呼ばれ、最近では大掴みと呼ぶのが普通。 掴みの部分が山二つの型を女咲き、八の字型になったものを男咲き、掴みと走りの間にモクモクと雲がわいたような花弁がつくと、特に豪快で雲咲きと呼ぶ。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建築物によって覆われていない土地の総称。
エス・ディー・ジーズ（SDGs）	持続可能な開発目標（SDGs）は、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の 3 つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための取組であり、国際社会全体の普遍的な目標となるもの。 我が国においても、誰一人取り残されない、持続可能な社会の実現を目指している。地方自治体及びその地域で活動する関係者による積極的な取組を通じて、広く日本全国に SDGs を浸透させることで、SDGs で設定されている 17 のゴールや、169 のターゲット等を地域の民間事業者、市民、行政機関などの異なる関係者の間で共有することによって、地方創生に向けた共通認識を持つことが可能になる。

＜SDGs 17 の目標＞

	【目標 1（貧困）】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	【目標 2 （飢餓）】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

	【目標 3（保健）】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	【目標 4（教育）】 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する。
	【目標 5（ジェンダー）】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女児の能力強化を行う。
	【目標 6（水・衛生）】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	【目標 7（エネルギー）】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
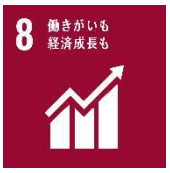	【目標 8（経済成長と雇用）】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	【目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）】 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	【目標 10（不平等）】 各国内および各国間の不平等を是正する。
	【目標 11（持続可能な都市）】 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。
	【目標 12（持続可能な生産と消費）】 持続可能な生産消費形態を確保する。

	【目標 13（気候変動）】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	【目標 14（海洋資源）】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	【目標 15（陸上資源）】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	【目標 16（平和）】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	【目標 17（実施手段）】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

か行

街区公園	＜都市公園の種類＞参照
環境教育	地球温暖化、オゾン層の破壊など深刻化する環境問題を、グローバルな視点から人類全体の問題として捉え、人間の営みが環境とどのような関わりということについて、身近な生活環境の中から示していく教育。
気候緩和	気候変動の原因となる温室効果ガスを減らし、気候変動の進行を「緩やかにすること」。（※過去に排出された温室効果ガスの影響があり、気候変動の進行を「止める」ことはできないため、気候「緩和」を行う。）
協働	適切な役割分担のもとに、協力して取り組むこと。今後のまちづくりにおいては、市民・事業者と行政との協働が重要になる。
近隣公園	＜都市公園の種類＞参照
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村で自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
景域	自然立地的土地利用計画を論じる際に、ドイツにおける「Landschaft (英: Landscape)」を訳したもので、「人間の生活・生産活動が行われている道徳的な地域」または、「植生、自然条件、歴史、産業などの特徴から個性のある景観(風景)を形成する、ひとまとまりの地域」であると定義している。また景域保全は、地域の生産や生活、自然環境の保全・開発を図ることを目的としている。

国立公園	日本を代表する優れた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然に親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところであり、環境大臣が自然公園法に基づき指定し、国が直接管理する自然公園。
公共公益施設	住民の生活のために必要なサービス施設の総称。公益施設は一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等を示すのに対し、公共施設はその内容の範囲が法令により定められている。例えば、都市計画法では道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設と規定されている。
コミュニティ	住民相互の協力と連帯による地域社会。 また、この地域社会活動をコミュニティ活動といい、公民館、集会所などの施設をコミュニティ施設という。

さ行

里山	クヌギやコナラなどの雑木林で、かつては薪や炭が生産され、下刈の草や落ち葉は堆肥として利用されていた。ここでは、自然と人間の生活が共生することで、半自然的な生態系が成り立っている。
ジオパーク	「ジオ（地球・大地）」と「パーク（公園）」を掛け合わせた言葉で、「大地の公園」を意味する。 ユネスコが認定する地域で、地球科学的価値を有する「大地の遺産」を保護し、また、複数の見どころをサイトに指定して観光や教育に活用することで、多くの人々が地域の魅力を知り、更なる活性化を目指して活動している。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している、もしくはおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
施設緑地	緑地の分類であり、都市施設として積極的に整備を図ろうとする意図のある土地で、整備されることにより公共オープンスペースとなるもの。都市公園法に基づく「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地により構成される。
市民農園	都市の住民の方々がレクリエーションや高齢者の生きがいづくり、児童の教育などの多様な目的で、小面積の農地を利用して自家消費用の野菜や花などを育てるための農園。
住区基幹公園	都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境、休養・レクリエーション活動の場として、主に徒歩圏内に居住する者の日常的な利用に供する都市公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に分類される。
シンボルツリー	地域や施設、建物等を象徴するような樹木。
水源涵養	森林の樹木や地表植生などによって、降雨を地表に徐々に染み込ませ、河川流量を一定にする機能。洪水の防止と水資源の確保に資する。

生産緑地	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 500 ㎡（市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 ㎡まで引き下げることが可能）以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図るもの。市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。
セントラルパーク	この計画においては、中心市街地を代表する公園を指し、誰もが憩い、交流できる公園を意味する。
総合公園	＜都市公園の種類＞参照

た行

地域制緑地	緑地の分類であり、都市の自然環境・景観を保全することを目的に特定の地域を指定し、土地の利用を規制するもの。法律を根拠とする「法によるもの」、行政と市民などの協定に基づく「協定によるもの」、条例・要綱・契約等による「条例等によるもの」等がある。
地域防災計画	災害対策基本法の規定により、八戸市における防災対策の基本を定めたもの。
地区計画	地区の一体的な整備及び保全を図るため、主として街区内の居住者等が利用する道路、公園等の施設整備、建築物の建築等に対し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、その計画内容に従った開発行為、建築物の建築等が行われるように誘導することを目的とする制度。
地区公園	＜都市公園の種類＞参照
都市機能	鉄道・バス等の公共交通、道路等の基盤、商業・業務地の立地、各種行政サービス等、都市生活を行う上での各種サービスの総称。
都市計画区域	都市計画法及びその他の関連法規の適用を受けるべき土地の区域。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」
都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地、④国が国家的な記念事業として、または我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
都市施設	都市に生活する人が共同で利用し、都市での生活や生産活動を支え、都市の骨組みを造る施設のこと。代表的な施設に道路、公園、上下水道、ごみ処理施設などがある。

土地区画整理事業	土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して土地の利用増進を図る事業。

<都市公園の種類>

種類	種別	内　　容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を基準として定めること。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ha を基準として定めること。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ha を基準として定めること。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 か所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 か所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 か所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位

な行

ネットワーク	都市の構造を構成する要素（緑、水辺など）や主な施設（道路など）等が連結され、相互の機能を高めること。
農用地	農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）第 3 条第 1 号に、「耕作の目的または主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」とされており、具体的には、農地及び採草放牧地のことを指す。

は行

パーク・ピー・エフ・アイ（Park-PFI）	公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する制度。事業者が設置する施設から得られる収益を公園の整備・管理に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
八戸市を緑にする会	行政と連携しながら、緑化思想の普及や公園及び街路樹の自主管理等の活動を実施している団体。事務局は八戸市公園緑地課。
ピー・エフ・アイ（PFI）	正式名称は Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）。公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
ビオトープ	特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間と捉えることが特徴。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope と合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。
保安林	木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要。
保全配慮地区	保全配慮地区とは、都市緑地法（第４条第２項第６号）に基づき定められる地区で、「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」とされる。 行為の制限などの法的な効果は生じないが、風致景観や生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置付け、その地区内で講じる緑地保全施策などを定める。
保存樹	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹の所有者は、保存樹について枯損防止等保存に努める義務を負う。

保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。保存樹林の所有者は、保存樹林について枯損防止等保存に努める義務を負う。

ま行

水辺の楽校	生物の良好な生育・生息環境に配慮しつつ、子どもたちが安全に水辺に近づけるよう、アクセス性に配慮して整備された場所。
身近な公園	都市公園の種類のうち、一定の住区内に設置することを想定した街区公園、近隣公園、地区公園（いわゆる住区基幹公園）の総称。

ら行

緑道	＜都市公園の種類＞参照
緑被率	平面的な緑の量を把握する場合に用いる尺度で、樹木や芝生等の植物に覆われた土地の面積はもちろんとして、樹木の樹冠投影面積を含めて緑被面積とし、その面積が単位となる地区面積全体に占める割合をいう。
緑化重点地区	緑化の推進を重点的に図るべき地区として緑の基本計画に任意に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めたもの。
緑地	自然的環境を有するオープンスペース。その種類としては、施設緑地と地域制緑地に大別される。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れていること、動植物の生息地または生息地として適正に保全する必要があること等一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため、市が定める地区。
緑地保全地域	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全することを目的に、都市計画法における地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が計画決定を行うもの。
林分	樹種、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接したものとは森林の様相（林相）によって明らかに区別がつく一団地の森林をいう。
齢級	林齢を 5 年単位でくくって森林の年齢を表現したもの。森林に苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を 1 齢級と数える。樹木が芽生えてから経過した年数を表す樹齢とは異なる。
レッドデータブック（RDB）	レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の解説として掲載種の生息状況等をとりまとめ編纂した書籍

＜緑地の種類＞

施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの
	都市公園以外	公共施設緑地 1)	国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯及び植樹帯、地方自治法設置または市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグランド、こどもの国、青少年公園　等
		民間施設緑地 2)	市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グランド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園　等
地域制緑地等	法によるもの		緑地保全地区（都市緑地保全法） 風致地区（都市計画法） 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他） 歴史的風土特別保存地区（古都保存法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財（文化財保護法）等
	協定によるもの 3)		緑地協定（都市緑地保全法）
	条例等によるもの 4)		条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの　等

1）公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設
2）民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設
　＊公開しているもの
　＊500 ㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね 20%以下であるもの。
　＊永続性が高いもの
3）緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。
4）条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象にする。

改定の経緯

1．八戸市緑の審議会　委員名簿

（敬称略・順不同）

氏　名	役　職	備　考 （ ）内は任期
鮎川　恵理	八戸工業大学　工学部　生命環境科学科　准教授	会長
山下　英夫	（協）八戸造園建設業協会　代表理事	委員
工藤　義治	八戸市森林組合　業務課長	委員
昆　賀子	（一社）ガールスカウト　青森県連盟第４団委員長	委員
山本　光一	公募委員	委員 （1～5 回）
鈴木　俊喜	公募委員	委員 （6 回）
泉水　朝宏	八戸学院大学　健康医療学部　人間健康学科　助教	臨時委員
李　善太	八戸工業高等専門学校　産業システム工学科　助教	臨時委員
安田　眞理子	八戸市立三条中学校　校長	臨時委員
高谷　信行	八戸市立城北小学校　校長	臨時委員
澤井　睦美	八戸学院第二しののめ幼稚園　園長	臨時委員
阿部　勝博	八戸国道出張所　所長	臨時委員
橋本　公学	青森県三八地域県民局　地域整備部　次長	臨時委員
音喜多　泉	八戸商工会議所　女性会　理事	臨時委員 （1～2 回）
岡沼　栄比子	八戸商工会議所　女性会　会長	臨時委員 （3～6 回）
阿部　寿一	（一財）VISIT はちのへ　専務理事	臨時委員
間山　路代	八戸市社会福祉協議会　事務局長	臨時委員
上野　茂宣	八戸市連合町内会連絡協議会　会長	臨時委員

2．八戸市緑の基本計画庁内連絡会議　委員名簿

（順不同）

所　属	役　職
都市整備部（座長）	公園緑地課長
総合政策部	市民連携推進課 地域連携 GL
	南郷事務所 副所長（地域振興 GL）
まちづくり文化スポーツ部	まちづくり推進課 中心市街地活性化 GL
	まちづくり推進課 まちづくり支援 GL
	スポーツ振興課 スポーツ振興 GL
	美術館 総務経営 GL
総務部	行政管理課 行政改革 GL
	行政管理課 庁舎管理 GL
財政部	契約検査課 工事契約 GL
商工労働観光部	商工課 商工振興 GL
	産業労政課 企業誘致推進 GL
	産業労政課 新産業団地開発室長
	観光課 施設 GL
農林水産部	農政課 農政 GL
	農林畜産課 農林環境 GL
	農業経営振興センター 経営支援 GL
	水産事務所 漁業振興 GL
環境部	環境政策課 環境政策推進 GL
	環境政策課 資源リサイクル GL
建設部	港湾河川課 管理 GL
	港湾河川課 河川水路 GL
	道路建設課 整備 GL
	道路維持課 管理 GL
都市整備部	都市政策課 交通政策 GL
	市街地整備課 区画整理 GL
	駅西区画整理事業所 工事 GL
	公園緑地課 管理緑化 GL
	建築指導課 開発指導 GL
教育委員会	教育総務課 学校施設 GL
	社会教育課 文化財 GL
	是川縄文館 縄文の里整備推進 GL

3．改定までの経緯

年月	八戸市	市議会	市民意見等
令和３年度			
８月 23 日	第１回緑の審議会		
９月中旬～ ９月末			市民アンケート
12 月２日	第２回緑の審議会		
12 月 17 日		港湾・都市基盤整備 推進特別委員会	
令和４年度			
６月 27 日	第３回緑の審議会		
８月 29 日	第１回庁内連絡会議		
９月 29 日	第４回緑の審議会		
12 月１日	第２回庁内連絡会議		
12 月 26 日	第５回緑の審議会		
１月 20 日		建設協議会	
１月 20 日～ ２月 19 日			パブリックコメント
３月８日	第６回緑の審議会		

発 行：八戸市 都市整備部 公園緑地課

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目１番１号
TEL：0178-43-2111(代表)
FAX：0178-47-0746
E-mail：koen@city.hachinohe.aomori.jp
ホームページ：https://www.city.hachinohe.aomori.jp/